

江戸川区地域防災計画令和5年度修正(案)新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章		旧 内 容	新 内 容																			
第1部 総則 第1章	1	第1節 計画の目的と前提 2 計画の前提 ほかに、被災者の視点に立った対応が重要であることから、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や(追加)高齢者、子ども(追加)など男女共同参画・多様性の視点を踏まえた防災対策を推進していく。	第1節 計画の目的と前提 2 計画の前提 ほかに、被災者の視点に立った対応が重要であることから、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や性的マイノリティ、高齢者、子ども、障害者、外国人など男女共同参画・多様性の視点を踏まえた防災対策を推進していく。																			
	8	第2節 区、都及び防災関係機関の役割 5 指定公共機関の役割 <u>東京ガス(株)</u>	第2節 区、都及び防災関係機関の役割 5 指定公共機関の役割 <u>東京ガスネットワーク(株)</u>																			
第2章	9	8 協力協定団体等	8 協力協定団体等																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>協 力 協 定 団 体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物 資</td> <td>…(略)…</td> </tr> <tr> <td>復旧活動</td> <td>…(略)…区内土木建築関係業者 <u>4 2</u>社</td> </tr> <tr> <td>輸 送</td> <td>…(略)…</td> </tr> <tr> <td>施 設</td> <td>…(略)…区内ホテル事業者 <u>5</u>社 …(略)…</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	協 力 協 定 団 体	物 資	…(略)…	復旧活動	…(略)…区内土木建築関係業者 <u>4 2</u> 社	輸 送	…(略)…	施 設	…(略)…区内ホテル事業者 <u>5</u> 社 …(略)…	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>協 力 協 定 団 体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物 資</td> <td>…(略)…<u>アスクル(株)</u> <u>コーナン商事(株)</u> <u>(株)セイエイドーKVSコーポレーション</u></td> </tr> <tr> <td>復旧活動</td> <td>…(略)…区内土木建築関係業者 <u>4 5</u>社</td> </tr> <tr> <td>輸 送</td> <td>…(略)…<u>佐川急便(株)</u> <u>東京福山通運(株)</u></td> </tr> <tr> <td>施 設</td> <td>…(略)…区内ホテル事業者 <u>4</u>社 …(略)…<u>南小岩六丁目地区市街地再開発組合</u> <u>独立行政法人国立青少年教育振興機構</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	協 力 協 定 団 体	物 資	…(略)… <u>アスクル(株)</u> <u>コーナン商事(株)</u> <u>(株)セイエイドーKVSコーポレーション</u>	復旧活動	…(略)…区内土木建築関係業者 <u>4 5</u> 社	輸 送	…(略)… <u>佐川急便(株)</u> <u>東京福山通運(株)</u>	施 設
種 別	協 力 協 定 団 体																					
物 資	…(略)…																					
復旧活動	…(略)…区内土木建築関係業者 <u>4 2</u> 社																					
輸 送	…(略)…																					
施 設	…(略)…区内ホテル事業者 <u>5</u> 社 …(略)…																					
種 別	協 力 協 定 団 体																					
物 資	…(略)… <u>アスクル(株)</u> <u>コーナン商事(株)</u> <u>(株)セイエイドーKVSコーポレーション</u>																					
復旧活動	…(略)…区内土木建築関係業者 <u>4 5</u> 社																					
輸 送	…(略)… <u>佐川急便(株)</u> <u>東京福山通運(株)</u>																					
施 設	…(略)…区内ホテル事業者 <u>4</u> 社 …(略)… <u>南小岩六丁目地区市街地再開発組合</u> <u>独立行政法人国立青少年教育振興機構</u>																					

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容
部・章	頁		
第3章	11		<p style="color: red; margin: 0;">国立大学法人東京芸術大学</p> <p style="color: red; margin: 0;">東京都公立大学法人</p> <p style="color: red; margin: 0;">(株)東京レポートセンター</p> <p style="color: red; margin: 0;">東京都(東京都生活文化スポーツ局所管4施設)</p> <p style="color: red; margin: 0;">コーナン商事(株)</p> <p style="color: red; margin: 0;">(株)Wガーデン</p>
		被災者支援	<p>…(略)…</p> <p style="color: red; margin: 0;">(株)達富</p> <p style="color: red; margin: 0;">(株)ケアギビング</p> <p style="color: red; margin: 0;">三和商事(株)</p> <p style="color: red; margin: 0;">ウコウコヤオ(株)</p>
		相互支援	<p>…(略)…</p> <p style="color: red; margin: 0;">東京都・区市町村</p>
		遺体取扱	<p>…(略)…</p> <p style="color: red; margin: 0;">(有)瑞江セレモ</p>
		<p>第1節 江戸川区の概況</p> <p>1 地勢</p> <p>本区は、東京都の最東端に位置し、面積約49k m²、南北約13 km、東西約8 kmで、北は葛飾区に接し、南は東京湾に臨んでいる。東は千葉県との県境である江戸川が流れ、西は旧中川・荒川を挟んで墨田区・江東区と対している。区域を流れる河川は7河川45 kmに及び、区域の2割近くが水域となっている。</p> <p>東京東部低地であり、江戸川の河口に発達した厚い沖積地である本区の地盤高は、A.P. - 1.5 ~ + 2.5mと総じて低く、陸域の約7割が満潮位以下の平坦な低地帯となっている。</p>	<p>第1節 江戸川区の概況</p> <p>1 地勢</p> <p>本区は、東京都の最東端に位置し、面積約49k m²、南北約13 km、東西約8 kmで、北は葛飾区に接し、南は東京湾に臨んでいる。東は千葉県との県境である江戸川が流れ、西は旧中川・荒川を挟んで墨田区・江東区と対している。区域を流れる河川は7河川45 kmに及び、区域の2割近くが水域となっている。</p> <p>東京東部低地であり、江戸川の河口に発達した厚い沖積地である本区の地盤高は、A.P. - 1.5 ~ + 2.5mと総じて低く、陸域の約7割が満潮位以下の平坦な低地帯となっている。</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容																																																																																																																						
部・章	頁																																																																																																																								
	11	<p>3 人口</p> <p>(1) 人口・世帯・面積 (R3.4.1 現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>地区別</th> <th>人口</th> <th>面積</th> <th>人口密度</th> <th>世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区 民 課</td> <td><u>138,855</u> 人</td> <td><u>1,046.30ha</u></td> <td><u>133</u> 人/ha</td> <td><u>67,480</u> 世帯</td> </tr> <tr> <td>小松川事務所</td> <td><u>56,253</u></td> <td><u>443.01</u></td> <td><u>127</u></td> <td><u>29,132</u></td> </tr> <tr> <td>葛西事務所</td> <td><u>254,779</u></td> <td><u>1,663.10</u></td> <td><u>153</u></td> <td><u>128,007</u></td> </tr> <tr> <td>小岩事務所</td> <td><u>97,622</u></td> <td><u>626.42</u></td> <td><u>156</u></td> <td><u>52,519</u></td> </tr> <tr> <td>東部事務所</td> <td><u>91,784</u></td> <td><u>651.98</u></td> <td><u>141</u></td> <td><u>43,893</u></td> </tr> <tr> <td>鹿骨事務所</td> <td><u>55,337</u></td> <td><u>477.79</u></td> <td><u>116</u></td> <td><u>26,699</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>694,630</u></td> <td><u>4,908.60</u></td> <td><u>142</u></td> <td><u>347,730</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 昼夜人口 (平成27年国勢調査による東京都の昼間人口より)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>常住人口(夜間人口)</th> <th>昼間人口</th> <th>流入人口</th> <th>流出口</th> <th>残留人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>681,298</u></td> <td><u>561,479</u></td> <td><u>69,539</u></td> <td><u>189,358</u></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">昼夜間人口比率 ÷ × 100</td> <td colspan="2">流入超過人口 -</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>82.41</u></td> <td colspan="2"><u>119,819</u></td> </tr> </tbody> </table>	地区別	人口	面積	人口密度	世帯	区 民 課	<u>138,855</u> 人	<u>1,046.30ha</u>	<u>133</u> 人/ha	<u>67,480</u> 世帯	小松川事務所	<u>56,253</u>	<u>443.01</u>	<u>127</u>	<u>29,132</u>	葛西事務所	<u>254,779</u>	<u>1,663.10</u>	<u>153</u>	<u>128,007</u>	小岩事務所	<u>97,622</u>	<u>626.42</u>	<u>156</u>	<u>52,519</u>	東部事務所	<u>91,784</u>	<u>651.98</u>	<u>141</u>	<u>43,893</u>	鹿骨事務所	<u>55,337</u>	<u>477.79</u>	<u>116</u>	<u>26,699</u>	合 計	<u>694,630</u>	<u>4,908.60</u>	<u>142</u>	<u>347,730</u>	常住人口(夜間人口)	昼間人口	流入人口	流出口	残留人口	<u>681,298</u>	<u>561,479</u>	<u>69,539</u>	<u>189,358</u>	-	昼夜間人口比率 ÷ × 100		流入超過人口 -			<u>82.41</u>		<u>119,819</u>		<p>3 人口</p> <p>(1) 人口・世帯・面積 (R5.4.1 現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>地区別</th> <th>人口(人)</th> <th>面積(k㎡)</th> <th>人口密度 (人/k㎡)</th> <th>世帯(世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区 民 課</td> <td><u>136,884</u></td> <td><u>10.4630</u></td> <td><u>13,083</u></td> <td><u>67,784</u></td> </tr> <tr> <td>小松川事務所</td> <td><u>55,755</u></td> <td><u>4.4301</u></td> <td><u>12,585</u></td> <td><u>29,253</u></td> </tr> <tr> <td>葛西事務所</td> <td><u>253,454</u></td> <td><u>16.6310</u></td> <td><u>15,240</u></td> <td><u>129,189</u></td> </tr> <tr> <td>小岩事務所</td> <td><u>96,899</u></td> <td><u>6.2642</u></td> <td><u>15,469</u></td> <td><u>52,899</u></td> </tr> <tr> <td>東部事務所</td> <td><u>91,173</u></td> <td><u>6.5198</u></td> <td><u>13,984</u></td> <td><u>44,475</u></td> </tr> <tr> <td>鹿骨事務所</td> <td><u>54,336</u></td> <td><u>4.7779</u></td> <td><u>11,372</u></td> <td><u>26,685</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>688,501</u></td> <td><u>49.0860</u></td> <td><u>14,026</u></td> <td><u>350,285</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 昼夜人口 (令和2年国勢調査による東京都の昼間人口より)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>常住人口(夜間人口)</th> <th>昼間人口</th> <th>流入人口</th> <th>流出人口</th> <th>残留人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>697,932</u></td> <td><u>571,717</u></td> <td><u>68,812</u></td> <td><u>195,026</u></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">昼夜間人口比率 ÷ × 100</td> <td colspan="2">流入超過人口 -</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>81.92</u></td> <td colspan="2"><u>126,214</u></td> </tr> </tbody> </table>	地区別	人口(人)	面積(k㎡)	人口密度 (人/k㎡)	世帯(世帯)	区 民 課	<u>136,884</u>	<u>10.4630</u>	<u>13,083</u>	<u>67,784</u>	小松川事務所	<u>55,755</u>	<u>4.4301</u>	<u>12,585</u>	<u>29,253</u>	葛西事務所	<u>253,454</u>	<u>16.6310</u>	<u>15,240</u>	<u>129,189</u>	小岩事務所	<u>96,899</u>	<u>6.2642</u>	<u>15,469</u>	<u>52,899</u>	東部事務所	<u>91,173</u>	<u>6.5198</u>	<u>13,984</u>	<u>44,475</u>	鹿骨事務所	<u>54,336</u>	<u>4.7779</u>	<u>11,372</u>	<u>26,685</u>	合 計	<u>688,501</u>	<u>49.0860</u>	<u>14,026</u>	<u>350,285</u>	常住人口(夜間人口)	昼間人口	流入人口	流出人口	残留人口	<u>697,932</u>	<u>571,717</u>	<u>68,812</u>	<u>195,026</u>	-	昼夜間人口比率 ÷ × 100		流入超過人口 -			<u>81.92</u>		<u>126,214</u>	
地区別	人口	面積	人口密度	世帯																																																																																																																					
区 民 課	<u>138,855</u> 人	<u>1,046.30ha</u>	<u>133</u> 人/ha	<u>67,480</u> 世帯																																																																																																																					
小松川事務所	<u>56,253</u>	<u>443.01</u>	<u>127</u>	<u>29,132</u>																																																																																																																					
葛西事務所	<u>254,779</u>	<u>1,663.10</u>	<u>153</u>	<u>128,007</u>																																																																																																																					
小岩事務所	<u>97,622</u>	<u>626.42</u>	<u>156</u>	<u>52,519</u>																																																																																																																					
東部事務所	<u>91,784</u>	<u>651.98</u>	<u>141</u>	<u>43,893</u>																																																																																																																					
鹿骨事務所	<u>55,337</u>	<u>477.79</u>	<u>116</u>	<u>26,699</u>																																																																																																																					
合 計	<u>694,630</u>	<u>4,908.60</u>	<u>142</u>	<u>347,730</u>																																																																																																																					
常住人口(夜間人口)	昼間人口	流入人口	流出口	残留人口																																																																																																																					
<u>681,298</u>	<u>561,479</u>	<u>69,539</u>	<u>189,358</u>	-																																																																																																																					
昼夜間人口比率 ÷ × 100		流入超過人口 -																																																																																																																							
<u>82.41</u>		<u>119,819</u>																																																																																																																							
地区別	人口(人)	面積(k㎡)	人口密度 (人/k㎡)	世帯(世帯)																																																																																																																					
区 民 課	<u>136,884</u>	<u>10.4630</u>	<u>13,083</u>	<u>67,784</u>																																																																																																																					
小松川事務所	<u>55,755</u>	<u>4.4301</u>	<u>12,585</u>	<u>29,253</u>																																																																																																																					
葛西事務所	<u>253,454</u>	<u>16.6310</u>	<u>15,240</u>	<u>129,189</u>																																																																																																																					
小岩事務所	<u>96,899</u>	<u>6.2642</u>	<u>15,469</u>	<u>52,899</u>																																																																																																																					
東部事務所	<u>91,173</u>	<u>6.5198</u>	<u>13,984</u>	<u>44,475</u>																																																																																																																					
鹿骨事務所	<u>54,336</u>	<u>4.7779</u>	<u>11,372</u>	<u>26,685</u>																																																																																																																					
合 計	<u>688,501</u>	<u>49.0860</u>	<u>14,026</u>	<u>350,285</u>																																																																																																																					
常住人口(夜間人口)	昼間人口	流入人口	流出人口	残留人口																																																																																																																					
<u>697,932</u>	<u>571,717</u>	<u>68,812</u>	<u>195,026</u>	-																																																																																																																					
昼夜間人口比率 ÷ × 100		流入超過人口 -																																																																																																																							
<u>81.92</u>		<u>126,214</u>																																																																																																																							

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
	12	<p>4 都市構造</p> <p>(1) 人口の推移</p> <p>昭和30年以降の本区総人口の推移を見ると、一貫して増加を続け平成22年度に68万人を超えたが、平成23年度から24年度において初めて減少傾向に転じた。その後、また増加傾向に転じ、令和元年度には70万人を超えている。</p> <p>なお、区内の平均人口密度（セミグロス）は、142人/haとなっており、区域全域が人口集中地区（DID）となっている。</p>	<p>4 都市構造</p> <p>(1)人口の推移</p> <p>昭和30年以降の本区総人口の推移を見ると、一貫して増加を続け平成22年度に68万人を超えたが、平成23年度から24年度において初めて減少傾向に転じた。その後、また増加傾向に転じ、令和元年度には70万人を超えている。</p> <p>なお、区内の平均人口密度（セミグロス）は、14,026人/k㎡となっており、区域全域が人口集中地区（DID）となっている。</p>
	13	<p>(6)道路</p> <p>本区には、幹線道路や身近な生活道路など約1,150kmに及ぶ道路があり、道路率は約23%（区陸域比）と比較的高い。一方、都市の骨格を形成する都市計画道路は、延長129kmのうち、令和3年4月時点で79%にあたる102kmが完成しているが、放射線や環状線が概ね完成しているのに対して区内各地域を連携する補助線等の完成率が72%という状況である。</p> <p>そこで、災害に強い街づくりを更に進めるため、平成元年度より区施行による都市計画道路の整備に取り組んでおり、国1路線約1.2km、都3路線約2.0kmとともに、現在7路線約8.4mの事業を進めている。</p> <p>(8)公園</p> <p>空地として、災害時の避難機能や延焼遮断機能を有する公園緑地は、江戸川・荒川の河川敷の他、大島小松川公園・篠崎公園・宇喜田公園・総合レクリエーション公園・葛西臨海公園がある。その</p>	<p>(6)道路</p> <p>本区には、幹線道路や身近な生活道路など約1,150kmに及ぶ道路があり、道路率は約23%（区陸域比）と比較的高い。一方、都市の骨格を形成する都市計画道路は、延長129kmのうち、令和5年4月時点で79%にあたる102kmが完成しているが、放射線や環状線が概ね完成しているのに対して区内各地域を連携する補助線等の完成率が72%という状況である。</p> <p>そこで、災害に強い街づくりを更に進めるため、平成元年度より区施行による都市計画道路の整備に取り組んでおり、国1路線約1.2km、都3路線約2.0kmとともに、現在7路線約9.5kmの事業を進めている。</p> <p>(8)公園</p> <p>空地として、災害時の避難機能や延焼遮断機能を有する公園・緑地は、江戸川・荒川の河川敷の他、大島小松川公園・篠崎公園・宇喜田公園・総合レクリエーション公園・葛西臨海公園がある。その</p>

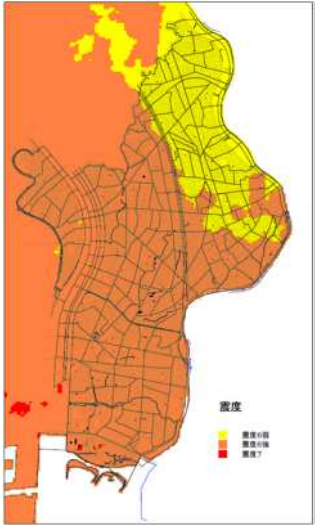
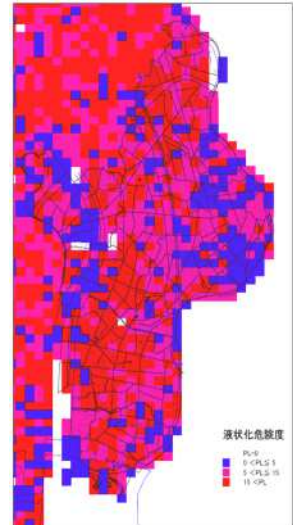
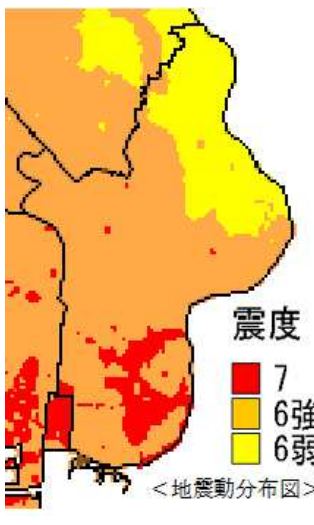
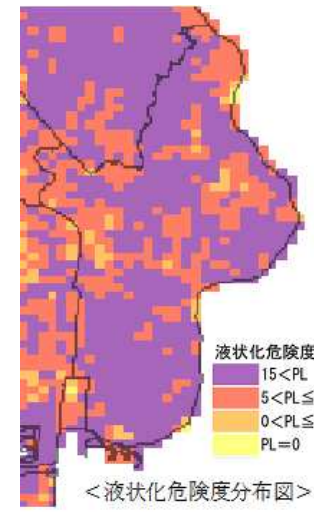
江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
		<p>他<u>公園、児童遊園等の小規模公園も整備が進んでいる。</u></p> <p>また、せせらぎが流れ、緑が連なる親水公園や親水緑道は、小松川・平井地区を除く区内全域に広がっており、23路線約27.3kmが完成している。親水公園や親水緑道は、避難路や延焼遮断帯としての効果が期待できるほか、身近な消防水利として活用することができる。</p> <p>(9)河川・下水道</p> <p>周辺を大河川に囲まれた本区では、昭和30年～40年代にかけて実施された河川改修事業や外郭堤防整備により、外水に対し一定の安全度は得ているが、低地帯である本区にとっては、更なる堤防強化が必要である。</p> <p>一方、内水対策の決め手として推進した公共下水道の整備は、<u>区画整理事業施行中の一部の地域を除き</u>、平成7年3月末で普及率概成100%を達成しており、水害に強い街へと生まれ変わっている。</p>	<p>他、<u>小規模公園の整備も進んでいる。</u></p> <p>また、せせらぎが流れ、緑が連なる親水公園や親水緑道は、小松川・平井地区を除く区内全域に広がっており、23路線約27.3kmが完成している。親水公園や親水緑道は、避難路や延焼遮断帯としての効果が期待できるほか、身近な消防水利として活用することができる。</p> <p>(9)河川・下水道</p> <p>周辺を大河川に囲まれた本区では、昭和30年～40年代にかけて実施された河川改修事業や外郭堤防整備により、外水に対し一定の安全度は得ているが、低地帯である本区にとっては、更なる堤防強化が必要である。</p> <p>一方、内水対策の決め手として推進した公共下水道の整備は、<u>（削除）</u>平成7年3月末で普及率概成100%を達成しており、水害に強い街へと生まれ変わっている。</p>
	14	<p>第2節 地震被害の想定</p> <p>東京都防災会議は、<u>平成23年3月11日に発生した東日本大震災の経験を踏まえ</u>、東京に影響を及ぼす大規模地震について、最新の科学的知見に基づいて「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した（平成24年4月18日公表）。</p> <p>区では、この地震の中から江戸川区が最大の被害となる「<u>東京湾北部地震</u>」を、地域防災計画の前提条件として位置付ける。</p> <p>なお、津波については、「<u>元禄型関東地震</u>」を前提とする。</p>	<p>第2節 地震被害の想定</p> <p>東京都防災会議は、<u>（削除）</u>東京に影響を及ぼす大規模地震について、最新の科学的知見に基づいて「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した（令和4年5月25日公表）。</p> <p>区では、この地震の中から江戸川区が最大の被害となる「<u>都心南部直下地震</u>」を、地域防災計画の前提条件として位置付ける。</p> <p>なお、津波については、「<u>南海トラフ巨大地震</u>」を前提とする。</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容																																				
部・章	頁																																						
	15	<p>1 想定地震 被害想定的前提条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">地震の種類</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">東京湾北部地震 (首都直下地震)</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">元禄型関東地震 (海溝型地震)</td> </tr> <tr> <td>震源</td> <td style="text-align: center;">東京湾北部</td> <td style="text-align: center;">相模トラフ沿い</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td style="text-align: center;">マグニチュード 7.3</td> <td style="text-align: center;">マグニチュード 8.2</td> </tr> <tr> <td>震源の深さ</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">約 30～50km</td> </tr> <tr> <td>地震発生の時刻</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">冬 18時 風速 8 m/s (冬 5時・冬 12時、風速：8 m/s、風速は 4 m/s でも算定)</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td style="text-align: center;">区内最大 T.P.+1.55m</td> <td style="text-align: center;">区内最大 T.P.+2.11m</td> </tr> </table> <p>地震動分布図 液状化危険度分布図 の更新</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	地震の種類	東京湾北部地震 (首都直下地震)	元禄型関東地震 (海溝型地震)	震源	東京湾北部	相模トラフ沿い	規模	マグニチュード 7.3	マグニチュード 8.2	震源の深さ	約 30～50km		地震発生の時刻	冬 18時 風速 8 m/s (冬 5時・冬 12時、風速：8 m/s、風速は 4 m/s でも算定)		津波	区内最大 T.P.+1.55m	区内最大 T.P.+ 2.11m	<p>1 想定地震 被害想定的前提条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">地震の種類</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">都心南部直下地震 (首都直下地震)</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">南海トラフ巨大地震 (海溝型地震)</td> </tr> <tr> <td>震源</td> <td style="text-align: center;">区部の南部</td> <td style="text-align: center;">南海トラフ沿い</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td style="text-align: center;">マグニチュード 7.3</td> <td style="text-align: center;">マグニチュード 9クラス</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td>地震発生の時刻</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">冬 18時 風速 8 m/s (冬 5時・冬 12時、風速：8 m/s、風速は 4 m/s でも算定)</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">区内最大 T.P.+2.24m</td> </tr> </table> <p>地震動分布図 液状化危険度分布図 の更新</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	地震の種類	都心南部直下地震 (首都直下地震)	南海トラフ巨大地震 (海溝型地震)	震源	区部の南部	南海トラフ沿い	規模	マグニチュード 7.3	マグニチュード 9クラス	(削除)	(削除)		地震発生の時刻	冬 18時 風速 8 m/s (冬 5時・冬 12時、風速：8 m/s、風速は 4 m/s でも算定)		津波	-	区内最大 T.P.+ 2.24m
地震の種類	東京湾北部地震 (首都直下地震)	元禄型関東地震 (海溝型地震)																																					
震源	東京湾北部	相模トラフ沿い																																					
規模	マグニチュード 7.3	マグニチュード 8.2																																					
震源の深さ	約 30～50km																																						
地震発生の時刻	冬 18時 風速 8 m/s (冬 5時・冬 12時、風速：8 m/s、風速は 4 m/s でも算定)																																						
津波	区内最大 T.P.+1.55m	区内最大 T.P.+ 2.11m																																					
地震の種類	都心南部直下地震 (首都直下地震)	南海トラフ巨大地震 (海溝型地震)																																					
震源	区部の南部	南海トラフ沿い																																					
規模	マグニチュード 7.3	マグニチュード 9クラス																																					
(削除)	(削除)																																						
地震発生の時刻	冬 18時 風速 8 m/s (冬 5時・冬 12時、風速：8 m/s、風速は 4 m/s でも算定)																																						
津波	-	区内最大 T.P.+ 2.24m																																					

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
	15	<p>3 津波</p> <p>水門開放の条件では、葛西臨海公園付近で最大の津波高がT.P.+1.92mになり、中葛西周辺の一部が浸水する。一方、水門を閉鎖の条件では、浸水区域はないものの、区内において満潮時、最大でT.P.+2.11mの津波高が予測された。</p> <p>4 物的・人的被害</p> <p>東京湾北部地震が冬18時、風速8m/sの条件下（火災が多発、風が強く延焼しやすい最悪ケース）で発生した場合、死者600人、建物倒壊 8,700棟、焼失14,000棟の大きな被害が発生する。</p> <p style="text-align: center;">東京湾北部地震による主な被害</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>建物全壊棟数 8,744 棟</p> <p>焼失棟数 13,910 棟</p> <p>死者 600 人（うち要配慮者 401 人）</p> <p>負傷者 7,706 人（うち重傷者 1,209 人）</p> <p>エレベーター閉じ込め 205 件</p> <p>自力脱出困難者 3,198 人</p> <p>避難者人口 316,536 人</p> <p>避難生活者 205,748 人（疎開者 110,788 人）</p> <p>帰宅困難者 102,564 人</p> </div>	<p>3 津波</p> <p>水門開放の条件では、葛西臨海公園付近で最大の津波高がT.P.+1.92mになり、中葛西周辺の一部が浸水する。一方、水門を閉鎖の条件では、浸水区域はないものの、区内において満潮時、最大でT.P.+2.24mの津波高が予測された。</p> <p>4 物的・人的被害</p> <p>都心南部直下地震が冬18時、風速8m/sの条件下（火災が多発、風が強く延焼しやすい最悪ケース）で発生した場合、死者582人、建物全壊 6,656棟、焼失14,421棟の大きな被害が発生する。</p> <p style="text-align: center;">都心南部直下地震による主な被害</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>建物全壊棟数 6,656 棟</p> <p>焼失棟数 14,421 棟</p> <p>死者 582 人（うち要配慮者 411 人）</p> <p>負傷者 6,713 人（うち重傷者 1,106 人）</p> <p>閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数 976 台</p> <p>自力脱出困難者 2,444 人</p> <p>避難者 284,088 人</p> <p>(削除)</p> <p>帰宅困難者 46,192 人</p> </div>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正(案)新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

旧		新													
部・章	頁	内容													
	16	表の更新													
		表の更新													
		想定地震		東京湾北部地震 M7.3					元禄型関東地震 M8.2						
		想定発生時刻		冬5時		冬12時		冬18時		冬5時		冬12時		冬18時	
		想定風速		風速8m	風速4m	風速8m	風速4m	風速8m	風速4m	風速8m	風速4m	風速8m	風速4m	風速8m	風速4m
		計(棟)		3,861											
		原因別 建物全壊棟数	ゆれ	8,529											
			液状化	215											
			急傾斜地崩壊	0											
			合計	3,861											
		火災 建物被害	焼失棟数	1,314	1,105	5,584	4,782	13,910	11,925	716	614	1,039	894	7,499	6,588
			焼失率(倒壊建物を含む)	1.1%	0.9%	4.6%	3.9%	11.4%	9.8%	0.6%	0.5%	0.8%	0.7%	5.9%	5.2%
		死者	計(人)	566	560	350	335	600	561	259	256	130	127	290	273
			ゆれ・液状化建物被害	524	524	240	240	317	317	236	236	108	108	142	142
			急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			火災	39	33	106	91	279	240	20	18	19	17	145	127
			津波	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			ブロック塀等	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3
			屋外落下物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			屋内収容物(参考値)	22	22	11	11	13	13	10	10	5	5	6	6
			計(人)	10,149	10,122	5,844	5,776	7,706	7,526	6,603	6,591	3,427	3,415	4,786	4,707
			ゆれ・液状化建物被害	9,871	9,871	5,242	5,242	6,303	6,303	6,461	6,461	3,269	3,269	4,051	4,051
			急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			火災	132	104	456	388	1,257	1,077	42	31	59	47	636	557
			津波	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			ブロック塀等	133	133	133	133	133	133	93	93	93	93	93	93
			屋外落下物	13	13	13	13	13	13	6	6	6	6	6	6
屋内収容物(参考値)	437		437	254	254	276	276	206	206	125	125	133	133		
計(人)	1,359	1,351	842	823	1,209	1,159	611	608	339	336	568	546			
人的被害	負傷者	ゆれ・液状化建物被害	1,269	1,269	662	662	805	805	562	562	286	286	353	353	
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		火災	37	29	127	108	351	301	12	9	16	13	178	155	
		津波	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	うち重傷者	ブロック塀等	52	52	52	52	52	52	36	36	36	36	36	36	
		屋外落下物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		屋内収容物(参考値)	97	97	55	55	60	60	46	46	27	27	29	29	
		計(人)	183	182	191	189	205	201	154	153	154	154	168	166	
		要配慮者 死者数(人)	262	259	249	239	401	374	119	118	92	90	193	181	
		自力脱出困難者 発生数(人)	5,042	5,042	2,630	2,630	3,198	3,198	2,235	2,235	1,136	1,136	1,404	1,404	
		震災廃棄物(万ト)	310	309	320	318	340	335	159	158	159	159	175	172	
		ライフライン被害	電力(停電率)	17.6%	17.5%	20.3%	19.8%	25.2%	24.0%	11.8%	11.8%	12.0%	11.9%	16.3%	15.7%
通信(不通率)	1.6%		1.5%	5.1%	4.4%	11.6%	10.0%	3.0%	3.0%	3.3%	3.2%	8.3%	7.6%		
ガス(供給支障率)	68.8% ~ 100%														
上水道(断水率)	72.5%														
下水道(管きよ被害率)	27.4%														
避難者(人)	避難人口(人)	257,786	256,812	277,703	273,959	316,536	307,277	202,818	202,350	204,298	203,630	233,904	229,727		
	避難生活者数(人)	167,561	166,928	180,507	178,073	205,748	199,730	131,832	131,527	132,794	132,359	152,038	149,322		
	疎開者人口(人)	90,225	89,884	97,196	95,886	110,788	107,547	70,986	70,822	71,504	71,270	81,867	80,404		
	帰宅困難者(人)	-	-	-	-	102,564	-	-	-	-	-	102,564	-		

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧	新
部・章	頁	内 容	内 容
	17	<p>第3節 水害の想定</p> <p>2 内水氾濫</p> <p>江戸川区では、台風による浸水被害からまちを守るために、排水機場や下水道の整備に力を注ぎ、現在では区内浸水被害は大幅に軽減された。…（略）…</p> <p>3 複合災害</p> <p>…（略）…</p> <p>なお、東日本大震災で甚大な被害をもたらした津波については、東京都の被害想定（H24.4）で江戸川区の最大津波高は、満潮時でも元禄型関東地震（M8.2）による津波高（T.P.+2.11m）であり、東日本大震災時に東北地方を襲ったような大きな津波にはならないとされている。よって、津波単独では、江戸川区内の堤防の高さが最低4m以上あるため、堤防や水門等に損傷がない限り、浸水箇所は堤外の河川敷と想定される。</p>	<p>第3節 水害の想定</p> <p>2 内水氾濫</p> <p>江戸川区では、台風による浸水被害からまちを守るために、排水機場や下水道の整備に力を注ぎ、現在では区内浸水被害は大幅に軽減された。…（略）…</p> <p>3 複合災害</p> <p>…（略）…</p> <p>なお、東日本大震災で甚大な被害をもたらした津波については、東京都の被害想定（R4.5）で江戸川区の最大津波高は、満潮時でも南海トラフ巨大地震（M9クラス）による津波高（T.P.+2.24m）であり、東日本大震災時に東北地方を襲ったような大きな津波にはならないとされている。よって、津波単独では、江戸川区内の堤防の高さが最低4m以上あるため、堤防や水門等に損傷がない限り、浸水箇所は堤外の河川敷と想定される。</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容																								
第2部 予防計画 第1章	19	第1章 区民と地域の防災力向上 対策の体系と実施機関 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">体 系</th> <th style="width: 25%;">区担当部署</th> <th style="width: 50%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 区民による防災力向上</td> <td>危機管理部、生活振興部</td> <td>小松川・小岩・葛西警察署、江戸川・小岩・葛西消防署、<u>東京電力(株)、東京ガス(株)、NTT東日本</u></td> </tr> <tr> <td>...(略)...</td> <td>...(略)...</td> <td>...(略)...</td> </tr> <tr> <td>第5節 ボランティア活動との連携</td> <td>危機管理部、<u>(追加)</u></td> <td>(福)江戸川区社会福祉協議会、(公財)えどがわボランティアセンター、江戸川・小岩・葛西消防署</td> </tr> </tbody> </table>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 区民による防災力向上	危機管理部、生活振興部	小松川・小岩・葛西警察署、江戸川・小岩・葛西消防署、 <u>東京電力(株)、東京ガス(株)、NTT東日本</u>	...(略)...	...(略)...	...(略)...	第5節 ボランティア活動との連携	危機管理部、 <u>(追加)</u>	(福)江戸川区社会福祉協議会、(公財)えどがわボランティアセンター、江戸川・小岩・葛西消防署	第1章 区民と地域の防災力向上 対策の体系と実施機関 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">体 系</th> <th style="width: 25%;">区担当部署</th> <th style="width: 50%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 区民による防災力向上</td> <td>危機管理部、生活振興部</td> <td>小松川・小岩・葛西警察署、江戸川・小岩・葛西消防署、<u>東京電力パワーグリッド(株)、東京ガスネットワーク(株)、NTT東日本(株)</u></td> </tr> <tr> <td>...(略)...</td> <td>...(略)...</td> <td>...(略)...</td> </tr> <tr> <td>第5節 ボランティア活動との連携</td> <td>危機管理部、<u>福祉部、文化共育部</u></td> <td>(福)江戸川区社会福祉協議会、(公財)えどがわボランティアセンター、江戸川・小岩・葛西消防署</td> </tr> </tbody> </table>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 区民による防災力向上	危機管理部、生活振興部	小松川・小岩・葛西警察署、江戸川・小岩・葛西消防署、 <u>東京電力パワーグリッド(株)、東京ガスネットワーク(株)、NTT東日本(株)</u>	...(略)...	...(略)...	...(略)...	第5節 ボランティア活動との連携	危機管理部、 <u>福祉部、文化共育部</u>	(福)江戸川区社会福祉協議会、(公財)えどがわボランティアセンター、江戸川・小岩・葛西消防署
	体 系	区担当部署	関係機関																								
	第1節 区民による防災力向上	危機管理部、生活振興部	小松川・小岩・葛西警察署、江戸川・小岩・葛西消防署、 <u>東京電力(株)、東京ガス(株)、NTT東日本</u>																								
...(略)...	...(略)...	...(略)...																									
第5節 ボランティア活動との連携	危機管理部、 <u>(追加)</u>	(福)江戸川区社会福祉協議会、(公財)えどがわボランティアセンター、江戸川・小岩・葛西消防署																									
体 系	区担当部署	関係機関																									
第1節 区民による防災力向上	危機管理部、生活振興部	小松川・小岩・葛西警察署、江戸川・小岩・葛西消防署、 <u>東京電力パワーグリッド(株)、東京ガスネットワーク(株)、NTT東日本(株)</u>																									
...(略)...	...(略)...	...(略)...																									
第5節 ボランティア活動との連携	危機管理部、 <u>福祉部、文化共育部</u>	(福)江戸川区社会福祉協議会、(公財)えどがわボランティアセンター、江戸川・小岩・葛西消防署																									
20	第1節 区民による防災力向上 2 防災意識の啓発 ... (略) ... 防災意識の啓発等を推進する際には、性別による視点の違いや性の多様性に配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。 <u>(追加)</u>	第1節 区民による防災力向上 2 防災意識の啓発 ... (略) ... 防災意識の啓発等を推進する際には、性別による視点の違いや性の多様性に配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。 <u>また、災害対応や防災の政策決定するプロセスへの女性の参画推進は重要な課題となっており、ジェンダーの視点に立った災害リスク削減を実現し、政策立案・計画・実施へのプロセスへの女性の参画を推進する必要がある。そのため、区は防災会議においては学識経験のある女性委員を積極的に任用し、女性の参画を推進していく。</u>																									

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
	20	<p>(1) 区による広報 広報えどがわ等による普及啓発 広報えどがわや江戸川区公式ホームページに随時防災関係記事を掲載し、防災知識の普及を図る。また、必要に応じて防災パンフレットを作成し配布する。 映画等による普及啓発 防災映画・防災スライド等によって、防災知識の普及を図る。</p>	<p>(1) 区による広報 広報えどがわ等による普及啓発 広報えどがわや江戸川区公式ホームページに随時防災関係記事を掲載し、防災知識の普及を図る。また、必要に応じて防災パンフレットを作成し配布する。 動画等による普及啓発 防災動画・防災スライド等によって、防災知識の普及を図る。</p>
	21	<p>(4) 東京電力（株）による広報 …（略）… (5) 東京ガス（株）による広報 …（略）… (6) NTT東日本による広報 …（略）…</p> <p>4 外国人支援対策 (1) 外国人への防災教育 区は、（追加） 都が作成する防災に関する動画を活用し、地域のイベントや外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行う。</p>	<p>(4) 東京電力パワーグリッド（株）による広報 …（略）… (5) 東京ガスネットワーク（株）による広報 …（略）… (6) NTT東日本（株）による広報 …（略）…</p> <p>4 外国人支援対策 (1) 外国人への防災教育 区は、多言語（英語、中国語、韓国語、ヒンディー語、やさしい日本語）に対応した防災動画を江戸川区公式ホームページに掲載し、外国人の防災意識の高揚を図る。あわせて、都が作成する防災に関する動画を活用し、地域のイベントや外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行う。</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
第2章	27	<p>第2章 防災都市づくり</p> <p>第1節 安全な都市づくり</p> <p>1 災害に強い都市づくりの推進</p> <p>(2) 都市計画道路の整備</p> <p>... (略) ... 加えて、<u>広域的な道路ネットワークの形成とともに、災害時の避難路や緊急物資輸送路としても架橋が必要な都県境橋梁3橋（放射16号線、補助143号線、補助286号線）の早期整備に向け、東京都・千葉県などの関係機関と調整を進める。</u></p> <p>(4) 防災再開発促進地区</p> <p>... (略) ...</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第2章 防災都市づくり</p> <p>第1節 安全な都市づくり</p> <p>1 災害に強い都市づくりの推進</p> <p>(2) 都市計画道路の整備</p> <p>... (略) ... 加えて、<u>都県境を越えた道路ネットワークの形成により都市間の連携が強化され、災害時の広域的な物資調達、広域避難や救援・救護活動などの円滑な対応実現に寄与し、防災性が向上する都県境橋梁3橋（放射16号線、補助143号線、補助286号線、<u>うち補助143号線は事業化済</u>）の早期整備に向け、東京都・千葉県などの関係機関と調整を進める。</u></p> <p>(4) 防災再開発促進地区</p> <p>... (略) ...</p> <p><u>(5) 防災活動拠点の形成</u></p> <p><u>新たに建設される区役所本庁舎（以下「新庁舎」という）船堀四丁目地区市街地再開発事業で整備する複合用途建築物（以下「複合施設」という）タワーホール船堀の3つの施設をまとめて「防災活動拠点」として位置づけ、周辺から高い視認性のある建物群を形成し、高台まちづくりを牽引する拠点として早期実現を目指す。防災活動拠点の各施設には以下の機能を確保する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・新庁舎：災害対応の中核としての機能</u> <u>・複合施設：待避スペース等の機能</u> <u>・タワーホール船堀：待避スペース、復旧・復興支援等の機能</u> <p><u>また、新庁舎、複合施設、タワーホール船堀が一体となって防災活動拠点としての役割を發揮できるよう、具体的な役割分担や機能</u></p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
			<p>配置を進めるとともに、これらをつなぐ歩行者デッキ等の非浸水動線を確保する。さらに、防災活動拠点と高台まちづくりエリアをつなぐ歩行者デッキ等の非浸水動線のネットワークを確保することで、建物群による高台まちづくりの実現を図る。</p> <p>なお、浸水しても防災活動拠点としての機能を発揮するとともに業務を継続することができるよう、電気設備や機械室、窓口機能などは浸水階への配置を避け、防水扉や止水板の設置、雨水貯留槽の設置を進める。また、情報発信機能や物品面の充実、エネルギー源の多重化・強靱化への取組、非常用給水や污水設備の導入検討、防災備蓄倉庫の設置を進める。</p> <div data-bbox="1294 769 2094 1230"> <p>各施設は浸水深（A.P.+5.2m）以上のフロアに設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 【倉舎棟】 災害対策本部 <ul style="list-style-type: none"> ○災害対応業務 ○情報発信 ○物資受入れ など 【複合施設】 避難支援 <ul style="list-style-type: none"> ○待避スペース など 【タワーホール船堀】 災害対応支援 <ul style="list-style-type: none"> ○待避スペース（緊急避難所） ○復旧・復興支援 など 【歩行者デッキ】 <ul style="list-style-type: none"> ○建物間の移動・物資輸送 </div> <p>図 防災活動拠点のイメージ</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
	28	<p>2 安全な市街地の整備と再開発</p> <p>(1) 市街地再開発事業</p> <p>区は、都と連携して木造建物が無秩序に密集し、道路が狭く住宅や商工業が混在した地域において、建築物の不燃中高層化、土地の高度利用化を図るとともに、公園や道路等の公共施設を一体的に整備して、広いオープンスペースの確保に努めていく。</p> <p>また、基盤未整備な既成市街地において、土地の合理的な高度利用を図り、安全で快適なまちづくりを進めるための市街地再開発事業等を促進する。なお、その際、地域特性や事業規模に合わせた防災施設（帰宅困難者の一時滞在施設等）の充実を図る。</p> <p>本区では、これまで市街地再開発事業等の共同化事業を実施しており、現在、南小岩七丁目西地区が事業完了、南小岩六丁目地区、平井五丁目駅前地区及びJR小岩駅北口地区が事業中、南小岩七丁目地区を事業化準備中である。</p> <p>(2) 土地区画整理事業</p> <p>都及び区は、区民が安全で安心して暮らせ、快適に住み続けられるまちをつくるため、道路、公園、河川等の公共施設を一体的に整備するとともに、宅地の形状を整えて合理的な宅地利用の促進を図る土地区画整理事業を推進する。また、江戸川沿川の北小岩一丁目東部地区や篠崎公園地区では、高規格堤防整備と一体となった防災性の高い良好な市街地環境の創出に取り組んでいる。</p> <p>本区では、これまでの組合施行・東京都施行・区施行により約1,267haに及ぶ区域が完成し、現在、1地区 4ha（追加）上篠崎一丁目北部（追加）で事業中であり、2地区約 9.7ha（南小岩七丁目・篠崎駅西部）で事業化準備中である。</p>	<p>2 安全な市街地の整備と再開発</p> <p>(1) 市街地再開発事業</p> <p>区は、都と連携して木造建物が無秩序に密集し、道路が狭く住宅や商工業が混在した地域において、建築物の不燃中高層化、土地の高度利用化を図るとともに、公園や道路等の公共施設を一体的に整備して、広いオープンスペースの確保に努めていく。</p> <p>また、基盤未整備や低未利用な既成市街地において、土地の合理的な高度利用を図り、安全で快適なまちづくりを進めるための市街地再開発事業等を促進する。なお、その際、地域特性や事業規模に合わせた防災施設（帰宅困難者の一時滞在施設等）の充実を図る。</p> <p>本区では、これまで市街地再開発事業等の共同化事業を実施しており、現在、南小岩七丁目西地区が事業完了、南小岩六丁目地区、平井五丁目駅前地区及びJR小岩駅北口地区が事業中、南小岩七丁目地区と船堀四丁目地区が事業化準備中である。</p> <p>(2) 土地区画整理事業</p> <p>都及び区は、区民が安全で安心して暮らせ、快適に住み続けられるまちをつくるため、道路、公園、河川等の公共施設を一体的に整備するとともに、宅地の形状を整えて合理的な宅地利用の促進を図る土地区画整理事業を推進する。また、江戸川沿川の篠崎公園地区では、高規格堤防整備と一体となった防災性の高い良好な市街地環境の創出に取り組んでいる。</p> <p>本区では、これまでの組合施行・東京都施行・区施行により約1,267haに及ぶ区域が完成し、現在、3地区 13.8ha（南小岩七丁目、上篠崎一丁目北部、東葛西九丁目）で事業中であり、1地区約 4.8ha（削除）篠崎駅西部）で事業化準備中である。</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
	29	<p>3 その他の防災まちづくり</p> <p>(1) 都市防災不燃化促進事業</p> <p>区は、都が定める防災都市づくり推進計画の方針において避難地、避難路、延焼遮断帯の整備が必要な木造住宅密集地内のうち、都市防災不燃化促進事業の特定整備路線（追加）及び不燃化特区の重点整備地域である南小岩南部・東松本付近地区における補助285号線（南小岩）の沿道30mの区域を「不燃化促進区域」として指定し、火災時の安全な避難路を確保するとともに、火災の燃え広がりを防ぐための延焼遮断帯の整備を進める。</p> <p>4 防災空間の確保</p> <p>(1) 公園等の整備</p> <p><u>（追加）</u> 区は、<u>（追加）</u> 区民の憩いの空間として、また、震災時の延焼遮断帯や避難場所、防災活動の拠点として、<u>（追加）</u> 新設・拡充や維持管理に努める。</p> <p>また、都立篠崎公園・宇喜田公園については、本区の緑の拠点であるとともに、震災時のみならず水害時の避難場所・防災拠点として機能する高台化を含めた公園整備の早期実現を都に要請する。</p>	<p>3 その他の防災まちづくり</p> <p>(1) 都市防災不燃化促進事業</p> <p>区は、都が定める防災都市づくり推進計画の方針において避難地、避難路、延焼遮断帯の整備が必要な木造住宅密集地内のうち、都市防災不燃化促進事業の特定整備路線（補助142号線、補助143号線、補助144号線）及び不燃化特区の重点整備地域である南小岩南部・東松本付近地区における補助285号線（南小岩）の沿道30mの区域を「不燃化促進区域」として指定し、火災時の安全な避難路を確保するとともに、火災の燃え広がりを防ぐための延焼遮断帯の整備を進める。</p> <p>4 防災空間の確保</p> <p>(1) 公園等の整備</p> <p><u>区内の公園充足率¹は84.5%（令和4年4月）であり、まだ公園不足地域²が存在している。</u>区は、<u>公園不足地域の解消に向けた公園等の整備に取り組む。</u>区民の憩いの空間として、また、震災時の延焼遮断帯や避難場所、防災活動の拠点として、<u>公園の新設・拡充や維持管理に努める。</u></p> <p>また、都立篠崎公園・宇喜田公園については、本区の緑の拠点であるとともに、震災時のみならず水害時の避難場所・防災拠点として機能する高台化を含めた公園整備の早期実現を都に要請する。</p> <p><u>1 公園充足率：概ね徒歩5分以内に公園がある地域の面積比率</u></p> <p><u>2 公園不足地域：概ね徒歩5分以内に公園がない地域</u></p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
	30	<p>第2節 建築物の耐震化及び安全対策</p> <p>2 建築物の耐震化の促進</p> <p>(1) 民間建築物の耐震化</p> <p>区では、災害に強い安全なまちづくりを目指し、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた、戸建て住宅や分譲マンション、緊急輸送道路沿道建築物等を対象に、耐震性を高めるための助成制度を設けている。</p> <p>また、「江戸川区耐震改修促進計画」(平成28年3月改定)に基づき、各種イベントや、地域における相談会等を通じて耐震化の意識の啓発を図っている。</p> <p>住宅の耐震化率は、一層の政策誘導により耐震化を進めていくことで、令和2年度末までに98%の達成を目指していたが、目標値には及ばなかったものの、97%にまで引き上げることができた。</p>	<p>第2節 建築物の耐震化及び安全対策</p> <p>2 建築物の耐震化の促進</p> <p>(1) 民間建築物の耐震化</p> <p>区では、災害に強い安全なまちづくりを目指し、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた、戸建て住宅や分譲マンション、緊急輸送道路沿道建築物等を対象に、耐震性を高めるための助成制度を設けている。</p> <p>また、「江戸川区耐震改修促進計画」(平成20年に策定)に基づき、各種イベントや、地域における相談会等を通じて耐震化の意識の啓発を図っている。</p> <p>住宅の耐震化率は、一層の政策誘導により耐震化を進めてきたことで、令和4年末に98%に達した。引き続き目標に向かって取り組んでいく。また、2000年5月以前に建てられた新耐震木造住宅の耐震化についても合わせて取り組んでいく。</p>
	32	<p>4 家具類の転倒・落下・移動防止</p> <p>…(略)…</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>4 家具類の転倒・落下・移動防止</p> <p>…(略)…</p> <p><u>5 自立分散型電源の拡充</u></p> <p><u>区は、区公共建築物への太陽光発電システムや蓄電池などの設置を進め、発災時に利用可能な自立分散型電源の拡充を進める。加えて、太陽光発電システム、蓄電池、電気自動車などを導入する区民に対し、助成制度を設けて、住宅への自立分散型電源の拡充と在宅避難を支援する。</u></p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容																								
部・章	頁																										
	33	第3節 出火、延焼等の防止 2 出火、延焼等の防止 (2) 電気器具からの出火防止 （追加） 地震時の電気器具や配線からの出火を防止するため、信頼性の高い安全装置（感震機能付住宅用分電盤等）の設置を指導する。 （追加）	第3節 出火、延焼等の防止 2 出火、延焼等の防止 (2) 電気器具からの出火防止 （感震ブレーカーの配布等） 地震時の電気器具や配線からの出火を防止するため、信頼性の高い安全装置（感震機能付住宅用分電盤等）の設置を指導する。 区は都と連携して感震ブレーカーの配布を行い、出火防止対策の推進を図る。																								
	37	5 危険物施設、高圧ガス・毒物・劇物取扱い施設等の安全化 (4)放射性物質施設 都福祉保健局 は、R I（ラジオ・アイソトープ） 使用医療機関で被害が発生した場合、危険区域の設定及び立入禁止措置等を実施する。	5 危険物施設、高圧ガス・毒物・劇物取扱い施設等の安全化 (4)放射性物質施設 都保健医療局 は、R I（ラジオ・アイソトープ） 使用医療機関で被害が発生した場合、危険区域の設定及び立入禁止措置等を実施する。																								
	39	第3章 交通・ライフライン施設等の安全化 対策の体系と実施機関 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">体 系</th> <th style="width: 20%;">区担当部署</th> <th style="width: 60%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 道路・橋梁</td> <td>都市開発部、土木部</td> <td>関東地方整備局、都建設局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）</td> </tr> <tr> <td>…（略）…</td> <td>…（略）…</td> <td>…（略）…</td> </tr> <tr> <td>第5節 ライフライン施設</td> <td></td> <td>都水道局、都下水道局、東京電力（株）、東京ガス（株）、NTT東日本</td> </tr> </tbody> </table>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 道路・橋梁	都市開発部、土木部	関東地方整備局、都建設局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）	…（略）…	…（略）…	…（略）…	第5節 ライフライン施設		都水道局、都下水道局、 東京電力（株）、東京ガス（株）、NTT東日本	第3章 交通・ライフライン施設等の安全化 対策の体系と実施機関 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">体 系</th> <th style="width: 20%;">区担当部署</th> <th style="width: 60%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 道路・橋梁</td> <td>都市開発部、土木部</td> <td>関東地方整備局、都建設局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）</td> </tr> <tr> <td>…（略）…</td> <td>…（略）…</td> <td>…（略）…</td> </tr> <tr> <td>第5節 ライフライン施設</td> <td></td> <td>都水道局、都下水道局、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガスネットワーク（株）、NTT東日本（株）</td> </tr> </tbody> </table>	体 系	区担当部署	関係機関	第2節 道路・橋梁	都市開発部、土木部	関東地方整備局、都建設局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）	…（略）…	…（略）…	…（略）…	第5節 ライフライン施設		都水道局、都下水道局、 東京電力パワーグリッド（株）、東京ガスネットワーク（株）、NTT東日本（株）
体 系	区担当部署	関係機関																									
第1節 道路・橋梁	都市開発部、土木部	関東地方整備局、都建設局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）																									
…（略）…	…（略）…	…（略）…																									
第5節 ライフライン施設		都水道局、都下水道局、 東京電力（株）、東京ガス（株）、NTT東日本																									
体 系	区担当部署	関係機関																									
第2節 道路・橋梁	都市開発部、土木部	関東地方整備局、都建設局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）																									
…（略）…	…（略）…	…（略）…																									
第5節 ライフライン施設		都水道局、都下水道局、 東京電力パワーグリッド（株）、東京ガスネットワーク（株）、NTT東日本（株）																									

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
	41	<p>第4節 河川施設</p> <p>2 都管理河川の整備</p> <p>都は、高潮や地震による水害を防止するため、高潮防御施設整備事業、江東内部河川整備事業、スーパー堤防等整備事業、耐震対策事業により、防潮堤・水門等の整備や耐震対策を行っている。</p> <p>(1) 高潮防御施設整備事業</p> <p>昭和34年9月の伊勢湾台風級の高潮（A.P.+5.1m）に対応できるよう、中川・旧江戸川等の防潮堤や護岸、水門等を整備しており、令和元年度に妙見島の整備が完了した。</p> <p>(2) ...（略）...</p> <p>(3) スーパー堤防等整備事業</p> <p>大地震に対する安全性を高めるとともに、水辺環境の向上を図るため、中川・旧江戸川・新中川においては、背後地の再開発事業や公園・緑地整備等のまちづくりと一体になって、既存の堤防を、順次スーパー堤防や緩傾斜堤防へ改築する。</p> <p>(4) 耐震対策事業</p> <p>平成7年1月の阪神・淡路大震災を教訓に、堤防・水門及び排水機場（以下、「河川施設」という。）などの耐震点検結果をもとに、対策が必要な河川施設の耐震対策を平成9年度より順次実施しており、平成20年度までに中川、旧江戸川などの外郭堤防の耐震対策が完了している。</p> <p>また、（平成24年12月に策定した）東部低地帯の河川施設整備計画に基づき、中川・新中川・旧江戸川の堤防の耐震対策、水門・排水機場等の耐震対策・耐水対策を実施している。</p>	<p>第4節 河川施設</p> <p>2 都管理河川の整備</p> <p>都は、高潮や地震による水害を防止するため、高潮防御施設整備事業、江東内部河川整備事業、スーパー堤防等整備事業、耐震対策事業により、防潮堤・水門等の整備や耐震対策を行っている。</p> <p>(1) 高潮防御施設整備事業</p> <p>昭和34年9月の伊勢湾台風級の高潮（A.P.+5.1m）に対応できるよう、中川・旧江戸川等の防潮堤や護岸、水門等を整備しており、令和元年度に妙見島の整備が完了している。</p> <p>(2) ...（略）...</p> <p>(3) スーパー堤防等整備事業</p> <p>大地震に対する安全性を高めるとともに、水辺環境の向上を図るため、中川・旧江戸川・新中川においては、背後地の再開発事業や公園・緑地整備、公共施設等の改築と一体になって、既存の堤防を、順次スーパー堤防や緩傾斜型堤防へ改築する。</p> <p>(4) 耐震対策事業</p> <p>平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に、堤防や水門等の耐震補強を行い、安全性を向上させてきた。</p> <p>そして、平成23年3月の東日本大震災を契機に、想定し得る最大級の地震への対策を開始し、現在、令和3年12月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき、中川、新中川、旧江戸川の堤防の耐震対策、水門・排水機場等の耐震・耐水対策を実施している。</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容																	
第4章	42	<p>第5節 ライフライン施設</p> <p>1 水道</p> <p>都水道局では、震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、それぞれの重要度や更新時期等に配慮しながら、計画的に進めていく。また、その他の水道施設についても耐震化を一層推進する。</p> <p><u>管路については、現在進めている避難所や主要な駅などの重要施設への供給ルートの耐震継手化を令和4年度までに完了させるとともに、</u>都の被害想定で震災時の断水率が高い地域を取替優先地域と位置づけ、当該地域の耐震継手化を<u>優先的</u>に進める。</p>	<p>第5節 ライフライン施設</p> <p>1 水道</p> <p>都水道局では、震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、それぞれの重要度や更新時期等に配慮しながら、計画的に進めていく。また、その他の水道施設についても耐震化を一層推進する。</p> <p><u>また、管路については、区の避難所や主要な駅などの重要施設への供給ルートの耐震継手化は完了しており、引き続き</u>都の被害想定で震災時の断水率が高い地域を取替優先地域と位置づけ、当該地域の耐震継手化を<u>重点的</u>に進める。</p>																	
	44	<p>第4章 応急対応力の強化</p> <p>対策の体系と実施機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">体 系</th> <th style="width: 25%;">区担当部署</th> <th style="width: 50%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 初動対応 体制の整備</td> <td style="text-align: center;">…（略）…</td> <td>小松川・小岩・葛西警察署、 江戸川・小岩・葛西消防署、 <u>NTT東日本、 東京ガス（株）、</u> 東日本高速道路（株）、京成 電鉄（株） <u>（追加）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">…（略）…</td> <td style="text-align: center;">…（略）…</td> <td style="text-align: center;">…（略）…</td> </tr> </tbody> </table>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 初動対応 体制の整備	…（略）…	小松川・小岩・葛西警察署、 江戸川・小岩・葛西消防署、 <u>NTT東日本、 東京ガス（株）、</u> 東日本高速道路（株）、京成 電鉄（株） <u>（追加）</u>	…（略）…	…（略）…	…（略）…	<p>第4章 応急対応力の強化</p> <p>対策の体系と実施機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">体 系</th> <th style="width: 25%;">区担当部署</th> <th style="width: 50%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 初動対応 体制の整備</td> <td style="text-align: center;">…（略）…</td> <td>小松川・小岩・葛西警察署、 江戸川・小岩・葛西消防署、 <u>NTT東日本（株）、 東京ガスネットワーク（株）、</u> 東日本高速道路（株）、京成 電鉄（株） <u>東京電力パワーグリッド （株）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">…（略）…</td> <td style="text-align: center;">…（略）…</td> <td style="text-align: center;">…（略）…</td> </tr> </tbody> </table>	体 系	区担当部署	関係機関	第2節 初動対応 体制の整備	…（略）…	小松川・小岩・葛西警察署、 江戸川・小岩・葛西消防署、 <u>NTT東日本（株）、 東京ガスネットワーク（株）、</u> 東日本高速道路（株）、京成 電鉄（株） <u>東京電力パワーグリッド （株）</u>	…（略）…	…（略）…
体 系	区担当部署	関係機関																		
第1節 初動対応 体制の整備	…（略）…	小松川・小岩・葛西警察署、 江戸川・小岩・葛西消防署、 <u>NTT東日本、 東京ガス（株）、</u> 東日本高速道路（株）、京成 電鉄（株） <u>（追加）</u>																		
…（略）…	…（略）…	…（略）…																		
体 系	区担当部署	関係機関																		
第2節 初動対応 体制の整備	…（略）…	小松川・小岩・葛西警察署、 江戸川・小岩・葛西消防署、 <u>NTT東日本（株）、 東京ガスネットワーク（株）、</u> 東日本高速道路（株）、京成 電鉄（株） <u>東京電力パワーグリッド （株）</u>																		
…（略）…	…（略）…	…（略）…																		

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容
部・章	頁		
	46	<p>第1節 初動対応体制の整備</p> <p>(3) 東日本高速道路（株）の防災訓練</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><u>地震発生情報の伝達訓練</u> 非常参集訓練</p> <p><u>非常対策本部等の設置訓練</u> <u>通信回線の復旧作業訓練</u></p> <p><u>交通対策訓練</u> <u>道路状況等の伝達訓練</u></p> <p><u>応急派遣訓練</u> 他機関と連携した訓練</p> </div> <p>(5) <u>東京ガス（株）</u>の防災訓練</p> <p>各事業所は、ガス供給施設または、ガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として緊急事故対策及び震災など非常時の緊急措置について、日常の業務を通じて訓練を実施する。</p> <p>また、区及び消防署等の防災機関が実施する大規模な地震を想定した総合的な防災訓練に参加し、ガス施設に対する応急復旧対策措置の訓練を実施する。</p> <p style="text-align: center;"><u>東京ガス（株）</u>の防災訓練</p>	<p>第1節 初動対応体制の整備</p> <p>(3) 東日本高速道路（株）の防災訓練</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><u>情報伝達訓練</u> 非常参集訓練</p> <p><u>（削除）</u> <u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u> <u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u> 他機関と連携した訓練</p> </div> <p>(5) <u>東京ガスネットワーク（株）</u>の防災訓練</p> <p>各事業所は、ガス供給施設または、ガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として緊急事故対策及び震災など非常時の緊急措置について、日常の業務を通じて訓練を実施する。</p> <p>また、区及び消防署等の防災機関が実施する大規模な地震を想定した総合的な防災訓練に参加し、ガス施設に対する応急復旧対策措置の訓練を実施する。</p> <p style="text-align: center;"><u>東京ガスネットワーク（株）</u>の防災訓練</p>
	47	<p>第4節 通信体制の整備</p> <p>1 防災無線の整備</p> <p>(2) M C A 無線</p> <p>区は、これまでの無線に比べ大幅な情報活動能力があるマルチチャンネルアクセス（M C A）方式の無線を、区施設、関係機関、庁用車等に<u>順次</u>配備し、情報収集伝達手段の確保を図っている。</p>	<p>第4節 通信体制の整備</p> <p>1 防災無線の整備</p> <p>(2) M C A 無線</p> <p>区は、これまでの無線に比べ大幅な情報活動能力があるマルチチャンネルアクセス（M C A）方式の無線を、区施設、関係機関、庁用車等に<u>（削除）</u>配備し、情報収集伝達手段の確保を図っている。</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容												
部・章	頁														
第5章	48	2 区民等への情報通信手段の確保 江戸川区防災行政無線を補完する通信手段 <u>FMえどがわ、J:COM、エリアメール・緊急速報メール、防災放送確認ダイヤル、江戸川区公式ホームページ、ツイッター、フェイスブック、えどがわメールニュース</u>	2 区民等への情報通信手段の確保 江戸川区防災行政無線を補完する通信手段 <u>エリアメール・緊急速報メール、江戸川区公式ホームページ、江戸川区公式X（旧ツイッター）、江戸川区公式LINE、江戸川区防災アプリ、江戸川区防災ポータル、えどがわメールニュース、防災放送確認ダイヤル、Lアラート、広報車、FMえどがわ割込放送、緊急告知FMラジオ、J:COMケーブルテレビL字放送、ケーブルテレビ告知端末、ヤフー連携、NHKデータ放送</u>												
	49	第6節 災害応急活動拠点の整備 1 大規模救出救助活動拠点 区内の大規模救出救助活動拠点指定箇所 江戸川清掃工場	第6節 災害応急活動拠点の整備 1 大規模救出救助活動拠点 区内の大規模救出救助活動拠点指定箇所 江戸川清掃工場 <u>建替工事（令和9年度までの予定）</u>												
		第5章 医療救護体制等の整備 対策の体系と実施機関	第5章 医療救護体制等の整備 対策の体系と実施機関												
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">体 系</th> <th style="width: 15%;">区担当 部署</th> <th style="width: 55%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 医療施設の基盤整備</td> <td></td> <td><u>都福祉保健局</u></td> </tr> </tbody> </table>	体 系	区担当 部署	関係機関	第3節 医療施設の基盤整備		<u>都福祉保健局</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">体 系</th> <th style="width: 15%;">区担当 部署</th> <th style="width: 55%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 医療施設の基盤整備</td> <td></td> <td><u>都保健医療局</u></td> </tr> </tbody> </table>	体 系	区担当 部署	関係機関	第3節 医療施設の基盤整備		<u>都保健医療局</u>
体 系	区担当 部署	関係機関													
第3節 医療施設の基盤整備		<u>都福祉保健局</u>													
体 系	区担当 部署	関係機関													
第3節 医療施設の基盤整備		<u>都保健医療局</u>													
		第1節 初動医療体制の整備 1 医療体制の整備 ...（略）... (4) 江戸川区災害医療コーディネーターの選出 区内の医療救護活動を統括・調整するために、 <u>区東部</u> 地域災害医	第1節 初動医療体制の整備 1 医療体制の整備 ...（略）... (4) 江戸川区災害医療コーディネーターの選出 区内の医療救護活動を統括・調整するために、 <u>東京都</u> 地域災害医												

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧	新
部・章	頁	内 容	内 容
第6章		療コーディネーターとの区側の窓口となる江戸川区災害医療コーディネーターを、災害医療や地域医療の実情に精通した医師から選出する。	療コーディネーターとの区側の窓口となる江戸川区災害医療コーディネーターを、災害医療や地域医療の実情に精通した医師から選出する。
	50	<p>2 設備等の整備</p> <p>区は、初動医療を円滑に行うため、災害拠点病院（追加）等との連絡を確保するためのMCA無線機の配備や、保健所及び健康サポートセンターへの食料、簡易トイレ、感染症対策物品等の備蓄を行う。</p> <p>第2節 医薬品・医療用資器材の確保体制の整備 …（略）…</p> <p>更には、江戸川区薬剤師会が運営する臨海薬局を災害時医薬品備蓄倉庫（災害薬事センター）と位置付けているが、葛西南部地域に偏在しているため、搬送体制を確立する。江戸川区災害薬事コーディネーターは、江戸川区薬剤師会と区が協議の上、江戸川区薬剤師会から選任する。</p>	<p>2 設備等の整備</p> <p>区は、初動医療を円滑に行うため、災害拠点病院や東京都地域災害医療コーディネーター（都立墨東病院）等との連絡を確保するためのMCA無線機の配備や、保健所及び健康サポートセンターへの食料、簡易トイレ、感染症対策物品等の備蓄を行う。</p> <p>第2節 医薬品・医療用資器材の確保体制の整備 …（略）…</p> <p>更には、江戸川区薬剤師会が運営する臨海薬局を災害時医薬品備蓄倉庫（災害薬事センター）と位置付け、輸送事業者と協定を締結して搬送体制を確立している。江戸川区災害薬事コーディネーターは、江戸川区薬剤師会と区が協議の上、江戸川区薬剤師会から選任する。</p>
	52	<p>第6章 帰宅困難者対策の整備</p> <p>第1節 帰宅困難者対策の周知徹底</p> <p>1 帰宅困難者対策条例の徹底</p> <p>区は、区民や事業者及び区が組むべき基本的事項について定めた東京都帰宅困難者対策条例について、普及啓発を図る。</p>	<p>第6章 帰宅困難者対策の整備</p> <p>第1節 帰宅困難者対策の周知徹底</p> <p>1 帰宅困難者対策条例の徹底</p> <p>区は、区民や事業者及び区が取り組むべき基本的事項について定めた東京都帰宅困難者対策条例について、普及啓発を図る。</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
第7章	56	<p>第7章 避難体制の整備</p> <p>第1節 避難体制の整備</p> <p>4 津波避難対策</p> <p>…（略）…</p> <p>(3) 想定する津波の高さ</p> <p style="padding-left: 2em;">元禄型関東地震の想定による津波の最大の高さは T.P.+2.11m と予測されている。</p>	<p>第7章 避難体制の整備</p> <p>第1節 避難体制の整備</p> <p>4 津波避難対策</p> <p>…（略）…</p> <p>(3) 想定する津波の高さ</p> <p style="padding-left: 2em;">南海トラフ巨大地震の想定による津波の最大の高さは T.P.+2.24m と予測されている。</p>
	57	<p>第2節 避難所・避難場所等の指定・安全化</p> <p>1 避難所・避難場所等の指定</p> <p>…（略）…</p> <p>(1) 一時（いつとき）集合場所の指定</p> <p>自主防災組織等は、地域で安否を確認したり、避難場所等への避難をしたりする拠点として、公園や児童遊園等を指定する。</p>	<p>第2節 避難所・避難場所等の指定・安全化</p> <p>1 避難所・避難場所等の指定</p> <p>…（略）…</p> <p>(1) 一時（いつとき）集合場所の指定</p> <p>自主防災組織等は、地域で安否を確認したり、避難場所等への避難をしたりする拠点として、公園等を指定する。</p>
	58	<p>第3節 避難所の管理運営体制の整備</p> <p>1 管理運営体制の整備</p> <p>(1) 円滑な避難所運営対策</p> <p>…（略）…</p> <p>また、協議内容について、要配慮者や男女のニーズの違い、運営への女性の参画等に配慮した「避難所開設・運営マニュアル」としてまとめておく。</p>	<p>第3節 避難所の管理運営体制の整備</p> <p>1 管理運営体制の整備</p> <p>(2) 円滑な避難所運営対策</p> <p>…（略）…</p> <p>また、協議内容について、要配慮者や男女等のニーズの違い、運営への女性の参画等に配慮した「避難所開設・運営マニュアル」としてまとめておく。</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
	59	<p>第4節 要配慮者の支援体制の整備</p> <p>2 避難行動要支援者名簿の事前提供</p> <p>(1) 警察・消防への提供 発災後の救出・救護活動等への名簿活用のため、全ての名簿掲載者の情報を江戸川区個人情報保護審査会の答申を経て提供する。</p> <p>(2) 区立小・中学校への提供 発災後の安否確認への名簿活用のため、定められた学校区域内に居住する名簿掲載者の情報を江戸川区個人情報保護審査会の答申を経て提供する。</p>	<p>第4節 要配慮者の支援体制の整備</p> <p>2 避難行動要支援者名簿の事前提供</p> <p>(1) 警察・消防への提供 発災後の救出・救護活動等への名簿活用のため、全ての名簿掲載者の情報を（削除）提供する。</p> <p>(2) 区立小・中学校への提供 発災後の安否確認への名簿活用のため、定められた学校区域内に居住する名簿掲載者の情報を（削除）提供する。</p>
	60	<p>7 区の支援体制の整備</p> <p>…（略）…</p> <p>また、DMAT、JMAT、DPAT、医療チームなど区外の支援を受け入れる体制を構築する。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>7 区の支援体制の整備</p> <p>…（略）…</p> <p>また、DMAT、JMAT、DPAT、医療チームなど区外の支援を受け入れる体制を構築する。</p> <p><u>区は令和5年度、災害時に自力による避難や在宅での避難生活が困難な高齢者や障害者などの支援を強化するため、福祉部内に「災害要配慮者支援課」を新設した。危機管理部及び子ども家庭部、健康部にも「災害要配慮者支援係」を新たに設置し、乳幼児や妊産婦など円滑な避難が困難な要配慮者の支援を全庁挙げて推進していく。</u></p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容																														
第8章	61	第8章 物資供給体制の整備 対策の体系と実施機関 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">体 系</th> <th style="width: 20%;">区担当部署</th> <th style="width: 60%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 食料及び生活必需品等の確保</td> <td>危機管理部、生活振興部</td> <td>都総務局、都福祉保健局、都生活文化局、都産業労働局、都中央卸売市場</td> </tr> <tr> <td>第2節 飲料水及び生活用水の確保</td> <td>危機管理部、総務部、生活振興部、教育委員会事務局</td> <td>都水道局</td> </tr> <tr> <td>第3節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備</td> <td>危機管理部、文化共育部、生活振興部</td> <td>都総務局、都都市整備局、都福祉保健局</td> </tr> <tr> <td>第4節 輸送車両等の確保</td> <td>危機管理部、総務部、生活振興部</td> <td>警視庁、都財務局、都水道局、(一社)東京都トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合、日本通運(株)</td> </tr> </tbody> </table>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 食料及び生活必需品等の確保	危機管理部、 生活振興部	都総務局、 都福祉保健局 、都生活文化局、都産業労働局、都中央卸売市場	第2節 飲料水及び生活用水の確保	危機管理部、総務部、生活振興部、教育委員会事務局	都水道局	第3節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	危機管理部、文化共育部、 生活振興部	都総務局、都都市整備局、 都福祉保健局	第4節 輸送車両等の確保	危機管理部、総務部、 生活振興部	警視庁、都財務局、都水道局、(一社)東京都トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合、 日本通運(株)	第8章 物資供給体制の整備 対策の体系と実施機関 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">体 系</th> <th style="width: 20%;">区担当部署</th> <th style="width: 60%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5節 食料及び生活必需品等の確保</td> <td>危機管理部、産業経済部</td> <td>都総務局、都福祉局、都生活文化局、都産業労働局、都中央卸売市場</td> </tr> <tr> <td>第6節 飲料水及び生活用水の確保</td> <td>危機管理部、総務部、生活振興部、教育委員会事務局</td> <td>都水道局</td> </tr> <tr> <td>第7節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備</td> <td>危機管理部、文化共育部、産業経済部</td> <td>都総務局、都都市整備局、都福祉局</td> </tr> <tr> <td>第8節 輸送車両等の確保</td> <td>危機管理部、総務部、産業経済部</td> <td>警視庁、都財務局、都水道局、(一社)東京都トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合、(削除)</td> </tr> </tbody> </table>	体 系	区担当部署	関係機関	第5節 食料及び生活必需品等の確保	危機管理部、 産業経済部	都総務局、 都福祉局 、都生活文化局、都産業労働局、都中央卸売市場	第6節 飲料水及び生活用水の確保	危機管理部、総務部、生活振興部、教育委員会事務局	都水道局	第7節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	危機管理部、文化共育部、 産業経済部	都総務局、都都市整備局、 都福祉局	第8節 輸送車両等の確保	危機管理部、総務部、 産業経済部	警視庁、都財務局、都水道局、(一社)東京都トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合、 (削除)
体 系	区担当部署	関係機関																															
第1節 食料及び生活必需品等の確保	危機管理部、 生活振興部	都総務局、 都福祉保健局 、都生活文化局、都産業労働局、都中央卸売市場																															
第2節 飲料水及び生活用水の確保	危機管理部、総務部、生活振興部、教育委員会事務局	都水道局																															
第3節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	危機管理部、文化共育部、 生活振興部	都総務局、都都市整備局、 都福祉保健局																															
第4節 輸送車両等の確保	危機管理部、総務部、 生活振興部	警視庁、都財務局、都水道局、(一社)東京都トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合、 日本通運(株)																															
体 系	区担当部署	関係機関																															
第5節 食料及び生活必需品等の確保	危機管理部、 産業経済部	都総務局、 都福祉局 、都生活文化局、都産業労働局、都中央卸売市場																															
第6節 飲料水及び生活用水の確保	危機管理部、総務部、生活振興部、教育委員会事務局	都水道局																															
第7節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	危機管理部、文化共育部、 産業経済部	都総務局、都都市整備局、 都福祉局																															
第8節 輸送車両等の確保	危機管理部、総務部、 産業経済部	警視庁、都財務局、都水道局、(一社)東京都トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合、 (削除)																															
	62	第1節 食料及び生活必需品等の確保 1 備蓄の推進 発災後3日間は、原則として家庭内備蓄及び都と区の連携による行政備蓄で対応するものとする。行政備蓄においては、区と都との役割分担等を整理し、3日間で必要となる食料・生活必需品等を確保する。	第1節 食料及び生活必需品等の確保 1 備蓄の推進 発災後3日間は、原則として家庭内備蓄及び都と区の連携による行政備蓄で対応するものとする。行政備蓄においては、区と都との役割分担等を整理し、3日間で必要となる食料・生活必需品等 (一定数の避難所外避難者分を含む。) を確保する。																														
		第3節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 2 備蓄倉庫の整備 また、震災時における食料等備蓄物資及び災害復旧用資器材の保	第3節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 2 備蓄倉庫の整備 また、震災時における食料等備蓄物資及び災害復旧用資器材の保																														

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容																								
第9章	64	<p>管場所として、地域の実情に応じて今後も地域防災倉庫の整備に努める。なお、倉庫の不足する地域については、学校の余裕教室等を防災備蓄倉庫として活用するなど、地域状況の変化に応じた適正な配備を図る。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>第9章 放射性物質への体制整備 対策の体系と実施機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">体 系</th> <th style="width: 25%;">区担当部署</th> <th style="width: 55%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 情報伝達体制の構築</td> <td>危機管理部</td> <td>都総務局、都福祉保健局、都産業労働局、東京消防庁</td> </tr> <tr> <td>第2節 区民への情報提供</td> <td>経営企画部、危機管理部、環境部、健康部、教育委員会事務局</td> <td>都総務局、都福祉保健局</td> </tr> <tr> <td>第3節 放射線等使用施設の安全化</td> <td>健康部</td> <td>国（文部科学省）</td> </tr> </tbody> </table>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 情報伝達体制の構築	危機管理部	都総務局、 都福祉保健局 、都産業労働局、東京消防庁	第2節 区民への情報提供	経営企画部、危機管理部、環境部、健康部、教育委員会事務局	都総務局、 都福祉保健局	第3節 放射線等使用施設の安全化	健康部	国（文部科学省）	<p>管場所として、地域の実情に応じて今後も地域防災倉庫の整備に努める。なお、倉庫の不足する地域については、学校の余裕教室等を防災備蓄倉庫として活用するなど、地域状況の変化に応じた適正な配備を図る。</p> <p><u>地区防災計画もしくは同等の防災計画を有する町会・自治会においては、計画に基づいた防災備蓄倉庫を区立公園に設置することができる。</u></p> <p>第9章 放射性物質への体制整備 対策の体系と実施機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">体 系</th> <th style="width: 25%;">区担当部署</th> <th style="width: 55%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4節 情報伝達体制の構築</td> <td>危機管理部</td> <td>都総務局、都保健医療局、都産業労働局、東京消防庁</td> </tr> <tr> <td>第5節 区民への情報提供</td> <td>経営企画部、危機管理部、環境部、健康部、教育委員会事務局</td> <td>都総務局、都保健医療局</td> </tr> <tr> <td>第6節 放射線等使用施設の安全化</td> <td>健康部</td> <td>国（文部科学省）</td> </tr> </tbody> </table>	体 系	区担当部署	関係機関	第4節 情報伝達体制の構築	危機管理部	都総務局、 都保健医療局 、都産業労働局、東京消防庁	第5節 区民への情報提供	経営企画部、危機管理部、環境部、健康部、教育委員会事務局	都総務局、 都保健医療局	第6節 放射線等使用施設の安全化	健康部	国（文部科学省）
体 系	区担当部署	関係機関																									
第1節 情報伝達体制の構築	危機管理部	都総務局、 都福祉保健局 、都産業労働局、東京消防庁																									
第2節 区民への情報提供	経営企画部、危機管理部、環境部、健康部、教育委員会事務局	都総務局、 都福祉保健局																									
第3節 放射線等使用施設の安全化	健康部	国（文部科学省）																									
体 系	区担当部署	関係機関																									
第4節 情報伝達体制の構築	危機管理部	都総務局、 都保健医療局 、都産業労働局、東京消防庁																									
第5節 区民への情報提供	経営企画部、危機管理部、環境部、健康部、教育委員会事務局	都総務局、 都保健医療局																									
第6節 放射線等使用施設の安全化	健康部	国（文部科学省）																									
第10章	65	<p>第10章 区民生活安定化のための体制整備 第1節 生活再建のための事前準備 2 仮設住宅設置体制</p> <p>区は都との役割分担として、あらかじめ建設候補地を定め、常に最新の状況を把握しておき、年1回都都市整備局に報告する。</p>	<p>第10章 区民生活安定化のための体制整備 第1節 生活再建のための事前準備 2 仮設住宅設置体制</p> <p>区は都との役割分担として、あらかじめ建設候補地を定め、常に最新の状況を把握しておき、年1回都住宅政策本部に報告する。</p>																								

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容																		
部・章	頁																				
第11章	68	<p>第11章 風水害予防対策</p> <p style="padding-left: 20px;">対策の体系と実施機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">体 系</th> <th style="width: 30%;">区担当部署</th> <th style="width: 40%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>…（略）…</td> <td>…（略）…</td> <td>…（略）…</td> </tr> <tr> <td>第4節 地下空間への浸水被害対策</td> <td>土木部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 洪水予防対策</p> <p>…（略）…</p> <p>また、洪水時には河川敷の避難場所が使用できなくなることから、強固な地盤を有し、水害時に緊急の避難や救護等に対応できる「地域防災拠点」としての機能を有する高規格堤防（スーパー堤防）は、有効な洪水対策となる。</p> <p>1 高規格堤防の整備</p> <p>…（略）…</p> <p>また、東京都管理河川の旧江戸川、中川、新中川では、地震に対する安全性と親水性などの河川環境の向上を目的とし、河川区域及び官民境界から背後約50mの幅の盛土を行う都型スーパー堤防整備が計画されており、沿川の開発、公園整備、（追加）などに合わせ、順次整備に取り組んでいく。</p> <p>2 河川・海岸の改修</p> <p>(2) 関東地方整備局江戸川河川事務所</p> <p>江戸川は利根川の派川であり、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（平成25年5月策定、平成29年9月変更）に基づき事業</p>	体 系	区担当部署	関係機関	…（略）…	…（略）…	…（略）…	第4節 地下空間への浸水被害対策	土木部		<p>第11章 風水害予防対策</p> <p style="padding-left: 20px;">対策の体系と実施機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">体 系</th> <th style="width: 30%;">区担当部署</th> <th style="width: 40%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>…（略）…</td> <td>…（略）…</td> <td>…（略）…</td> </tr> <tr> <td>第4節 浸水想定区域内の各施設における浸水被害対策</td> <td>各所管部署</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 洪水予防対策</p> <p>…（略）…</p> <p>また、高台の少ない本区においては、強固な地盤を有し、水害時に緊急の避難や救護等に対応できる「地域防災拠点」としての機能を有する高規格堤防（スーパー堤防）は、有効な洪水対策となる。</p> <p>1 高規格堤防の整備</p> <p>…（略）…</p> <p>また、東京都管理河川の旧江戸川、中川、新中川では、地震に対する安全性と親水性などの河川環境の向上を目的とし、河川区域及び官民境界から背後約50mの幅の盛土を行う都型スーパー堤防整備が計画されており、沿川の開発、公園整備、公共施設の改築などに合わせ、順次整備に取り組んでいく。</p> <p>2 河川・海岸の改修</p> <p>(2) 関東地方整備局江戸川河川事務所</p> <p>江戸川は利根川の派川であり、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（平成25年5月策定、令和2年3月変更）に基づき事業を</p>	体 系	区担当部署	関係機関	…（略）…	…（略）…	…（略）…	第4節 浸水想定区域内の各施設における浸水被害対策	各所管部署	
体 系	区担当部署	関係機関																			
…（略）…	…（略）…	…（略）…																			
第4節 地下空間への浸水被害対策	土木部																				
体 系	区担当部署	関係機関																			
…（略）…	…（略）…	…（略）…																			
第4節 浸水想定区域内の各施設における浸水被害対策	各所管部署																				
	69																				

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
	69	<p>を実施しており、今後、河道掘削及び堤防の断面不足解消・質的強化<u>並びに、高規格堤防の整備を図っていく。</u></p> <p>(3) 東京都江東治水事務所 ... (略) ...</p> <p>このため、順次計画の策定及び堤防の修築事業が行われてきたが、昭和34年9月の伊勢湾台風の異常潮位を考慮して、新たに東京高潮対策事業として A.P. + 5.10m に対処し得るように計画が改訂され、これに基づき主要河川の防潮堤や護岸、並びに水門・排水機場が完成している。... (略) ...</p> <p>更に江東内部河川においては、昭和63年度の委員会の報告を受け、平成元年に計画の見直しを行い、平成4年度第二次水位低下 (A.P. - 1.0m) を実施した。</p> <p>現在、東部低地帯の河川施設整備計画に基づき、中川・新中川・旧江戸川の堤防の耐震対策、水門・排水機場等の耐震対策・耐水対策を実施している。</p> <p>3 高台避難地の確保</p> <p>(1) 高規格堤防整備や公共施設を活用した身近な高台の確保 ... (略) ...</p> <p>国直轄河川である江戸川・荒川（中川）沿川においては、高規格堤防整備事業と一体のまちづくり事業を進め、避難場所として活用できる高台避難地を確保する。</p>	<p>施しており、今後、河道掘削及び堤防の断面不足解消・質的強化<u>を図っていく。高規格堤防の整備については北小岩一丁目地区が平成29年度に完成しており、現在、篠崎公園地区において都立篠崎公園の高台化、区の土地区画整理事業と一体的な整備を鋭意進めている。</u></p> <p>(3) 東京都江東治水事務所 ... (略) ...</p> <p>このため、順次計画の策定及び堤防の修築事業が行われてきたが、昭和34年9月の伊勢湾台風の異常潮位を考慮して、新たに東京高潮対策事業として A.P. + 5.10m に対処し得るように計画が改訂され、これに基づき主要河川の防潮堤や護岸、並びに水門・排水機場が完成している。... (略) ...</p> <p>更に江東内部河川においては、昭和63年度の委員会の報告を受け、平成元年に計画の見直しを行い、平成4年度第二次水位低下 (A.P. - 1.0m) を実施した。</p> <p>現在、東部低地帯の河川施設整備計画(第二期)に基づき、中川・新中川・旧江戸川の堤防の耐震対策、水門・排水機場等の耐震対策・耐水対策を実施している。</p> <p>3 高台避難地の確保</p> <p>(1) 高規格堤防整備や公共施設を活用した身近な高台の確保 ... (略) ...</p> <p>国直轄河川である江戸川・荒川（中川）沿川においては、高規格堤防整備事業と一体のまちづくり事業を進め、避難場所として活用できる高台避難地を確保する。</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
	70	<p>北小岩一丁目東部地区については、先の東日本大震災時に車両並びに多数の帰宅困難者が滞留した千葉県への渡河橋である市川橋に接している。本地区は、高規格堤防整備事業との一体のまちづくり事業により河川区域に<u>緑地広場が創出され</u>、高台の安全な避難場所として<u>機能することが期待できる。既に本地区は区の土地区画整理事業と国の高規格堤防整備事業による共同事業が完了しており、安全・安心なまちづくりが進んでいる。</u></p> <p>(2) 大規模公園の高台化 ... (略) ...</p> <p>現在、区では江戸川の高規格堤防整備事業と一体のまちづくり事業として、篠崎公園地区について事業を進めている。一方、大規模公園である篠崎公園については、平成24年2月、都の公園審議会より公園の高台化を盛り込んだ「都立篠崎公園の整備計画」が答申されている。この高台化整備は、現在事業中の篠崎公園地区の高規格堤防整備事業と一体的に整備を<u>行う予定である</u>。これにより、篠崎公園地区の高規格堤防と篠崎公園の高台がつながり水害時における避難動線が確保できる等地域防災拠点としての機能が充実する。今後も、国の高規格堤防整備事業との共同事業を進めていく。</p> <p><u>(3) (新設)</u></p>	<p>北小岩一丁目東部地区については、先の東日本大震災時に車両並びに多数の帰宅困難者が滞留した千葉県への渡河橋である市川橋に接している。本地区は、高規格堤防整備事業との一体のまちづくり事業により河川区域に<u>緑地広場を創出し</u>、高台の安全な避難場所として<u>安全な場所となっている。</u></p> <p>(2) 大規模公園の高台化 ... (略) ...</p> <p>現在、区では江戸川の高規格堤防整備事業と一体のまちづくり事業として、篠崎公園地区について事業を進めている。一方、大規模公園である篠崎公園については、平成24年2月、都の公園審議会より公園の高台化を盛り込んだ「都立篠崎公園の整備計画」が答申されている。この高台化整備は、現在事業中の篠崎公園地区の高規格堤防整備事業と一体的に整備を<u>行っていく</u>。これにより、篠崎公園地区の高規格堤防と篠崎公園の高台がつながり水害時における避難動線が確保できる等地域防災拠点としての機能が充実する。今後も、国の高規格堤防整備事業との共同事業を進めていく。</p> <p><u>(3) 建物群による高台まちづくり</u> <u>首都「東京」において大規模洪水や首都直下地震等による壊滅的な被害の発生を回避できるよう、ハード・ソフト両面から防災まちづくりを強力に推進するため、令和2年1月に国と東京都により「災害に強い首都『東京』の形成に向けた連絡会議」が設置され、同年12</u></p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正(案)新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
			<p>月、「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」が策定された。</p> <p>そこでは、東京の実情を踏まえた防災まちづくりを強力に推進するための基本的な考え方や、当面取り組むべき具体的な方策についてとりまとめられている。その中で、水害対策における取組方針の一つとして、早い段階からの避難が出来なかった場合でも、線的・面的につながった高台・建物群を創出し、命の安全・最低限の避難生活水準を確保できる避難場所にもなる「高台まちづくり」の推進が位置付けられている。</p> <p>また、高台まちづくりのモデル地区として小岩地区と船堀地区が設定されており、小岩地区では再開発事業の整備と併せて高台まちづくりを推進しており、船堀地区では新庁舎建設に合わせた高台まちづくりの具体的な検討を進めていく。</p> <p>江戸川区では、大規模水害の際は、広域避難を基本としているが、広域避難が困難な場合においても、広域避難できなかった住民等が一時的に避難できるよう、浸水深さ以上に位置する既存建物の屋内施設や共有部等を活用した待避スペースの確保を進めていく。</p> <p>また、浸水後安全を確保した上で、段階的に避難のできる非浸水動線（浸水しない避難経路）を、建築物と歩行者デッキ等でつないだ建物群を形成していく。</p> <div data-bbox="1279 1193 2123 1449"> <p>図 建物群による高台まちづくりのイメージ</p> <p>出典：災害に強い首都「東京」形成ビジョン 概要版 (令和2年12月、災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議)を加工</p> </div>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
	71	<p>第2節 高潮対策</p> <p>1 防潮事業</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>…（略）…</p> <p>新中川下流端の今井水門、新川上流端の新川東水門は、平常時は開扉のままとし、新川東樋門は勤務時間外には閉鎖する。（新川東水門、新川東樋門は、耐震工事のため閉鎖中。）</p> <p>高潮等の警戒態勢時の操作は、施設ごとに定められた操作基準及び操作条件に従って操作する。新川排水機場は、平常時旧江戸川の河川水を新川東樋門から導入し、新川の浄化を図りながら A.P. + 0.5mを保つように排水操作を行う。（新川東樋門は、耐震工事のため閉鎖中。）</p> <p>旧中川については、平成4年度第二次水位低下の実施に伴い、水位低下河川の浄化を図るため、隅田川から河川水を導入し、かつ水位 A.P. - 1.0mを保つように、木下川排水機場及び小名木川排水機場において排水操作を行う。</p> <p>第3節 都市型水害対策</p> <p>1 下水道の整備</p> <p>(1) 区土木部</p> <p><u>1時間あたり50mmまでの降雨に対応している。50mmを超過するような降雨により内水氾濫の発生に対処するため、ゴムポートを配備している。</u></p>	<p>【船堀駅前地区高台まちづくり基本方針】より抜粋</p> <p>第2節 高潮対策</p> <p>1 防潮事業</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>…（略）…</p> <p>新中川下流端の今井水門、新川上流端の新川東水門は、平常時は開扉のままとし、新川東樋門は勤務時間外には閉鎖する。（新川東水門、新川東樋門は、耐震工事のため閉鎖中。）</p> <p>高潮等の警戒態勢時の操作は、施設ごとに定められた操作基準及び操作条件に従って操作する。新川排水機場は、平常時旧江戸川の河川水を新川東樋門から導入し、新川の浄化を図りながら A.P. + 0.5mを保つように排水操作を行う。（新川東樋門は、耐震工事のため閉鎖中。）</p> <p>旧中川については、平成4年度第二次水位低下の実施に伴い、水位低下河川の浄化を図るため、隅田川から河川水を導入し、かつ水位 A.P. - 1.0mを保つように、木下川排水機場及び小名木川排水機場において排水操作を行う。</p> <p>第3節 都市型水害対策</p> <p>1 下水道の整備</p> <p>(削除)</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容																	
第12章	71	<p>(2) 都下水道局</p> <p>2 内水の対策</p> <p>(2) 土のうステーションの設置</p> <p>短時間で局地的な大雨をもたらすゲリラ豪雨や台風などによる浸水被害を未然に防ぐため、誰でも利用できる土のうステーションの配備を推進する。(令和3年4月1日現在：42か所設置)</p>	<p>(1) 都下水道局</p> <p>2 内水の対策</p> <p>(2) 土のうステーションの設置</p> <p>短時間で局地的な大雨をもたらすゲリラ豪雨や台風などによる浸水被害を未然に防ぐため、誰でも利用できる土のうステーションの配備を推進する。(令和5年4月1日現在：46か所設置)</p>																	
	72	<p>第5節 総合治水対策</p> <p>本区では、「中川・綾瀬川流域整備計画」に基づき、洪水流出抑制など総合治水対策を流域関係機関とともに進めている。</p>	<p>第5節 総合治水対策</p> <p>本区では、「中川・綾瀬川流域整備計画」に基づき、雨水流出抑制など総合治水対策を流域関係機関とともに進めている。</p>																	
	74	<p>第12章 風水害に強い都市施設づくり</p> <p>対策の体系と実施機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">体 系</th> <th style="width: 25%;">区担当部署</th> <th style="width: 50%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 ライフライン施設</td> <td></td> <td>都下水道局、東京ガス(株)、東京電力(株)、NTT東日本</td> </tr> <tr> <td>第2節 鉄道施設</td> <td></td> <td>都交通局、東日本旅客鉄道(株)、東京地下鉄(株)京成電鉄(株)</td> </tr> </tbody> </table>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 ライフライン施設		都下水道局、 東京ガス(株) 、 東京電力(株) 、 NTT東日本	第2節 鉄道施設		都交通局、東日本旅客鉄道(株)、東京地下鉄(株)京成電鉄(株)	<p>第12章 風水害に強い都市施設づくり</p> <p>対策の体系と実施機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">体 系</th> <th style="width: 25%;">区担当部署</th> <th style="width: 50%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 ライフライン施設</td> <td></td> <td>都下水道局、東京ガスネットワーク(株)、東京電力パワーグリッド(株)、NTT東日本(株)</td> </tr> <tr> <td>第4節 鉄道施設</td> <td></td> <td>都交通局、東日本旅客鉄道(株)、東京地下鉄(株)京成電鉄(株)</td> </tr> </tbody> </table>	体 系	区担当部署	関係機関	第3節 ライフライン施設		都下水道局、 東京ガスネットワーク(株) 、 東京電力パワーグリッド(株) 、 NTT東日本(株)	第4節 鉄道施設	
体 系	区担当部署	関係機関																		
第1節 ライフライン施設		都下水道局、 東京ガス(株) 、 東京電力(株) 、 NTT東日本																		
第2節 鉄道施設		都交通局、東日本旅客鉄道(株)、東京地下鉄(株)京成電鉄(株)																		
体 系	区担当部署	関係機関																		
第3節 ライフライン施設		都下水道局、 東京ガスネットワーク(株) 、 東京電力パワーグリッド(株) 、 NTT東日本(株)																		
第4節 鉄道施設		都交通局、東日本旅客鉄道(株)、東京地下鉄(株)京成電鉄(株)																		

江戸川区地域防災計画令和5年度修正(案)新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧	新
部・章	頁	内容	内容
第3部 対応態勢 第1章	80	<p>第3部 対応態勢</p> <p>第1章 震災時災害対策本部設置態勢</p> <p>1 江戸川区災害対策本部</p> <p>(2) 江戸川区災害対策本部の組織</p> <p>災害対策本部組織図</p> <p>The organizational chart for the old structure shows the Disaster Countermeasures Headquarters (災害対策本部室) containing the Chief's Office (本部長室) and the Emergency Management Department (危機管理部). The Chief's Office includes the Chief (本部長) and Deputy Chief (副本部長), and the Chief's Office Staff (本部長室員) includes the Chief Officer (本部統括者), various department heads, and fire officers. The Emergency Management Department includes the Chief Officer (管理統括者) and various support units like Hazard Management, Disaster Relief, DX Promotion, Calculation, and Secretariat.</p>	<p>第3部 対応態勢</p> <p>第1章 震災時災害対策本部設置態勢</p> <p>1 江戸川区災害対策本部</p> <p>(2) 江戸川区災害対策本部の組織</p> <p>災害対策本部組織図</p> <p>The organizational chart for the new structure is similar to the old one but includes a new 'Human Resource Support Unit' (人的支援課) under the Emergency Management Department. The Chief's Office Staff (本部長室員) list is updated to include the 'Director' (区長) as the Chief Officer (本部統括者).</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容								
部・章	頁										
	81	(4) 各部の所掌事務	(4) 各部の所掌事務								
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"> 危機管理部 （経営企画部） （SDGs推進部） （新庁舎・施設整備部） （危機管理部） （総務部） </td> <td style="width: 75%;">...（略）...</td> </tr> <tr> <td>...（略）...</td> <td>...（略）...</td> </tr> </table>	危機管理部 （経営企画部） （SDGs推進部） （新庁舎・施設整備部） （危機管理部） （総務部）	...（略）...	...（略）...	...（略）...	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"> 危機管理部 （経営企画部） （SDGs推進部） （新庁舎・施設整備部） （危機管理部） （総務部） （産業経済部） </td> <td style="width: 75%;">...（略）...</td> </tr> <tr> <td>...（略）...</td> <td>...（略）...</td> </tr> </table>	危機管理部 （経営企画部） （SDGs推進部） （新庁舎・施設整備部） （危機管理部） （総務部） （産業経済部）	...（略）...	...（略）...	...（略）...
危機管理部 （経営企画部） （SDGs推進部） （新庁舎・施設整備部） （危機管理部） （総務部）	...（略）...										
...（略）...	...（略）...										
危機管理部 （経営企画部） （SDGs推進部） （新庁舎・施設整備部） （危機管理部） （総務部） （産業経済部）	...（略）...										
...（略）...	...（略）...										
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">都市開発部 （都市開発部）</td> <td style="width: 75%;">...（略）...</td> </tr> </table>	都市開発部 （都市開発部）	...（略）...	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">都市開発部 （都市開発部）</td> <td style="width: 75%;">...（略）...</td> </tr> </table>	都市開発部 （都市開発部）	...（略）...				
都市開発部 （都市開発部）	...（略）...										
都市開発部 （都市開発部）	...（略）...										
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">環境部 （環境部）</td> <td style="width: 75%;"> 1 災害に伴う各種公害調査並びに対策に関する こと。 2 がれき処理に係わる関係機関等との連絡調整 に関すること。 <u>（追加）</u> <u>3</u> ごみ処理及びし尿収集に関すること。 <u>4</u> 災害時における他の部の応援に関すること。 </td> </tr> </table>	環境部 （環境部）	1 災害に伴う各種公害調査並びに対策に関する こと。 2 がれき処理に係わる関係機関等との連絡調整 に関すること。 <u>（追加）</u> <u>3</u> ごみ処理及びし尿収集に関すること。 <u>4</u> 災害時における他の部の応援に関すること。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">環境部 （環境部）</td> <td style="width: 75%;"> 1 災害に伴う各種公害調査並びに対策に関する こと。 2 がれき処理に係わる関係機関等との連絡調整 に関すること。 <u>3 倒木の除去、公園の復旧に関すること。</u> <u>4</u> ごみ処理及びし尿収集に関すること。 <u>5</u> 災害時における他の部の応援に関すること。 </td> </tr> </table>	環境部 （環境部）	1 災害に伴う各種公害調査並びに対策に関する こと。 2 がれき処理に係わる関係機関等との連絡調整 に関すること。 <u>3 倒木の除去、公園の復旧に関すること。</u> <u>4</u> ごみ処理及びし尿収集に関すること。 <u>5</u> 災害時における他の部の応援に関すること。				
環境部 （環境部）	1 災害に伴う各種公害調査並びに対策に関する こと。 2 がれき処理に係わる関係機関等との連絡調整 に関すること。 <u>（追加）</u> <u>3</u> ごみ処理及びし尿収集に関すること。 <u>4</u> 災害時における他の部の応援に関すること。										
環境部 （環境部）	1 災害に伴う各種公害調査並びに対策に関する こと。 2 がれき処理に係わる関係機関等との連絡調整 に関すること。 <u>3 倒木の除去、公園の復旧に関すること。</u> <u>4</u> ごみ処理及びし尿収集に関すること。 <u>5</u> 災害時における他の部の応援に関すること。										
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">文化共育部 （文化共育部）</td> <td style="width: 75%;">...（略）...</td> </tr> </table>	文化共育部 （文化共育部）	...（略）...	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">文化共育部 （文化共育部）</td> <td style="width: 75%;">...（略）...</td> </tr> </table>	文化共育部 （文化共育部）	...（略）...				
文化共育部 （文化共育部）	...（略）...										
文化共育部 （文化共育部）	...（略）...										

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

旧		新	
部・章	頁	内 容	
		福祉部 (福祉部)	... (略) ...
		子ども家庭部 (子ども家庭部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災園児等の調査並びに保護及び安全に関すること。 2 被災者の救助及び保護に関すること。 3 救援物資等の配分に関すること。 4 応急保育に関すること。 5 保護児童等の安全に関すること。 6 保護児童等の相談及び援助に関すること。 7 要保護児童等の把握及び保護に関すること。 <li style="color: red;">8 <u>DV被害者等の相談及び援助に関すること。</u> <li style="color: red;">9 災害時における他の部の応援に関すること。
		健康部 (健康部)	... (略) ...

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
	84	<p>第2節 警察・消防の初動態勢</p> <p>2 消防の初動態勢</p> <p>(1) 震災配備態勢 <u>東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生した場合、または地震により火災または救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。</u></p> <p>(2) 震災非常配備態勢 <u>東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生した場合、または地震により火災または救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。</u></p>	<p>第2節 警察・消防の初動態勢</p> <p>2 消防の初動態勢</p> <p>(1) 震災態勢の発令 <u>地震の発生危険に関する情報により、地震発生の可能性が強まったと判断し、情報収集体制の強化及び震災消防活動に備える必要があると認めたときは、震災態勢を発令する。</u></p> <p>(2) 震災非常配備態勢 ア 震災第一非常配備態勢 <u>次のいずれかによる。</u> <u>(ア) 気象庁の発表で、東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生したとき。</u> <u>(イ) 東京消防庁及び区市町村（島しょを除く。）の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度5強を示す地震が発生したとき。</u> <u>(ウ)(ア)の地域に地震が発生し、当該地震による被害状況等により警防本部長が必要と認めたとき。</u> イ 震災第二非常配備態勢 <u>次のいずれかによる。</u> <u>(ア) 気象庁の発表で、東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度6弱以上の地震が発生したとき。</u> <u>(イ) 東京消防庁及び区市町村（島しょを除く。）の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度6弱以上を示す地震</u></p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
	84	<p>(3) 非常招集</p> <p><u>震災配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は直ちに所定の場所に参集する。</u></p> <p><u>震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>が発生したとき。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(ウ)(ア)の地域に地震が発生し、警防本部長が必要と認めたとき。</u></p> <p>(3) 非常招集</p> <p><u>震災第一非常配備態勢を発令したときは招集計画に基づき、所要の人員は直ちに所定の場所に参集する。震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。</u></p>
	85	<p>第3節 特別非常配備態勢（勤務時間外）</p> <p>夜間・休日等の勤務時間外に大地震（区内最大震度5強以上）または、これに準ずる地震により災害が発生した場合には、人員不足や指揮者不在により十分な組織対応がとれないことが予測される。その場合の災害応急活動として、早期の段階で要員・体制を確保する必要があり、本区は<u>区内在住及び隣接区市に居住する職員</u>による一時的な態勢をとる。なお、一定数の人員が確保され次第、組織対応体制である「非常配備態勢」に移行する。</p>	<p>第3節 特別非常配備態勢（勤務時間外）</p> <p>夜間・休日等の勤務時間外に大地震（区内最大震度5強以上）または、これに準ずる地震により災害が発生した場合には、人員不足や指揮者不在により十分な組織対応がとれないことが予測される。その場合の災害応急活動として、早期の段階で要員・体制を確保する必要があり、本区は<u>全職員</u>による一時的な態勢をとる。なお、一定数の人員が確保され次第、組織対応体制である「非常配備態勢」に移行する。</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
	85	<p>1 職員の参集</p> <p>(1) 職員の配備</p> <p>勤務時間外に区内最大震度5強以上（危機管理部職員、土木部職員及び環境部職員(水とみどりの課、公園整備課)は区内最大震度5弱以上)の地震が発生した場合は、参集指示がなくともあらかじめ定められた場所に自主参集するものとする。</p> <p>発災当初は区内在住職員及び隣接区市在住職員を中心に各自指定された参集場所（区本部・地域拠点・避難所・緊急医療救護所・地域内輸送拠点）を開設し、災害対応に従事する。上記以外の職員については、概ね3日以内にあらかじめ指定されている地域拠点、若しくは職場に参集し、参集場所責任者の指示により災害対応に従事する。</p> <p>(3) 本部関係以外の職員</p> <p>本部関係以外の職員については、住所要件を考慮し、あらかじめ指定されている災害対応の核となる施設（各事務所・学校等）に参集し、災害対応に従事する。</p> <p>上記例外として、(追加)組織対応が必要な部署に所属する職員または各部が指定する職員については、その職をもって各部であらかじめ指定された場所に参集する。</p> <p>ア 施設の安全確認（都市開発部の技術系職員及び部の指定を受けた職員）</p> <p>イ 道路障害物の除去（土木部の技術系職員及び(追加)指定を受けた職員）</p> <p>ウ ごみ収集・がれき処理（環境部の技能系職員及び部の指定</p>	<p>1 職員の参集</p> <p>(1) 職員の配備</p> <p>勤務時間外に区内最大震度5強以上（危機管理部職員、土木部職員及び環境部職員(水とみどりの課、公園整備課)は区内最大震度5弱以上)の地震が発生した場合は、参集指示がなくともあらかじめ定められた場所に自主参集するものとする。</p> <p>発災当初、職員は各自指定された場所（区本部・避難所・緊急医療救護所・地域内輸送拠点等）へ参集し、災害対応に従事する。上記以外の職員については、速やかに職場に参集し、参集場所責任者の指示により災害対応に従事する。</p> <p>(3) 本部関係以外の職員</p> <p>本部関係以外の職員については、住所要件を考慮し、あらかじめ指定されている災害対応の核となる施設（勤務地・学校等）に参集し、災害対応に従事する。</p> <p>上記例外として、次の組織対応が必要な部署に所属する職員または各部が指定する職員については、その職をもって各部であらかじめ指定された場所に参集する。</p> <p>ア 施設の安全確認等（都市開発部の技術系職員及び部の指定を受けた職員）</p> <p>イ 道路障害物の除去（土木部の技術系職員及び部の指定を受けた職員）</p> <p>ウ ごみ収集・がれき処理等（環境部の技能系職員及び部の指定</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
	85	<p>受けた職員)</p> <p>工 緊急医療救護所及び<u>医療救護受援施設</u>の開設・運営(健康部の専門・<u>(追加)</u>技術系職員)</p> <p>オ 福祉避難所及び要配慮者対策(福祉部の技術系職員及び部の指定を受けた職員)</p> <p>カ 地域拠点開設・運営(各事務所・区民課の<u>(追加)</u>地域サービス係及び地域施設系の職員)</p> <p>キ 遺体収容所開設・運営(生活援護第一・二・三課の指定を受けた職員)</p> <p>ク 広報・広聴対応(<u>広報課〔区政案内係・報道係・映像広報係・編集係〕の職員</u>)</p> <p>ケ 情報システムの復旧・維持(DX推進課の指定を受けた職員)</p> <p>コ 庁舎管理(総務課総務係の職員)</p> <p>サ 区議会対応(区議会事務局の指定を受けた職員) <u>(追加)</u></p>	<p>を受けた職員)</p> <p>工 緊急医療救護所及び<u>医療救護受援施設等</u>の開設・運営(健康部の専門・<u>部の指定を受けた</u>技術系職員)</p> <p>オ 福祉避難所及び要配慮者対策(福祉部の技術系職員及び部の指定を受けた職員)</p> <p>カ 地域拠点開設・運営(各事務所・区民課の<u>庶務係</u>、地域サービス係及び地域施設系の職員)</p> <p>キ 遺体収容所開設・運営(生活援護第一・二・三課の指定を受けた職員)</p> <p>ク 広報・広聴対応(<u>SDGs推進部の指定を受けた職員</u>)</p> <p>ケ 情報システムの復旧・維持(DX推進課の指定を受けた職員)</p> <p>コ 庁舎管理(総務課総務係の職員)</p> <p>サ 区議会対応(区議会事務局の指定を受けた職員)</p> <p><u>シ 応急給水(課税課、納税課の職員)</u></p> <p><u>ス 倒木等の撤去及び公園復旧(環境部の技術系職員及び部の指定を受けた職員)</u></p> <p><u>セ 避難所管理(教育委員会事務局の指定を受けた職員)</u></p> <p><u>ソ 物資配送拠点開設・運営(産業経済課の指定を受けた職員)</u></p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容
部・章	頁		
	86	2 災害対策本部の設置 (1) 本部長室 ウ 管理統括者（防災危機管理課長、地域防災課長、 危機管理部副参事 、企画課長、 財政課長、 SDGs推進課長 、計画課長、財産活用課長、新庁舎整備課長、建設技術課長） エ 危機管理部職員 オ 機動部隊職員 カ 本部開設・運営職員	2 災害対策本部の設置 (1) 本部長室 ウ 管理統括者（防災危機管理課長、地域防災課長、 (削除) 、 企画課長、 財政課長、 広報課長 、計画課長、財産活用課長、 新庁舎整備課長、建設技術課長、 職員課長 、 秘書課長 、 産業経済課長 ） エ 危機管理部職員 オ 機動部隊職員 (削除)
	87	(2) 地域拠点（区民課・各事務所） 	(2) 地域拠点（区民課・各事務所）

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
	87	<p><u>機動部隊職員 ... 対応態勢 第3章 第1節 「平常時の体制」を参照。</u></p> <p>地域拠点の構成員は、事務所長のほか次のものとする。</p> <p>ア 責任者（事務所長または区民課長）</p> <p>イ 副責任者（参集指定課長）</p> <p><u>ウ 災害対応リーダー（機動部隊職員）</u></p> <p><u>エ 要員（地域拠点開設・運営職員、地域サービス係職員、地域施設係職員）</u></p> <p><u>オ 補充要員（各事務所参集職員）</u></p> <p>責任者は、参集職員を指揮して、管内の被害状況の把握に努め、本部に報告するとともに、被災者の救助その他の応急活動を行う。</p> <p><u>補充要員としての職員は、参集後、責任者の指示を受け、災害対応に従事する。</u></p> <p>____ 本部との通信が途絶したときは、適宜伝令員を派遣し管内の状況を本部に報告し、指示を求めなければならない。</p> <p>(3)緊急医療救護所（災害拠点病院前(東京臨海病院、江戸川病院、森山記念病院)、災害拠点連携病院前(松江病院、岩井整形外科内科病院、東京さくら病院、葛西昌医会病院、江戸川メディケア病院)、災害医療支援病院前（京葉病院、葛西中央病院、東京心臓不整脈病院、同愛会病院、一盛病院、東京東病院、小松川病院、江戸川共済病院、森山脳神経センター病院））（ 詳細は資料編を参照）</p>	<p>(削除)</p> <p>地域拠点の構成員は、事務所長のほか次のものとする。</p> <p>ア 責任者（事務所長または区民課長）</p> <p>イ 副責任者（参集指定課長）</p> <p>(削除)</p> <p><u>ウ 要員（庶務係職員、地域サービス係職員、地域施設係職員）</u></p> <p>(削除)</p> <p>責任者は、参集職員を指揮して、管内の被害状況の把握に努め、本部に報告するとともに、被災者の救助その他の応急活動を行う。</p> <p>(削除)</p> <p>____ 本部との通信が途絶したときは、適宜伝令員を派遣し管内の状況を本部に報告し、指示を求めなければならない。</p> <p>(3)緊急医療救護所（災害拠点病院前(東京臨海病院、江戸川病院、森山記念病院)、災害拠点連携病院前(松江病院、岩井整形外科病院、東京さくら病院、葛西昌医会病院、江戸川メディケア病院)、災害医療支援病院前（京葉病院、葛西中央病院、東京心臓不整脈病院、同愛会病院、一盛病院、東京東病院、小松川病院、江戸川共済病院、森山脳神経センター病院））（ 詳細は資料編を参照）</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
	88	<p>緊急医療救護所開設・運営の構成員は、次のものとする。</p> <p>ア 開設リーダー … 区職員の開設・運営責任者 （追加）健康部の専門・技術系職員より選任する</p> <p>イ サブリーダー … 区職員の開設・運営副責任者 （追加）健康部の専門・技術系職員より選任する</p> <p>ウ 緊急医療救護所開設・運営職員 … 要員 あらかじめ住 所要件 で指定 されて いる</p> <p>エ 健康部の専門・技術系職員 … 要員 あらかじめ職務要件で指定されている職員</p> <p>(4)避難所 避難所は、避難者等で組織する「避難所運営部」と行政職員等で組織する「施設管理部」との2つの組織による「避難所運営協議会」で運営する。</p> <p>ア 避難所運営部長 … 避難所運営の責任者 避難者の中から互選によって選出（ただし、部長、副部長には、女性と男性の両方を配置する。）</p> <p>イ 施設管理責任者 … 避難所施設の責任者 当該校の学校長</p> <p>ウ 避難所開設職員 … 連絡調整要員 あらかじめ住所要件で指定されている（追加）</p>	<p>緊急医療救護所開設・運営の構成員は、次のものとする。</p> <p>ア 開設リーダー … 区職員の開設・運営責任者 原則、健康部の専門・技術系職員より選任する</p> <p>イ サブリーダー … 区職員の開設・運営副責任者 原則、健康部の専門・技術系職員より選任する</p> <p>ウ 緊急医療救護所開設・運営職員 … 要員 あらかじめ住 所要件等 で指定さ れている</p> <p>エ 健康部の専門・技術系職員 … 要員 あらかじめ職務要件で指定されている（削除）</p> <p>(4)避難所 避難所は、避難者等で組織する「避難所運営部」と行政職員等で組織する「施設管理部」との2つの組織による「避難所運営協議会」で運営する。</p> <p>ア 避難所運営部長 … 避難所運営の責任者 避難者の中から互選によって選出（ただし、部長、副部長には、女性と男性の両方を配置する。）</p> <p>イ 施設管理責任者 … 避難所施設の責任者 当該校の学校長</p> <p>ウ 避難所開設職員 … 連絡調整要員 あらかじめ住所要件で指定されている（ただし、女性と男性の数が均衡するよう努めるものとする。）</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容																																																
部・章	頁																																																		
	89	<p>3 職員の役割</p> <p>(1)災害対策本部（防災センター）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">本部長室</th> <th colspan="3" style="width: 45%;">危機管理部（本部要員）</th> </tr> <tr> <th style="width: 5%;">本部長</th> <th style="width: 25%;">本部長室員</th> <th style="width: 15%;">管理統括者</th> <th style="width: 15%;">要員</th> <th style="width: 10%;">補助要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">区 長</td> <td rowspan="3" style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> [本部統括者] 危機管理部長 経営企画部長 SDGs推進部長 新庁舎・施設整備部長 </td> <td>防災危機管理課長</td> <td>防災危機管理課職員 地域防災課職員 企画課職員</td> <td>職務終了後、 合流</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副 本 部 長</td> <td>地域防災課長</td> <td>財政課職員 DX推進課職員 計画課職員</td> <td>監査委員事務局</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副 区 長 教 育 長</td> <td>各部長(上記以外) 区議会事務局長 秘書課長 教育推進課長</td> <td>危機管理部副参事 企画課長 財政課長 SDGs推進課長 計画課長 財産活用課長 新庁舎整備課</td> <td>新庁舎整備課職員 建設技術課職員 秘書課職員 (広報課職員) (職員課職員)</td> <td>選挙管理委員会事務局</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	本部長室	危機管理部（本部要員）			本部長	本部長室員	管理統括者	要員	補助要員	区 長	[本部統括者] 危機管理部長 経営企画部長 SDGs推進部長 新庁舎・施設整備部長	防災危機管理課長	防災危機管理課職員 地域防災課職員 企画課職員	職務終了後、 合流	副 本 部 長	地域防災課長	財政課職員 DX推進課職員 計画課職員	監査委員事務局	副 区 長 教 育 長	各部長(上記以外) 区議会事務局長 秘書課長 教育推進課長	危機管理部副参事 企画課長 財政課長 SDGs推進課長 計画課長 財産活用課長 新庁舎整備課	新庁舎整備課職員 建設技術課職員 秘書課職員 (広報課職員) (職員課職員)	選挙管理委員会事務局	<p>3 職員の役割</p> <p>(1)災害対策本部（防災センター）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">本部長室</th> <th colspan="3" style="width: 45%;">危機管理部（本部要員）</th> </tr> <tr> <th style="width: 5%;">本部長</th> <th style="width: 25%;">本部長室員</th> <th style="width: 15%;">管理統括者</th> <th style="width: 15%;">要員</th> <th style="width: 10%;">補助要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">区 長</td> <td rowspan="3" style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> [本部統括者] 危機管理部長 経営企画部長 SDGs推進部長 新庁舎・施設整備部長 </td> <td>防災危機管理課長</td> <td>防災危機管理課職員 地域防災課職員 企画課職員</td> <td>職務終了後、 合流</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副 本 部 長</td> <td>地域防災課長 (削除) 企画課長 財政課長</td> <td>財政課職員 DX推進課職員 計画課職員</td> <td>監査委員事務局</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副 区 長 教 育 長</td> <td>各部長(上記以外) 区議会事務局長 (削除) 教育推進課長</td> <td>DX推進課長 広報課長 計画課長 財産活用課長 新庁舎整備課長 建設技術課長 秘書課職員 (広報課職員) 秘書課長 職員課長、 産業経済課長</td> <td>新庁舎整備課職員 建設技術課職員 秘書課職員 (広報課職員) (職員課職員) (産業経済課職員)</td> <td>選挙管理委員会事務局</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	本部長室	危機管理部（本部要員）			本部長	本部長室員	管理統括者	要員	補助要員	区 長	[本部統括者] 危機管理部長 経営企画部長 SDGs推進部長 新庁舎・施設整備部長	防災危機管理課長	防災危機管理課職員 地域防災課職員 企画課職員	職務終了後、 合流	副 本 部 長	地域防災課長 (削除) 企画課長 財政課長	財政課職員 DX推進課職員 計画課職員	監査委員事務局	副 区 長 教 育 長	各部長(上記以外) 区議会事務局長 (削除) 教育推進課長	DX推進課長 広報課長 計画課長 財産活用課長 新庁舎整備課長 建設技術課長 秘書課職員 (広報課職員) 秘書課長 職員課長、 産業経済課長	新庁舎整備課職員 建設技術課職員 秘書課職員 (広報課職員) (職員課職員) (産業経済課職員)	選挙管理委員会事務局
区 分	本部長室	危機管理部（本部要員）																																																	
本部長	本部長室員	管理統括者	要員	補助要員																																															
区 長	[本部統括者] 危機管理部長 経営企画部長 SDGs推進部長 新庁舎・施設整備部長	防災危機管理課長	防災危機管理課職員 地域防災課職員 企画課職員	職務終了後、 合流																																															
副 本 部 長		地域防災課長	財政課職員 DX推進課職員 計画課職員	監査委員事務局																																															
副 区 長 教 育 長		各部長(上記以外) 区議会事務局長 秘書課長 教育推進課長	危機管理部副参事 企画課長 財政課長 SDGs推進課長 計画課長 財産活用課長 新庁舎整備課	新庁舎整備課職員 建設技術課職員 秘書課職員 (広報課職員) (職員課職員)	選挙管理委員会事務局																																														
区 分	本部長室	危機管理部（本部要員）																																																	
本部長	本部長室員	管理統括者	要員	補助要員																																															
区 長	[本部統括者] 危機管理部長 経営企画部長 SDGs推進部長 新庁舎・施設整備部長	防災危機管理課長	防災危機管理課職員 地域防災課職員 企画課職員	職務終了後、 合流																																															
副 本 部 長		地域防災課長 (削除) 企画課長 財政課長	財政課職員 DX推進課職員 計画課職員	監査委員事務局																																															
副 区 長 教 育 長		各部長(上記以外) 区議会事務局長 (削除) 教育推進課長	DX推進課長 広報課長 計画課長 財産活用課長 新庁舎整備課長 建設技術課長 秘書課職員 (広報課職員) 秘書課長 職員課長、 産業経済課長	新庁舎整備課職員 建設技術課職員 秘書課職員 (広報課職員) (職員課職員) (産業経済課職員)	選挙管理委員会事務局																																														

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

旧		新			
部・章	頁	内 容			
	89	長 建設技 術課長			
	所 掌 事 務	<p>本部長室は、次の事項について江戸川区災害対策本部の基本方針を審議策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 部の非常配備態勢に関すること。 災害の情報収集及び伝達に関すること。 避難の勸告または指示に関すること。 専門ボランティア等の応援要請・受入れ及び区市町村の相互支援に関すること。 災害地派遣及び応援の要請に関すること。 公用令書による公用負担に関すること。 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。 <p>前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。</p>			
	所 掌 事 務	<p>本部長室は、次の事項について江戸川区災害対策本部の基本方針を審議策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 部の非常配備態勢に関すること。 災害の情報収集及び伝達に関すること。 避難の（削除）指示に関すること。 専門ボランティア等の応援要請・受入れ及び区市町村の相互支援に関すること。 災害地派遣及び応援の要請に関すること。 公用令書による公用負担に関すること。 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。 <p>前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。</p>			
		(2)地域拠点			
	事 務 所	主な業務内容	開設・運営職員	補充要員	
		…（略）…	各事務所長	本庁舎より半径概ね 20km 圏内に居住す る職員（参集場所は 参集時の方面により あらかじめ指定）	
			【職務要件】 各事務所の （追加）	従事内容は、参集 時に責任者が決定。	
			地域サービス係 職員		
			地域施設係職員		
				（削除）	
		…（略）…	各事務所長	（削除）	
			【職務要件】 各事務所の 庶務係職員		
			地域サービス係職員		
			地域施設係職員		

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧			新				
部・章	頁	内 容			内 容				
	89			<u>【住所要件】</u> <u>事務所から1～</u> <u>2km圏内に居</u> <u>住し、あらかじめ</u> <u>参集指定され</u> <u>た職員</u>	<u>なお、受付・参集把</u> <u>握は職員配置班が担</u> <u>当。</u>			<u>(削除)</u>	
	90	(5)避難所			(5)避難所				
			主な業務内容	施設管理部	避難所運営部		主な業務内容	施設管理部	避難所運営部
		各 小 中 学 校 等	…(略)…	<u>【住所要件】</u> <u>避難所から</u> <u>1～2km圏</u> <u>内に居住し、</u> <u>あらかじめ</u> <u>参集指定さ</u> <u>れた職員</u>	…(略)…	各 小 中 学 校 等	…(略)…	<u>【住所要件】</u> <u>江戸川区</u> <u>内在住職員</u> <u>及び隣接区</u> <u>市在住職員</u> <u>江戸川区</u> <u>から概ね半</u> <u>径20km圏</u> <u>内在住職員</u>	…(略)…

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
第4部 初動応急計画 その1【震災編】	101	初動期の様相 大規模地震（東京湾北部地震） が発生した場合、江戸川区では、次の状況が想定される。	初動期の様相 大規模地震 が発生した場合、江戸川区では、次の状況が想定される。
	105	第1章 情報の収集・伝達・報告 第1節 情報の収集・伝達 1 通信手段 …（略）… (4) アマチュア無線 協定団体の協力を求め、区と区内のアマチュア無線局と情報連絡を行う。 (5) 災害用PHS電話 <u>小・中学校、高等学校、幼稚園、保育園等の子育て関連施設及びその主管課において、災害時においても発信規制のかからない災害用PHS電話を用いて情報連絡を行う。</u>	第1章 情報の収集・伝達・報告 第1節 情報の収集・伝達 1 通信手段 …（略）… (4) アマチュア無線 協定団体の協力を求め、区と区内のアマチュア無線局と情報連絡を行う。 (削除)
	106	2 情報の収集・整理 (2) 災害情報の収集 区は、次の手段によって、災害情報を収集する。 テレビ・ラジオによる報道情報 高所カメラ（本庁、 タワーホール船堀 ）による被害、火災発生等の被害概略情報	2 情報の収集・整理 (2) 災害情報の収集 区は、次の手段によって、災害情報を収集する。 テレビ・ラジオによる報道情報 高所カメラ（本庁、 タワーホール船堀等 ）による被害、火災発生等の被害概略情報

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
第2章	108	第3節 区民等への情報伝達 1 情報伝達 …（略）… (1) FMえどがわ（コミュニティFM） (2) J：COM（コミュニティチャンネル） (3) エリアメール、緊急速報メール (4) 江戸川区公式ホームページ (5) 江戸川区公式ツイッター (6) 江戸川区公式フェイスブックページ (7) えどがわメールニュース (8) 広報車	第3節 区民等への情報伝達 1 情報伝達 …（略）… (1) <u>エリアメール・緊急速報メール</u> (2) <u>江戸川区公式ホームページ</u> (3) <u>江戸川区公式X（旧ツイッター）</u> (4) <u>江戸川区公式LINE</u> (5) <u>江戸川区防災アプリ</u> (6) <u>江戸川区防災ポータル</u> (7) えどがわメールニュース (8) <u>防災放送確認ダイヤル</u> (9) <u>Lアラート</u> (10) <u>広報車</u> (11) <u>FMえどがわ割込放送</u> (12) <u>緊急告知FMラジオ</u> (13) <u>J:COM ケーブルテレビL字放送</u> (14) <u>ケーブルテレビ告知端末</u> (15) <u>ヤフー連携</u> (16) <u>NHK データ放送</u>
	109	第2章 消火・救助救急・危険防止 対策の前提と課題 被害想定では、自力脱出困難者が 5,042 人（冬5時に地震発生の場合）あり、区民、自主防災組織、消防機関が協力して救助活動を行う必要がある。	第2章 消火・救助救急・危険防止 対策の前提と課題 被害想定では、自力脱出困難者が 3,217 人（冬5時に地震発生の場合）あり、区民、自主防災組織、消防機関が協力して救助活動を行う必要がある。

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容																								
第3章	116	<p>地震とともに火災が同時に多発することが予想される。特に、木造建物が密集する地区では、火災の発生と断水による消防水利の不足により、延焼が拡大するおそれがある。冬18時の地震の場合、13,910棟（焼失率11.40%）が焼失すると想定されており、地域での初期消火が重要となる。</p> <p>第3章 医療救護 対策の体系と実施機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">体 系</th> <th style="width: 20%;">区担当部署</th> <th style="width: 60%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 初動医療体制</td> <td>健康部</td> <td>江戸川・小岩・葛西消防署、江戸川区医師会、江戸川区歯科医師会、江戸川区柔道整復師会、江戸川区薬剤師会、医療機関（追加）</td> </tr> <tr> <td>…（略）…</td> <td>…（略）…</td> <td>…（略）…</td> </tr> <tr> <td>第4節 保健衛生体制</td> <td>健康部</td> <td>江戸川区医師会、江戸川区歯科医師会、江戸川区柔道整復師会、江戸川区薬剤師会、医療機関、江戸川区三療師会（追加）</td> </tr> </tbody> </table> <p>対策の前提と課題</p> <p>冬18時、風速8m/sの地震の場合、負傷者7,706人、うち重傷者1,209人が発生すると想定されており、これらの負傷者に対応する初動医療体制が必要となる。</p> <p>避難生活者が20万人、加えて在宅避難者も多数と予想される。</p>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 初動医療体制	健康部	江戸川・小岩・葛西消防署、江戸川区医師会、江戸川区歯科医師会、江戸川区柔道整復師会、江戸川区薬剤師会、医療機関（追加）	…（略）…	…（略）…	…（略）…	第4節 保健衛生体制	健康部	江戸川区医師会、江戸川区歯科医師会、江戸川区柔道整復師会、江戸川区薬剤師会、医療機関、江戸川区三療師会（追加）	<p>地震とともに火災が同時に多発することが予想される。特に、木造建物が密集する地区では、火災の発生と断水による消防水利の不足により、延焼が拡大するおそれがある。冬18時の地震の場合、14,421棟（焼失率10.89%）が焼失すると想定されており、地域での初期消火が重要となる。</p> <p>第3章 医療救護 対策の体系と実施機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">体 系</th> <th style="width: 20%;">区担当部署</th> <th style="width: 60%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 初動医療体制</td> <td>健康部</td> <td>江戸川・小岩・葛西消防署、江戸川区医師会、江戸川区歯科医師会、江戸川区柔道整復師会、江戸川区薬剤師会、医療機関、都保健医療局</td> </tr> <tr> <td>…（略）…</td> <td>…（略）…</td> <td>…（略）…</td> </tr> <tr> <td>第4節 保健衛生体制</td> <td>健康部</td> <td>江戸川区医師会、江戸川区歯科医師会、江戸川区柔道整復師会、江戸川区薬剤師会、医療機関、江戸川区三療師会、都保健医療局</td> </tr> </tbody> </table> <p>対策の前提と課題</p> <p>冬18時、風速8m/sの地震の場合、負傷者6,713人、うち重傷者1,106人が発生すると想定されており、これらの負傷者に対応する初動医療体制が必要となる。</p> <p>避難所避難者が約19万人、加えて在宅避難者も多数と予想される。</p>	体 系	区担当部署	関係機関	第2節 初動医療体制	健康部	江戸川・小岩・葛西消防署、江戸川区医師会、江戸川区歯科医師会、江戸川区柔道整復師会、江戸川区薬剤師会、医療機関、 都保健医療局	…（略）…	…（略）…	…（略）…	第4節 保健衛生体制	健康部	江戸川区医師会、江戸川区歯科医師会、江戸川区柔道整復師会、江戸川区薬剤師会、医療機関、江戸川区三療師会、 都保健医療局
体 系	区担当部署	関係機関																									
第1節 初動医療体制	健康部	江戸川・小岩・葛西消防署、江戸川区医師会、江戸川区歯科医師会、江戸川区柔道整復師会、江戸川区薬剤師会、医療機関（追加）																									
…（略）…	…（略）…	…（略）…																									
第4節 保健衛生体制	健康部	江戸川区医師会、江戸川区歯科医師会、江戸川区柔道整復師会、江戸川区薬剤師会、医療機関、江戸川区三療師会（追加）																									
体 系	区担当部署	関係機関																									
第2節 初動医療体制	健康部	江戸川・小岩・葛西消防署、江戸川区医師会、江戸川区歯科医師会、江戸川区柔道整復師会、江戸川区薬剤師会、医療機関、 都保健医療局																									
…（略）…	…（略）…	…（略）…																									
第4節 保健衛生体制	健康部	江戸川区医師会、江戸川区歯科医師会、江戸川区柔道整復師会、江戸川区薬剤師会、医療機関、江戸川区三療師会、 都保健医療局																									

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
	117	<p>対策の方針</p> <p>…（略）…</p> <p>医療要配慮者は、関係者による安否確認の後、（追加）被災地外の後方医療機関に搬送する。</p> <p>第1節 初動医療体制</p> <p>1 医療情報の収集伝達体制</p> <p>区は、江戸川保健所に医療救護活動拠点（健康部本部）を設置し、江戸川区災害医療コーディネーター（追加）と連携して、人的被害及び医療機関（診療所及び歯科診療所）の被害状況や活動状況等を把握し、（追加）二次保健医療圏の医療対策拠点（都立墨東病院）の区東部地域災害医療コーディネーターに報告する。</p> <p>2 初動医療体制</p> <p>…（略）…</p> <p>(2) 医療救護班の編成・派遣</p> <p>区は、江戸川区医師会、江戸川区歯科医師会、江戸川区柔道整復師会、江戸川区薬剤師会に対し、協力協定に基づき、医療救護班、歯科医療救護班、柔道整復活動班及び薬剤師班を編成し、緊急医療救護所に派遣するよう要請する。</p> <p>区で対応できない場合は、区東部地域災害医療コーディネーターに対して都医療救護班等の派遣を要請する。</p>	<p>対策の方針</p> <p>…（略）…</p> <p>医療要配慮者は、関係者による安否確認の後、必要に応じて被災地外の後方医療機関に搬送する。</p> <p>第1節 初動医療体制</p> <p>1 医療情報の収集伝達体制</p> <p>区は、江戸川保健所に医療救護活動拠点（健康部本部）を設置し、江戸川区災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターと連携して、人的被害及び医療機関（診療所及び歯科診療所）の被害状況や活動状況等を把握し、区東部二次保健医療圏（削除）医療対策拠点（都立墨東病院）の東京都地域災害医療コーディネーターに報告する。</p> <p>2 初動医療体制</p> <p>…（略）…</p> <p>(2) 医療救護班の編成・派遣</p> <p>区は、江戸川区医師会、江戸川区歯科医師会、江戸川区柔道整復師会、江戸川区薬剤師会に対し、協力協定に基づき、医療救護班、歯科医療救護班、柔道整復活動班及び薬剤師班を編成し、緊急医療救護所に派遣するよう要請する。</p> <p>区で対応できない場合は、東京都地域災害医療コーディネーターに対して都医療救護班等の派遣を要請する。</p>



江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容
部・章	頁		
	118	<p>(3)緊急医療救護所の設置</p> <p style="text-align: center;">緊急医療救護所設置予定箇所 詳細は資料編を参照</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>東京臨海病院前、江戸川病院前、森山記念病院前、松江病院前、岩井整形外科内科病院前、東京さくら病院前、葛西昌医会病院前、江戸川メディケア病院前、京葉病院前、葛西中央病院前、東京心臓不整脈病院前、同愛会病院前、一盛病院前、東京東病院前、小松川病院前、江戸川共済病院前、森山脳神経センター病院前</p> </div>	<p>(3)緊急医療救護所の設置</p> <p style="text-align: center;">緊急医療救護所設置予定箇所 詳細は資料編を参照</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>東京臨海病院前、江戸川病院前、森山記念病院前、松江病院前、岩井整形外科病院前、東京さくら病院前、葛西昌医会病院前、江戸川メディケア病院前、京葉病院前、葛西中央病院前、東京心臓不整脈病院前、同愛会病院前、一盛病院前、東京東病院前、小松川病院前、江戸川共済病院前、森山脳神経センター病院前</p> </div>
	119	<p style="text-align: center;">《 初動医療体制（72時間） 》</p> <p style="text-align: center;">※区外の災害拠点病院等： 災害拠点病院、災害拠点連携病院</p>	<p style="text-align: center;">《 初動医療体制（72時間） 》</p> <p style="text-align: center;">※区外の災害拠点病院等： 災害拠点病院、災害拠点連携病院</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正(案)新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内容	新 内容
	120	<p>災害医療コーディネーターの連携</p>  <p>第4節 保健衛生体制</p> <p>1 避難者への保健活動</p> <p>区は、<u>巡回健康相談等を行うため</u>、保健師・管理栄養士、歯科衛生士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所に派遣し、避難所における健康相談、地域における在宅避難者への巡回健康相談、車中泊に起因するエコノミークラス症候群の注意喚起の他、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、医療救護班との連携による予防接種の計画及び指導、その他必要な保健活動を行う。</p>	<p>災害医療コーディネーターの連携</p>  <p>第4節 保健衛生体制</p> <p>1 避難者への保健活動</p> <p>区は、<u>保健活動早期実施のため、被災状況等の情報収集、分析、関係部署と情報共有を行い、保健活動方針の決定を行う。その上で、医療救護受援施設（健康サポートセンター）を管轄地域における巡回健康相談等の保健衛生活動の拠点とし</u>、保健師・管理栄養士、歯科衛生士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所に派遣し、避難所における健康相談、地域における在宅避難者への巡回健康相談、車中泊に起因するエコノミークラス症候群の注意喚起の他、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、医療救護班との連携による予防接種の計画及び指導、その他必要な保健活動を行う。</p>
	122	<p>第5節 防疫体制の確立</p> <p>1 防疫体制</p> <p>都福祉保健局は、「環境衛生指導班」及び「食品衛生指導班」を編成する。</p>	<p>第5節 防疫体制の確立</p> <p>1 防疫体制</p> <p>都保健医療局は、「環境衛生指導班」及び「食品衛生指導班」を編成する。</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容																																										
第4章	123	<p>第4章 避難対策</p> <p>対策の体系と実施機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">体 系</th> <th style="width: 30%;">区担当部署</th> <th style="width: 40%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難行動</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2節 避難誘導</td> <td>危機管理部、生活振興部</td> <td>小松川・小岩・葛西警察署 江戸川・小岩・葛西消防署</td> </tr> <tr> <td>第3節 避難所の開設・運営</td> <td>…（略）…</td> <td>…（略）…</td> </tr> <tr> <td>第4節 福祉避難所の開設</td> <td>…（略）…</td> <td>…（略）…</td> </tr> <tr> <td>第5節 避難者の他地区への移送</td> <td>危機管理部</td> <td>スターツCAM（株）</td> </tr> <tr> <td>第6節 避難所の閉鎖</td> <td>…（略）…</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>対策の前提と課題</p> <p>発災直後から区民等が避難所に避難し、その後、家屋等の被災により仮設住宅入居まで多くの区民が避難生活を送ることが予想される。被害想定では 316,536 人の避難人口、205,748 人の避難生活者が予想されており、これらの対応が必要である。</p> <p>避難所では、20万人余の避難者に対する食料・物資供給、生活支援が必要である。</p> <p>対策の現状</p> <p>避難所 106 か所（小・中学校 （追加） 等）と避難所補完施設 39 か所を指定している。</p>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 避難行動			第2節 避難誘導	危機管理部 、生活振興部	小松川・小岩・葛西警察署 江戸川・小岩・葛西消防署	第3節 避難所の開設・運営	…（略）…	…（略）…	第4節 福祉避難所の開設	…（略）…	…（略）…	第5節 避難者の他地区への移送	危機管理部	スターツCAM（株）	第6節 避難所の閉鎖	…（略）…		<p>第4章 避難対策</p> <p>対策の体系と実施機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">体 系</th> <th style="width: 30%;">区担当部署</th> <th style="width: 40%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難行動</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2節 避難誘導</td> <td>（削除）生活振興部</td> <td>小松川・小岩・葛西警察署 江戸川・小岩・葛西消防署</td> </tr> <tr> <td>第3節 避難所の開設・運営</td> <td>…（略）…</td> <td>…（略）…</td> </tr> <tr> <td>第4節 福祉避難所の開設</td> <td>…（略）…</td> <td>…（略）…</td> </tr> <tr> <td>第5節 避難者の他地区への移送</td> <td>危機管理部</td> <td>（削除）</td> </tr> <tr> <td>第6節 避難所の閉鎖</td> <td>…（略）…</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>対策の前提と課題</p> <p>発災直後から区民等が避難所に避難し、その後、家屋等の被災により仮設住宅入居まで多くの区民が避難生活を送ることが予想される。被害想定では 284,088 人の避難者、189,392 人の避難所避難者が予想されており、これらの対応が必要である。</p> <p>避難所では、約19万人の避難所避難者に対する食料・物資供給、生活支援が必要である。</p> <p>対策の現状</p> <p>避難所 112 か所（小・中学校、都立高校 等）と避難所補完施設 40 か所を指定している。</p>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 避難行動			第2節 避難誘導	（削除） 生活振興部	小松川・小岩・葛西警察署 江戸川・小岩・葛西消防署	第3節 避難所の開設・運営	…（略）…	…（略）…	第4節 福祉避難所の開設	…（略）…	…（略）…	第5節 避難者の他地区への移送	危機管理部	（削除）	第6節 避難所の閉鎖	…（略）…	
体 系	区担当部署	関係機関																																											
第1節 避難行動																																													
第2節 避難誘導	危機管理部 、生活振興部	小松川・小岩・葛西警察署 江戸川・小岩・葛西消防署																																											
第3節 避難所の開設・運営	…（略）…	…（略）…																																											
第4節 福祉避難所の開設	…（略）…	…（略）…																																											
第5節 避難者の他地区への移送	危機管理部	スターツCAM（株）																																											
第6節 避難所の閉鎖	…（略）…																																												
体 系	区担当部署	関係機関																																											
第1節 避難行動																																													
第2節 避難誘導	（削除） 生活振興部	小松川・小岩・葛西警察署 江戸川・小岩・葛西消防署																																											
第3節 避難所の開設・運営	…（略）…	…（略）…																																											
第4節 福祉避難所の開設	…（略）…	…（略）…																																											
第5節 避難者の他地区への移送	危機管理部	（削除）																																											
第6節 避難所の閉鎖	…（略）…																																												

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧	新
部・章	頁	内 容	内 容
	125	震災時の基本的な避難行動 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 避難場所へ 篠崎公園など 12 か所（東京都指定） </div>	震災時の基本的な避難行動 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 避難場所へ 篠崎公園など 14 か所（東京都指定） </div>
	126	避難所体系図 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 30%;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">避難所補完施設</p> <p>コミュニティ会館・図書館・共育プラザ・子ども未来館・南葛西会館等（39 か所）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 30%;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">避難所</p> <p>区立小学校・中学校（103 か所）及び都立高等学校・関東第一高等学校（9 か所）等</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">1 江戸川区避難行動要支援者【5,800人規模】 （災害対策基本法49条の10第1項）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 要介護3～5までの認定を受けている方 (2) 障害支援区分4～6に該当する方 (3) 身体障害者手帳交付を受けた1級～3級に該当する方 (4) 愛の手帳交付を受けた1度～2度に該当する方 (5) (1)～(4)に該当しない方のうち障害支援区分4～6に該当する難病患者の方 (6) その他（在宅人工呼吸器使用患者等） </div>	避難所体系図 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 30%;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">避難所補完施設</p> <p>コミュニティ会館・図書館・共育プラザ・子ども未来館・南葛西会館等（40 か所）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 30%;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">避難所</p> <p>区立小学校・中学校（103 か所）及び都立高等学校・関東第一高等学校等（9 か所）</p> </div> </div> <p style="color: red; font-weight: bold; margin-top: 20px;">削除</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正(案)新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">個別避難計画作成対象者</p> <p style="text-align: center;">【1,400人規模】²</p> <p style="text-align: center;">在宅で</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 要介護5の認定を受けている方 ② 身体障害者(成人)障害支援区分4～6に該当の方 ③ 身体障害者(児童)障害等級1級～3級に該当の方 <p style="text-align: center;">施設入所、共同生活援助、区外在住者を除く</p> <p style="text-align: center;">水害時に浸水の恐れがない4階以上の居住者を除く</p> <p style="text-align: center;">2 災害時、浸水しない福祉避難所の受入れ可能</p> <p style="text-align: center;">人数上の算定</p> </div> <p>127 第2節 避難誘導</p> <p>3 避難指示の伝達</p> <p>避難の指示は、区が警察署・消防署等の協力を得て当該区民に対して迅速かつ的確に伝達する。伝達方法は、区防災行政無線、(追加) FMえどがわ及びJ:COM、エリアメール、緊急速報メール、広報車などにより行う。</p> <p>128 第3節 避難所の開設・運営</p> <p>2 避難所の開設</p> <p>(4) 報告</p> <p>区は、避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に報告する。</p>	<p style="color: red; font-weight: bold;">削除</p> <p>第2節 避難誘導</p> <p>3 避難指示の伝達</p> <p>避難の指示は、区が警察署・消防署等の協力を得て当該区民に対して迅速かつ的確に伝達する。伝達方法は、区防災行政無線、江戸川区防災アプリ、FMえどがわ及びJ:COM、エリアメール、緊急速報メール、広報車などにより行う。</p> <p>第3節 避難所の開設・運営</p> <p>2 避難所の開設</p> <p>(4) 報告</p> <p>区は、避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、都福祉局及び警察署、消防署等関係機関に報告する。</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
	129	<p>なお、都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム(D I S)への入力等により行う。個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。</p> <p>4 避難所の運営 (1)避難所運営の基本方針 避難所の運営は、自主防災組織等を中心とした避難者による自主運営で行うことを原則とする。運営においては、できるだけ女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど多様性の視点等に配慮する。</p> <p>(4)女性や子どもへの配慮 女性や子どもへの配慮事項 エ 防犯対策 (追加)</p> <p>(5)要配慮者への配慮 避難所では、要配慮者への負担を軽減するため、和室やトイレに近い場所等を要配慮者専用室として確保する。また、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。</p>	<p>なお、都福祉局への報告は、原則として東京都災害情報システム(D I S)への入力等により行う。個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。</p> <p>4 避難所の運営 (1)避難所運営の基本方針 避難所の運営は、自主防災組織等を中心とした避難者による自主運営で行うことを原則とする。運営においては、できるだけ女性の参画を推進するとともに、男女等のニーズの違いなど多様性の視点等に配慮する。</p> <p>(4)女性や子どもへの配慮 女性や子どもへの配慮事項 エ 防犯対策 (性暴力・DV防止など)</p> <p>(5)要配慮者への配慮 避難所では、要配慮者への負担を軽減するため、和室やトイレに近い場所等を要配慮者スペースとして確保する。また、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。</p>
	130	<p>第4節 福祉避難所の開設 1 福祉避難所の開設 (2) 報告 区は、福祉避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数(介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。)開設予定期間、避難所周辺の状況等を、都福祉保健局及び警察署、消防署等関</p>	<p>第4節 福祉避難所の開設 1 福祉避難所の開設 (2) 報告 区は、福祉避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数(介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。)開設予定期間、避難所周辺の状況等を、都福祉局及び警察署、消防署</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
第6章	130	<p>係機関に連絡する。</p> <p>第5節 避難者の他地区への移送 区長は、区が設置する避難所で受入れが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災区等）への移送について、都知事（都福祉保健局）へ要請する。</p>	<p>等関係機関に連絡する。</p> <p>第5節 避難者の他地区への移送 区長は、区が設置する避難所で受入れが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災区等）への移送について、都知事（都福祉局）へ要請する。</p>
	135	<p>第6章 要配慮者対策 対策の前提と課題 都の被害想定では、要配慮者の死者が 401人と予想されている。迅速な救助のための安否確認等が必要である。 区内には、要配慮者となる高齢者（75歳以上で単身、熟年者のみ及び要介護認定3、4、5など）が 49,264名、身体障害者（肢体不自由、視覚・聴覚障害（追加））が 9,908名（その内単身が3,923名）、知的障害者（追加）が 4,529名、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）が約 7,000名居住しており、避難誘導や避難所生活での支援が必要となる。 区では災害時に優先的に避難行動に支援を必要とする方を避難行動要支援者と定め、区内管轄警察署及び消防署と協力し避難支援を行う。</p>	<p>第6章 要配慮者対策 対策の前提と課題 都の被害想定では、要配慮者の死者が 411人と予想されている。迅速な救助のための安否確認等が必要である。 区内には、要配慮者となる高齢者や要介護者（75歳以上で単身、熟年者のみ及び要介護認定3、4、5など）が約54,000名、身体障害者（肢体不自由、視覚・聴覚障害の身体障害者手帳所持者）が約11,800名（削除）、知的障害者（愛の手帳所持者）が約5,300名、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）が約 8,000名居住しており、避難誘導や避難所生活での支援が必要となる。 区では災害時に優先的に避難行動に支援を必要とする方を避難行動要支援者と定め（対象要件は下表のとおり）、区内管轄警察署及び消防署等と協力し避難支援を行う。</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容														
部・章	頁																
	135	<p>（対象） <u>住民基本台帳に記録されている者であって、次の1から5までのいずれかに該当するもの。ただし、施設等に入所・入居している者は除く。</u> <u>(1)要介護3から5までの認定を受けている方</u> <u>(2)障害支援区分4から6に該当する方</u> <u>(3)身体障害者手帳1級から3級に該当する方</u> <u>(4)愛の手帳交付を受けた1度から2度に該当する方</u> <u>(5)(1)から(4)に該当しない方のうち障害支援区分4から6に該当する難病患者の方</u> <u>(6)その他（在宅人工呼吸器使用患者等）</u> <u>(7)江戸川区長が特に必要と認めた者</u> <u>その他、人工呼吸器等を装着した在宅療養者や妊産婦と新生児などがあり、支援が必要とされる。</u></p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">要 件（施設等に入所・入居している者は除く）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 高齢者等(要介護者：40歳～64歳の要介護者を含む) 〔約8,850名〕</td> <td>・要介護4から5までの認定を受けている方 ・要介護3の単身者又は65歳以上のみの世帯に該当する方 ・要介護1から2までの単身者の方</td> </tr> <tr> <td>(2) 身体障害者(肢体不自由) 〔約2,700名〕</td> <td>・身体障害者手帳1級から2級に該当する方 ・身体障害者手帳3級(下肢又は体幹、移動機能障害)に該当する方</td> </tr> <tr> <td>(3) 身体障害者(視覚障害) 〔約300名〕</td> <td>・身体障害者手帳1級から2級の単身者又は障害者(未成年者含む)のみの世帯に該当する方</td> </tr> <tr> <td>(4) 知的障害者 〔約1,000名〕</td> <td>・愛の手帳交付を受けた1度から2度に該当する方 ・愛の手帳交付を受けた3度の単身者の方</td> </tr> <tr> <td>(5) 精神障害者 〔約1,700名〕</td> <td>・精神障害者保健福祉手帳1級から2級の単身者の方</td> </tr> <tr> <td>(6) 難病患者等 〔約50名〕</td> <td>・(1)から(5)に該当しない方のうち障害福祉サービスを受けている難病患者の方 ・恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童の方 ・在宅人工呼吸器使用患者の方</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;"><u>その他江戸川区長が特に必要と認めたもの</u></p>	種 別	要 件（施設等に入所・入居している者は除く）	(1) 高齢者等(要介護者：40歳～64歳の要介護者を含む) 〔約8,850名〕	・要介護4から5までの認定を受けている方 ・要介護3の単身者又は65歳以上のみの世帯に該当する方 ・要介護1から2までの単身者の方	(2) 身体障害者(肢体不自由) 〔約2,700名〕	・身体障害者手帳1級から2級に該当する方 ・身体障害者手帳3級(下肢又は体幹、移動機能障害)に該当する方	(3) 身体障害者(視覚障害) 〔約300名〕	・身体障害者手帳1級から2級の単身者又は障害者(未成年者含む)のみの世帯に該当する方	(4) 知的障害者 〔約1,000名〕	・愛の手帳交付を受けた1度から2度に該当する方 ・愛の手帳交付を受けた3度の単身者の方	(5) 精神障害者 〔約1,700名〕	・精神障害者保健福祉手帳1級から2級の単身者の方	(6) 難病患者等 〔約50名〕	・(1)から(5)に該当しない方のうち障害福祉サービスを受けている難病患者の方 ・恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童の方 ・在宅人工呼吸器使用患者の方
種 別	要 件（施設等に入所・入居している者は除く）																
(1) 高齢者等(要介護者：40歳～64歳の要介護者を含む) 〔約8,850名〕	・要介護4から5までの認定を受けている方 ・要介護3の単身者又は65歳以上のみの世帯に該当する方 ・要介護1から2までの単身者の方																
(2) 身体障害者(肢体不自由) 〔約2,700名〕	・身体障害者手帳1級から2級に該当する方 ・身体障害者手帳3級(下肢又は体幹、移動機能障害)に該当する方																
(3) 身体障害者(視覚障害) 〔約300名〕	・身体障害者手帳1級から2級の単身者又は障害者(未成年者含む)のみの世帯に該当する方																
(4) 知的障害者 〔約1,000名〕	・愛の手帳交付を受けた1度から2度に該当する方 ・愛の手帳交付を受けた3度の単身者の方																
(5) 精神障害者 〔約1,700名〕	・精神障害者保健福祉手帳1級から2級の単身者の方																
(6) 難病患者等 〔約50名〕	・(1)から(5)に該当しない方のうち障害福祉サービスを受けている難病患者の方 ・恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童の方 ・在宅人工呼吸器使用患者の方																

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容																														
第7章	139	<p>第7章 帰宅困難者対策</p> <p>対策の体系と実施機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">体 系</th> <th style="width: 25%;">区担当部署</th> <th style="width: 50%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 駅周辺での混乱防止</td> <td>…（略）…</td> <td>…（略）…</td> </tr> <tr> <td>第2節 事業所等における対策</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者の代替輸送</td> <td>危機管理部 都市開発部</td> <td>国、都</td> </tr> <tr> <td>第4節 徒歩帰宅者への支援</td> <td>経営企画部、文化共育部、生活振興部、教育委員会事務局</td> <td>九都県市、日赤東 京都支部、 日本郵便（株）、 ヒノデ第一交通 （株）、 （株）東京葬祭、 関東第一高等学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>対策の前提と課題</p> <p>都の被害想定では、区で 102,564 人の帰宅困難者が予想されている。また、滞在施設を必要とする所属場所を持たない帰宅困難者は、区で 25,683 人(都全体と同率で算出した場合)と予想される。</p>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 駅周辺での混乱防止	…（略）…	…（略）…	第2節 事業所等における対策			第3節 帰宅困難者の代替輸送	危機管理部 都市開発部	国、都	第4節 徒歩帰宅者への支援	経営企画部、文化共育部、生活振興部、教育委員会事務局	九都県市、日赤東 京都支部、 日本郵便（株）、 ヒノデ第一交通 （株）、 （株）東京葬祭、 関東第一高等学校	<p>第7章 帰宅困難者対策</p> <p>対策の体系と実施機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">体 系</th> <th style="width: 25%;">区担当部署</th> <th style="width: 50%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 駅周辺での混乱防止</td> <td>…（略）…</td> <td>…（略）…</td> </tr> <tr> <td>第2節 事業所等における対策</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者の代替輸送</td> <td>（削除） 都市開発部</td> <td>国、都</td> </tr> <tr> <td>第4節 徒歩帰宅者への支援</td> <td>経営企画部、文化共育部、生活振興部、教育委員会事務局</td> <td>（削除）</td> </tr> </tbody> </table> <p>対策の前提と課題</p> <p>都の被害想定では、区で 46,192 人の帰宅困難者が予想されている。（削除）</p>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 駅周辺での混乱防止	…（略）…	…（略）…	第2節 事業所等における対策			第3節 帰宅困難者の代替輸送	（削除） 都市開発部	国、都	第4節 徒歩帰宅者への支援	経営企画部、文化共育部、生活振興部、教育委員会事務局	（削除）
体 系	区担当部署	関係機関																															
第1節 駅周辺での混乱防止	…（略）…	…（略）…																															
第2節 事業所等における対策																																	
第3節 帰宅困難者の代替輸送	危機管理部 都市開発部	国、都																															
第4節 徒歩帰宅者への支援	経営企画部、文化共育部、生活振興部、教育委員会事務局	九都県市、日赤東 京都支部、 日本郵便（株）、 ヒノデ第一交通 （株）、 （株）東京葬祭、 関東第一高等学校																															
体 系	区担当部署	関係機関																															
第1節 駅周辺での混乱防止	…（略）…	…（略）…																															
第2節 事業所等における対策																																	
第3節 帰宅困難者の代替輸送	（削除） 都市開発部	国、都																															
第4節 徒歩帰宅者への支援	経営企画部、文化共育部、生活振興部、教育委員会事務局	（削除）																															

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容																																							
第8章	143	第8章 応援要請 対策の体系と実施機関 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">体 系</th> <th style="width: 25%;">区担当部署</th> <th style="width: 50%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 応援協力・派遣要請</td> <td>経営企画部、危機管理部、総務部(追加)</td> <td>災害復旧協力会社(協定会社)</td> </tr> <tr> <td>第2節 消防の応援協力・派遣要請</td> <td></td> <td>江戸川・小岩・葛西消防署</td> </tr> <tr> <td>第3節 自衛隊の災害派遣</td> <td>危機管理部</td> <td>都総務局</td> </tr> <tr> <td>第4節 災害ボランティア</td> <td>危機管理部 (追加)</td> <td>(福)江戸川区社会福祉協議会、(公財)えどがわボランティアセンター</td> </tr> <tr> <td>第6節 自治体・専門機関等の受援体制</td> <td>経営企画部、危機管理部、総務部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 応援協力・派遣要請	経営企画部、 危機管理部、総務部(追加)	災害復旧協力会社(協定会社)	第2節 消防の応援協力・派遣要請		江戸川・小岩・葛西消防署	第3節 自衛隊の災害派遣	危機管理部	都総務局	第4節 災害ボランティア	危機管理部 (追加)	(福)江戸川区社会福祉協議会、(公財)えどがわボランティアセンター	第6節 自治体・専門機関等の受援体制	経営企画部、危機管理部、総務部		第8章 応援要請 対策の体系と実施機関 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">体 系</th> <th style="width: 25%;">区担当部署</th> <th style="width: 50%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 応援協力・派遣要請</td> <td>経営企画部、(削除)総務部、土木部</td> <td>災害復旧協力会社(協定会社)</td> </tr> <tr> <td>第2節</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3節 消防の応援協力・派遣要請</td> <td></td> <td>江戸川・小岩・葛西消防署</td> </tr> <tr> <td>第4節 自衛隊の災害派遣</td> <td>危機管理部</td> <td>都総務局</td> </tr> <tr> <td>第5節 災害ボランティア</td> <td>危機管理部、福祉部、文化共育部</td> <td>(福)江戸川区社会福祉協議会、(公財)えどがわボランティアセンター</td> </tr> <tr> <td>第6節 自治体・専門機関等の受援体制</td> <td>経営企画部、危機管理部、総務部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 応援協力・派遣要請	経営企画部、 (削除)総務部、土木部	災害復旧協力会社(協定会社)	第2節			第3節 消防の応援協力・派遣要請		江戸川・小岩・葛西消防署	第4節 自衛隊の災害派遣	危機管理部	都総務局	第5節 災害ボランティア	危機管理部、 福祉部、文化共育部	(福)江戸川区社会福祉協議会、(公財)えどがわボランティアセンター	第6節 自治体・専門機関等の受援体制	経営企画部、危機管理部、総務部	
体 系	区担当部署	関係機関																																								
第1節 応援協力・派遣要請	経営企画部、 危機管理部、総務部(追加)	災害復旧協力会社(協定会社)																																								
第2節 消防の応援協力・派遣要請		江戸川・小岩・葛西消防署																																								
第3節 自衛隊の災害派遣	危機管理部	都総務局																																								
第4節 災害ボランティア	危機管理部 (追加)	(福)江戸川区社会福祉協議会、(公財)えどがわボランティアセンター																																								
第6節 自治体・専門機関等の受援体制	経営企画部、危機管理部、総務部																																									
体 系	区担当部署	関係機関																																								
第1節 応援協力・派遣要請	経営企画部、 (削除)総務部、土木部	災害復旧協力会社(協定会社)																																								
第2節																																										
第3節 消防の応援協力・派遣要請		江戸川・小岩・葛西消防署																																								
第4節 自衛隊の災害派遣	危機管理部	都総務局																																								
第5節 災害ボランティア	危機管理部、 福祉部、文化共育部	(福)江戸川区社会福祉協議会、(公財)えどがわボランティアセンター																																								
第6節 自治体・専門機関等の受援体制	経営企画部、危機管理部、総務部																																									
	147	第4節 災害ボランティア 1 江戸川区災害ボランティアセンター (1) 江戸川区災害ボランティアセンターの設置 (福)江戸川区社会福祉協議会 及び (公財)えどがわボランティアセンター と グリーンパレス施設職員 (追加) は、グリーンパレス内及び東小松川公園に「江戸川区災害ボランティアセンター」を設置する。	第4節 災害ボランティア 1 江戸川区災害ボランティアセンター (1) 江戸川区災害ボランティアセンターの設置 (福)江戸川区社会福祉協議会、(公財)えどがわボランティアセンター、 グリーンパレス施設職員及び協定団体 は、グリーンパレス内及び東小松川公園に「江戸川区災害ボランティアセンター」を設置する。																																							

江戸川区地域防災計画令和5年度修正(案)新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容																							
第9章	148	<p>2 ボランティア活動への対応</p> <p>一般ボランティアの活動への対応は、江戸川区災害ボランティアセンターが実施する。</p> <p>専門ボランティア(登録ボランティア)の要請は区災害対策本部(追加)が行い、活動への対応は各部が実施し、江戸川区災害ボランティアセンターと情報を共有する。</p> <p>第5節 自治体・専門機関等の受援体制</p> <p>区に対し、直接、自治体・専門機関等から職員等の応援派遣、物資の提供等の申出が合った場合、応援の内容や受入れ等について、危機管理部(受援統括課)が、担当部署と調整を図り受入れ体制を整える。</p>	<p>2 ボランティア活動への対応</p> <p>一般ボランティアの活動への対応は、江戸川区災害ボランティアセンターが実施する。</p> <p>専門ボランティア(登録ボランティア)の要請は区災害対策本部(人的受援課)が行い、活動への対応は各部が実施し、江戸川区災害ボランティアセンターと情報を共有する。</p> <p>第5節 自治体・専門機関等の受援体制</p> <p>区に対し、直接、自治体・専門機関等から職員等の応援派遣、物資の提供等の申出が合った場合、応援の内容や受入れ等について、総務部職員課が、担当部署と調整を図り受入れ体制を整える。</p>																							
	149	<p>第9章 行方不明者の捜索・遺体の取扱・火葬</p> <p>対策の体系と実施機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">体 系</th> <th style="width: 25%;">区担当部署</th> <th style="width: 50%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 行方不明者の捜索</td> <td></td> <td>小松川・小岩・葛西警察署</td> </tr> <tr> <td>第2節 遺体の検視・検案・身元確認</td> <td>生活振興部、福祉部、文化共育部</td> <td>小松川・小岩・葛西警察署、都福祉保健局、(一社)全日本冠婚葬祭互助協会、(株)東京葬祭、(株)協和木工所</td> </tr> <tr> <td>第3節 火葬</td> <td>生活振興部</td> <td>都福祉保健局</td> </tr> </tbody> </table> <p>対策の前提と課題</p> <p>都の被害想定では、最大 5,042 人の自力脱出困難者が想定され</p>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 行方不明者の捜索		小松川・小岩・葛西警察署	第2節 遺体の検視・検案・身元確認	生活振興部、福祉部、文化共育部	小松川・小岩・葛西警察署、 都福祉保健局 、(一社)全日本冠婚葬祭互助協会、(株)東京葬祭、(株)協和木工所	第3節 火葬	生活振興部	都福祉保健局	<p>第9章 行方不明者の捜索・遺体の取扱・火葬</p> <p>対策の体系と実施機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">体 系</th> <th style="width: 25%;">区担当部署</th> <th style="width: 50%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4節 行方不明者の捜索</td> <td></td> <td>小松川・小岩・葛西警察署</td> </tr> <tr> <td>第5節 遺体の検視・検案・身元確認</td> <td>生活振興部、福祉部、文化共育部</td> <td>小松川・小岩・葛西警察署、都保健医療局、(一社)全日本冠婚葬祭互助協会、(株)東京葬祭、(株)協和木工所</td> </tr> <tr> <td>第6節 火葬</td> <td>生活振興部</td> <td>都保健医療局</td> </tr> </tbody> </table> <p>対策の前提と課題</p> <p>都の被害想定では、最大 3,217 人の自力脱出困難者が想定され</p>	体 系	区担当部署	関係機関	第4節 行方不明者の捜索		小松川・小岩・葛西警察署	第5節 遺体の検視・検案・身元確認	生活振興部、福祉部、文化共育部	小松川・小岩・葛西警察署、 都保健医療局 、(一社)全日本冠婚葬祭互助協会、(株)東京葬祭、(株)協和木工所	第6節 火葬	生活振興部
体 系	区担当部署	関係機関																								
第1節 行方不明者の捜索		小松川・小岩・葛西警察署																								
第2節 遺体の検視・検案・身元確認	生活振興部、福祉部、文化共育部	小松川・小岩・葛西警察署、 都福祉保健局 、(一社)全日本冠婚葬祭互助協会、(株)東京葬祭、(株)協和木工所																								
第3節 火葬	生活振興部	都福祉保健局																								
体 系	区担当部署	関係機関																								
第4節 行方不明者の捜索		小松川・小岩・葛西警察署																								
第5節 遺体の検視・検案・身元確認	生活振興部、福祉部、文化共育部	小松川・小岩・葛西警察署、 都保健医療局 、(一社)全日本冠婚葬祭互助協会、(株)東京葬祭、(株)協和木工所																								
第6節 火葬	生活振興部	都保健医療局																								

江戸川区地域防災計画令和5年度修正(案)新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧	新
部・章	頁	内容	内容
	153	<p>ており、生命維持の限界である3日以内の発見と救助が必要となる。</p> <p>最大 600人の死者が想定されており、発災後数日間での遺体調査(検視) 検案、火葬が必要となる。速やかな遺体収容所の設置、人員、棺・ドライアイス等の資器材の確保が重要である。</p> <p>第3節 火葬 2 広域火葬 (2) 遺体の搬送</p>	<p>ており、生命維持の限界である3日以内の発見と救助が必要となる。</p> <p>最大 582人の死者が想定されており、発災後数日間での遺体調査(検視) 検案、火葬が必要となる。速やかな遺体収容所の設置、人員、棺・ドライアイス等の資器材の確保が重要である。</p> <p>第3節 火葬 2 広域火葬 (2) 遺体の搬送</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容																																				
第10章	154	<p>第10章 物資等の供給 対策の体系と実施機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">体 系</th> <th style="width: 20%;">区担当部署</th> <th style="width: 65%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 食料の供給</td> <td>産業経済部</td> <td>都総務局、都生活文化局、都福祉局、都産業労働局、都中央卸売市場</td> </tr> <tr> <td>第2節 飲料水の供給</td> <td>総務部、健康部</td> <td>都水道局</td> </tr> <tr> <td>第3節 物資の供給</td> <td>産業経済部</td> <td>都総務局、都生活文化局、都福祉局</td> </tr> <tr> <td>第4節 救援物資の受入れ</td> <td>産業経済部</td> <td>都福祉局</td> </tr> <tr> <td>第5節 輸送</td> <td>産業経済部</td> <td>都総務局、都生活文化局、都福祉局、都産業労働局、都中央卸売市場、（一社）東京都トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合、日本通運（株）</td> </tr> </tbody> </table> <p>対策の前提と課題</p> <p>被害想定では、316,536人の避難人口、205,748人の避難生活者（避難所外への疎開を除いた数）が予想されており、これを対象とした食料・物資の供給が必要となる。</p> <p>都の被害想定では、区の72.5%の断水が予想されている。これは断水人口で49万人に相当し、1人1日3リットルとすると、1日あたり1,470 m³もの飲料水が必要となる。</p>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 食料の供給	産業経済部	都総務局、都生活文化局、 都福祉局 、都産業労働局、都中央卸売市場	第2節 飲料水の供給	総務部、健康部	都水道局	第3節 物資の供給	産業経済部	都総務局、都生活文化局、 都福祉局	第4節 救援物資の受入れ	産業経済部	都福祉局	第5節 輸送	産業経済部	都総務局、都生活文化局、 都福祉局 、都産業労働局、都中央卸売市場、（一社）東京都トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合、 日本通運（株）	<p>第10章 物資等の供給 対策の体系と実施機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">体 系</th> <th style="width: 20%;">区担当部署</th> <th style="width: 65%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 食料の供給</td> <td>産業経済部</td> <td>都総務局、都生活文化局、都福祉局、都産業労働局、都中央卸売市場</td> </tr> <tr> <td>第2節 飲料水の供給</td> <td>総務部、健康部</td> <td>都水道局</td> </tr> <tr> <td>第3節 物資の供給</td> <td>産業経済部</td> <td>都総務局、都生活文化局、都福祉局</td> </tr> <tr> <td>第4節 救援物資の受入れ</td> <td>産業経済部</td> <td>都福祉局</td> </tr> <tr> <td>第5節 輸送</td> <td>産業経済部</td> <td>都総務局、都生活文化局、都福祉局、都産業労働局、都中央卸売市場、（一社）東京都トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合（削除）</td> </tr> </tbody> </table> <p>対策の前提と課題</p> <p>被害想定では、284,088人の避難者、189,392人の避難所避難者（避難所外避難者を除いた数）が予想されており、これを対象とした食料・物資の供給が必要となる。</p> <p>都の被害想定では、区の55.9%の断水が予想されている。これは断水人口で38万人に相当し、1人1日3リットルとすると、1日あたり1,140 m³もの飲料水が必要となる。</p>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 食料の供給	産業経済部	都総務局、都生活文化局、 都福祉局 、都産業労働局、都中央卸売市場	第2節 飲料水の供給	総務部、健康部	都水道局	第3節 物資の供給	産業経済部	都総務局、都生活文化局、 都福祉局	第4節 救援物資の受入れ	産業経済部	都福祉局	第5節 輸送	産業経済部	都総務局、都生活文化局、 都福祉局 、都産業労働局、都中央卸売市場、（一社）東京都トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合（ 削除 ）
体 系	区担当部署	関係機関																																					
第1節 食料の供給	産業経済部	都総務局、都生活文化局、 都福祉局 、都産業労働局、都中央卸売市場																																					
第2節 飲料水の供給	総務部、健康部	都水道局																																					
第3節 物資の供給	産業経済部	都総務局、都生活文化局、 都福祉局																																					
第4節 救援物資の受入れ	産業経済部	都福祉局																																					
第5節 輸送	産業経済部	都総務局、都生活文化局、 都福祉局 、都産業労働局、都中央卸売市場、（一社）東京都トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合、 日本通運（株）																																					
体 系	区担当部署	関係機関																																					
第1節 食料の供給	産業経済部	都総務局、都生活文化局、 都福祉局 、都産業労働局、都中央卸売市場																																					
第2節 飲料水の供給	総務部、健康部	都水道局																																					
第3節 物資の供給	産業経済部	都総務局、都生活文化局、 都福祉局																																					
第4節 救援物資の受入れ	産業経済部	都福祉局																																					
第5節 輸送	産業経済部	都総務局、都生活文化局、 都福祉局 、都産業労働局、都中央卸売市場、（一社）東京都トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合（ 削除 ）																																					

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
	154	<p>対策の現状</p> <p>1 食料 避難者に対する食料の備蓄として、クラッカー、アルファ米など、概ね 43万食分を確保し、備蓄倉庫に保管している。</p> <p>2 飲料水 給水所2か所と応急給水槽6か所に26,100 m³の飲料水があり、断水人口が 49万人とすると約 17日分が区内に備蓄されている。</p>	<p>対策の現状</p> <p>1 食料 避難者に対する食料の備蓄として、クラッカー、アルファ米など、概ね 65万食分を確保し、備蓄倉庫に保管している。</p> <p>2 飲料水 給水所2か所と応急給水槽6か所に26,100 m³の飲料水があり、断水人口が 38万人とすると約 22日分が区内に備蓄されている。</p>
	156	<p>第1節 食料の供給</p> <p>2 備蓄の供給 (2) 都の備蓄 都が区内に事前配置している備蓄物資は、都福祉保健局長の承認を得て区が輸送して配布する。ただし、緊急を要する場合は、事後報告とする。 また、必要に応じて、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資を要請し、地域内輸送拠点で受領する。</p>	<p>第1節 食料の供給</p> <p>2 備蓄の供給 (2) 都の備蓄 都が区内に事前配置している備蓄物資は、都福祉局長の承認を得て区が輸送して配布する。ただし、緊急を要する場合は、事後報告とする。 また、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉局に備蓄物資を要請し、地域内輸送拠点で受領する。</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容																																																																																																												
部・章	頁																																																																																																														
	157	第2節 飲料 2 飲料水の供給	第2節 飲料水の供給 2 飲料水の供給																																																																																																												
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 20%;">給水拠点</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 10%;">所在地</th> <th style="width: 10%;">応急給水容量 m³</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">給水所</td> <td>西瑞江給水所</td> <td style="text-align: center;">2池</td> <td style="text-align: center;">…（略） …</td> <td style="text-align: center;">6,600</td> </tr> <tr> <td>葛西給水所</td> <td style="text-align: center;">2池</td> <td style="text-align: center;">…（略） …</td> <td style="text-align: center;">13,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">応急給水槽</td> <td>都立篠崎公園</td> <td style="text-align: center;">1基</td> <td style="text-align: center;">…（略） …</td> <td style="text-align: center;">1,500</td> </tr> <tr> <td>区立宇喜田中央公園</td> <td style="text-align: center;">1基</td> <td style="text-align: center;">…（略） …</td> <td style="text-align: center;">1,500</td> </tr> <tr> <td>区立小岩公園</td> <td style="text-align: center;">1基</td> <td style="text-align: center;">…（略） …</td> <td style="text-align: center;">1,500</td> </tr> <tr> <td>都立葛西南高校</td> <td style="text-align: center;">1基</td> <td style="text-align: center;">…（略） …</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td>都立大島小松川公園</td> <td style="text-align: center;">1基</td> <td style="text-align: center;">…（略） …</td> <td style="text-align: center;">1,500</td> </tr> <tr> <td>一之江抹茶亭</td> <td style="text-align: center;">1基</td> <td style="text-align: center;">…（略） …</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td colspan="4">小 計</td> <td style="text-align: center;">26,100</td> </tr> <tr> <td colspan="2">学校受水槽</td> <td style="text-align: center;">124基</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2,014</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合 計</td> <td style="text-align: center;">28,114</td> </tr> </tbody> </table>	種別	給水拠点	数量	所在地	応急給水容量 m ³	給水所	西瑞江給水所	2池	…（略） …	6,600	葛西給水所	2池	…（略） …	13,300	応急給水槽	都立篠崎公園	1基	…（略） …	1,500	区立宇喜田中央公園	1基	…（略） …	1,500	区立小岩公園	1基	…（略） …	1,500	都立葛西南高校	1基	…（略） …	100	都立大島小松川公園	1基	…（略） …	1,500	一之江抹茶亭	1基	…（略） …	100	小 計				26,100	学校受水槽		124 基		2,014	合 計				28,114	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 20%;">給水拠点</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 10%;">所在地</th> <th style="width: 10%;">応急給水容量 m³</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">給水所</td> <td>西瑞江給水所</td> <td style="text-align: center;">2池</td> <td style="text-align: center;">…（略） …</td> <td style="text-align: center;">6,600</td> </tr> <tr> <td>葛西給水所</td> <td style="text-align: center;">2池</td> <td style="text-align: center;">…（略） …</td> <td style="text-align: center;">13,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">応急給水槽</td> <td>都立篠崎公園</td> <td style="text-align: center;">1基</td> <td style="text-align: center;">…（略） …</td> <td style="text-align: center;">1,500</td> </tr> <tr> <td>区立宇喜田中央公園</td> <td style="text-align: center;">1基</td> <td style="text-align: center;">…（略） …</td> <td style="text-align: center;">1,500</td> </tr> <tr> <td>区立小岩公園</td> <td style="text-align: center;">1基</td> <td style="text-align: center;">…（略） …</td> <td style="text-align: center;">1,500</td> </tr> <tr> <td>都立葛西南高校</td> <td style="text-align: center;">1基</td> <td style="text-align: center;">…（略） …</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td>都立大島小松川公園</td> <td style="text-align: center;">1基</td> <td style="text-align: center;">…（略） …</td> <td style="text-align: center;">1,500</td> </tr> <tr> <td>一之江抹茶亭</td> <td style="text-align: center;">1基</td> <td style="text-align: center;">…（略） …</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td colspan="4">小 計</td> <td style="text-align: center;">26,100</td> </tr> <tr> <td colspan="2">学校受水槽（旧校舎含む）</td> <td style="text-align: center;">108基</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1,792</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合 計</td> <td style="text-align: center;">27,892</td> </tr> </tbody> </table>	種別	給水拠点	数量	所在地	応急給水容量 m ³	給水所	西瑞江給水所	2池	…（略） …	6,600	葛西給水所	2池	…（略） …	13,300	応急給水槽	都立篠崎公園	1基	…（略） …	1,500	区立宇喜田中央公園	1基	…（略） …	1,500	区立小岩公園	1基	…（略） …	1,500	都立葛西南高校	1基	…（略） …	100	都立大島小松川公園	1基	…（略） …	1,500	一之江抹茶亭	1基	…（略） …	100	小 計				26,100	学校受水槽（旧校舎含む）		108 基		1,792	合 計				27,892
種別	給水拠点	数量	所在地	応急給水容量 m ³																																																																																																											
給水所	西瑞江給水所	2池	…（略） …	6,600																																																																																																											
	葛西給水所	2池	…（略） …	13,300																																																																																																											
応急給水槽	都立篠崎公園	1基	…（略） …	1,500																																																																																																											
	区立宇喜田中央公園	1基	…（略） …	1,500																																																																																																											
	区立小岩公園	1基	…（略） …	1,500																																																																																																											
	都立葛西南高校	1基	…（略） …	100																																																																																																											
	都立大島小松川公園	1基	…（略） …	1,500																																																																																																											
	一之江抹茶亭	1基	…（略） …	100																																																																																																											
小 計				26,100																																																																																																											
学校受水槽		124 基		2,014																																																																																																											
合 計				28,114																																																																																																											
種別	給水拠点	数量	所在地	応急給水容量 m ³																																																																																																											
給水所	西瑞江給水所	2池	…（略） …	6,600																																																																																																											
	葛西給水所	2池	…（略） …	13,300																																																																																																											
応急給水槽	都立篠崎公園	1基	…（略） …	1,500																																																																																																											
	区立宇喜田中央公園	1基	…（略） …	1,500																																																																																																											
	区立小岩公園	1基	…（略） …	1,500																																																																																																											
	都立葛西南高校	1基	…（略） …	100																																																																																																											
	都立大島小松川公園	1基	…（略） …	1,500																																																																																																											
	一之江抹茶亭	1基	…（略） …	100																																																																																																											
小 計				26,100																																																																																																											
学校受水槽（旧校舎含む）		108 基		1,792																																																																																																											
合 計				27,892																																																																																																											

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容																																			
第11章	161	第5節 輸送 1 輸送手段の確保 (1) (一社)東京都トラック協会江戸川支部 (2) 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合東京支部 (3) 都財務局 (4) 日本通運(株)隅田川支店	第5節 輸送 1 輸送手段の確保 (1) (一社)東京都トラック協会江戸川支部 (2) 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合東京支部 (3) 都財務局 (4) 協力協定団体																																			
	163	第11章 建物対策 対策の体系と実施機関 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">体 系</th> <th style="width: 25%;">区担当部署</th> <th style="width: 50%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 建物等の危険度判定</td> <td>都市開発部</td> <td>都都市整備局、(追加) (社)東京建築士会、(一社)東京都建築士事務所協会、(一社)江戸川建設業協会</td> </tr> <tr> <td>第2節 住家被害認定調査・罹災証明書の発行</td> <td>都市開発部、生活振興部</td> <td>江戸川・小岩・葛西消防署</td> </tr> <tr> <td>第3節 被災住宅の応急修理</td> <td>都市開発部</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>第4節 応急仮設住宅の供給</td> <td>総務部、都市開発部、生活振興部、福祉部</td> <td>都都市整備局、(一社)江戸川建設業協会、(一社)プレハブ建築協会</td> </tr> <tr> <td>第5節 区営住宅の応急修理</td> <td>福祉部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 建物等の危険度判定	都市開発部	都都市整備局、 (追加) (社)東京建築士会、(一社)東京都建築士事務所協会、(一社)江戸川建設業協会	第2節 住家被害認定調査・罹災証明書の発行	都市開発部、生活振興部	江戸川・小岩・葛西消防署	第3節 被災住宅の応急修理	都市開発部	(追加)	第4節 応急仮設住宅の供給	総務部、都市開発部、生活振興部、福祉部	都都市整備局 、(一社)江戸川建設業協会、(一社)プレハブ建築協会	第5節 区営住宅の応急修理	福祉部		第11章 建物対策 対策の体系と実施機関 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">体 系</th> <th style="width: 25%;">区担当部署</th> <th style="width: 50%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 建物等の危険度判定</td> <td>都市開発部</td> <td>都都市整備局、都住宅政策本部、(社)東京建築士会、(一社)東京都建築士事務所協会、(一社)江戸川建設業協会</td> </tr> <tr> <td>第2節 住家被害認定調査・罹災証明書の発行</td> <td>都市開発部、生活振興部</td> <td>江戸川・小岩・葛西消防署</td> </tr> <tr> <td>第3節 被災住宅の応急修理</td> <td>都市開発部</td> <td>都住宅政策本部</td> </tr> <tr> <td>第4節 応急仮設住宅の供給</td> <td>総務部、都市開発部、生活振興部、福祉部</td> <td>都住宅政策本部、(一社)江戸川建設業協会、(一社)プレハブ建築協会</td> </tr> <tr> <td>第5節 区営住宅の応急修理</td> <td>福祉部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 建物等の危険度判定	都市開発部	都都市整備局、 都住宅政策本部 、(社)東京建築士会、(一社)東京都建築士事務所協会、(一社)江戸川建設業協会	第2節 住家被害認定調査・罹災証明書の発行	都市開発部、生活振興部	江戸川・小岩・葛西消防署	第3節 被災住宅の応急修理	都市開発部	都住宅政策本部	第4節 応急仮設住宅の供給	総務部、都市開発部、生活振興部、福祉部	都住宅政策本部 、(一社)江戸川建設業協会、(一社)プレハブ建築協会	第5節 区営住宅の応急修理	福祉部
体 系	区担当部署	関係機関																																				
第1節 建物等の危険度判定	都市開発部	都都市整備局、 (追加) (社)東京建築士会、(一社)東京都建築士事務所協会、(一社)江戸川建設業協会																																				
第2節 住家被害認定調査・罹災証明書の発行	都市開発部、生活振興部	江戸川・小岩・葛西消防署																																				
第3節 被災住宅の応急修理	都市開発部	(追加)																																				
第4節 応急仮設住宅の供給	総務部、都市開発部、生活振興部、福祉部	都都市整備局 、(一社)江戸川建設業協会、(一社)プレハブ建築協会																																				
第5節 区営住宅の応急修理	福祉部																																					
体 系	区担当部署	関係機関																																				
第1節 建物等の危険度判定	都市開発部	都都市整備局、 都住宅政策本部 、(社)東京建築士会、(一社)東京都建築士事務所協会、(一社)江戸川建設業協会																																				
第2節 住家被害認定調査・罹災証明書の発行	都市開発部、生活振興部	江戸川・小岩・葛西消防署																																				
第3節 被災住宅の応急修理	都市開発部	都住宅政策本部																																				
第4節 応急仮設住宅の供給	総務部、都市開発部、生活振興部、福祉部	都住宅政策本部 、(一社)江戸川建設業協会、(一社)プレハブ建築協会																																				
第5節 区営住宅の応急修理	福祉部																																					

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧	新
部・章	頁	内 容	内 容
	163	<p>対策の前提と課題</p> <p>余震等の二次災害防止の必要から、建築物の応急危険度判定は、区役所や学校等の災害応急活動の拠点として重要な役割を担う施設を優先かつ迅速に行う必要がある。</p> <p>都の想定によれば全壊 8,744 棟、半壊 29,161 棟の被害が予想される。これに見合った数の応急仮設住宅、建設用地の確保が必要となる。被害の規模や液状化の状況によっては、区外や都外での用地確保が必要になることも考えられる。</p>	<p>対策の前提と課題</p> <p>余震等の二次災害防止の必要から、建築物の安全点検は、区役所や学校等の災害応急活動の拠点として重要な役割を担う施設を優先かつ迅速に行う必要がある。</p> <p>都の想定によれば全壊 6,656 棟、半壊 13,867 棟の被害が予想される。これに見合った数の応急仮設住宅、建設用地の確保が必要となる。被害の規模や液状化の状況によっては、区外や都外での用地確保が必要になることも考えられる。</p>
	164	<p>対策の流れ</p> <p>The flowchart for the old version shows a four-phase process: Phase 0-1 (0-72 hours), Phase 2 (4 days-1 week), Phase 3 (2 weeks-1 month), and Phase 4 (2 months-3 months). Key tasks include: Phase 0-1: Hazard assessment of buildings (public facilities and disaster-stricken homes); Phase 2: Damage assessment and disaster certificate issuance for public facilities and homes; Phase 3: Emergency repairs for homes; Phase 4: Provision of emergency temporary housing (land securing and construction) and emergency repairs for district-managed homes.</p>	<p>対策の流れ</p> <p>The flowchart for the new version follows the same four-phase structure. Key changes include: Phase 0-1: Hazard assessment of buildings (public facilities and disaster-stricken homes); Phase 2: Safety inspection of public facilities and disaster-stricken homes; Phase 3: Damage assessment and disaster certificate issuance for homes; Phase 4: Provision of emergency temporary housing (land securing and construction) and emergency repairs for district-managed homes.</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
	165	<p>第1節 建物等の危険度判定</p> <p>1 公共施設の応急危険度判定</p> <p>区は、発災直後に応急危険度判定の有資格者を動員し、災害応急活動拠点施設となる庁舎、避難所の応急危険度判定を実施する。</p>	<p>第1節 建物等の危険度判定</p> <p>1 公共施設の安全点検</p> <p>区は、発災直後に（削除）災害応急活動拠点施設となる庁舎、避難所の安全点検を実施する。</p>
	166	<p>第3節 被災住宅の応急修理</p> <p>災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半焼または半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。それにより、取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。</p> <p>1 対象者の調査・選定</p> <p>応急修理の対象者は、自らの資力では応急修理ができない者、及び居住するために大規模な補修が必要な者とする。</p>	<p>第3節 被災住宅の応急修理</p> <p>災害救助法が適用された地域において、災害により住家が半焼、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。また、災害により屋根等に被害を受けた場合、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理を行う。それらにより、取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。</p> <p>1 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</p> <p>(1) 対象者の調査・選定</p> <p>応急修理の対象者は、災害のため住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。</p>
	167	<p>2 応急修理の実施</p> <p>災害救助法適用後は、都が居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。ただし、災害救助法適用前においては区が必要に応じて行う。</p> <p>区は、都が災害時に作成する応急修理を行う業者（一般社団法人東京都建設業協会のおっせんする建設業者）のリストにより業者を指定</p>	<p>(2) 応急修理の実施</p> <p>災害救助法適用後は、都が居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。ただし、災害救助法適用前においては区が必要に応じて行う。</p> <p>区は、都が災害時に作成する応急修理を行う業者（一般社団法人東京都建設業協会、全国建設労働組合総連合東京都連合会及び一般社団法人</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
	167	<p>し、その他の事務に協力する。</p> <p>1世帯あたりの経費は、国の定める基準によるものとする。</p> <p>応急修理は、原則として災害発生の日から 1か月以内 に完了するものとし、大規模災害時に期間を延長する必要がある場合、内閣総理大臣と協議を行う。</p>	<p><u>災害復旧職人派遣協会のあっせんする業者</u> のリストにより業者を指定し、その他の事務に協力する。</p> <p>1世帯あたりの経費は、国の定める基準によるものとする。</p> <p>応急修理は、原則として災害発生の日から <u>3か月以内(国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内)</u> に完了するものとし、大規模災害時に期間を延長する必要がある場合、内閣総理大臣と協議を行う。</p> <p><u>2 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u></p> <p><u>(1) 対象者の調査・選定</u></p> <p><u>応急修理の対象者は、災害のため住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。</u></p> <p><u>(2) 応急修理の実施</u></p> <p><u>区は都と連携し、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な屋根等の部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて修理を行う。</u></p> <p><u>1世帯あたりの経費は、国の定める基準によるものとする。</u></p> <p><u>応急修理は、原則として災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</u></p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
	167	<p>第4節 応急仮設住宅の供給</p> <p>1 公的住宅の供給 都は都営住宅等の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区等に空き家の提供を求め、被災者に供給する。</p> <p>2 建設予定地の確保 …（略）… なお、区は、あらかじめ道路・用地の状況、ライフラインの状況等を考慮のうえ、建設予定地を定め、年1回、都都市整備局に報告している。</p> <p>3 応急仮設住宅の建設 (2) 建設工事 <u>一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会</u>があっせんする建設業者に建設工事を発注する。また、必要に応じ、他の建設業者にも発注する。</p> <p>4 民間賃貸住宅の供給 都及び区は、関係団体と協力し、借り上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。</p>	<p>第4節 応急仮設住宅の供給</p> <p>1 公的住宅の活用による一時提供型住宅の供給 都は都営住宅等の空き住戸を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区等に空き住戸の提供を求め、被災者に供給する。</p> <p>2 建設型応急住宅の建設予定地の確保 …（略）… なお、区は、あらかじめ道路・用地の状況、ライフラインの状況等を考慮のうえ、建設予定地を定め、年1回、都住宅政策本部に報告している。</p> <p>3 建設型応急住宅の建設 (2) 建設工事 <u>一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会及び一般社団法人日本木造住宅産業協会</u>があっせんする建設業者に建設工事を発注する。また、必要に応じ、他の建設業者にも発注する。</p> <p>4 民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅の供給 都及び区は、関係団体と協力し、借り上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容												
部・章	頁														
第12章	169	第12章 衛生・清掃対策 対策の体系と実施機関 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">体 系</th> <th style="width: 33%;">区担当部署</th> <th style="width: 33%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4節 動物救護</td> <td>健康部</td> <td style="color: red;">都福祉保健局</td> </tr> </tbody> </table> 対策の前提と課題 都の被害想定では、断水率 72.5% となっており、断水及び下水道施設が甚大な被害を受け下水道機能に支障をきたすことによって、水洗トイレの使用ができなくなる場合がある。そのため、マンホール設置型トイレ、仮設トイレの確保や自宅トイレを使ったし尿処理など、多様なトイレ対策が必要になる。 震災がれきの排出量は 340 万トンと、通常の 20 年分に相当する量が発生すると予測されており、区内はほとんどが市街地のため、がれき置き場の不足、複数年にわたる処理期間が見込まれる。被災地復興のためには、早急ながれきの処理が必要である。	体 系	区担当部署	関係機関	第4節 動物救護	健康部	都福祉保健局	第12章 衛生・清掃対策 対策の体系と実施機関 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">体 系</th> <th style="width: 33%;">区担当部署</th> <th style="width: 33%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4節 動物救護</td> <td>健康部</td> <td style="color: red;">都保健医療局</td> </tr> </tbody> </table> 対策の前提と課題 都の被害想定では、断水率 55.9% となっており、断水及び下水道施設が甚大な被害を受け下水道機能に支障をきたすことによって、水洗トイレの使用ができなくなる場合がある。そのため、マンホール設置型トイレ、仮設トイレの確保や自宅トイレを使ったし尿処理など、多様なトイレ対策が必要になる。 震災がれきの排出量は 221 万トンと、通常の 13 年分に相当する量が発生すると予測されており、区内はほとんどが市街地のため、がれき置き場の不足、複数年にわたる処理期間が見込まれる。被災地復興のためには、早急ながれきの処理が必要である。	体 系	区担当部署	関係機関	第4節 動物救護	健康部	都保健医療局
体 系	区担当部署	関係機関													
第4節 動物救護	健康部	都福祉保健局													
体 系	区担当部署	関係機関													
第4節 動物救護	健康部	都保健医療局													
	173	第4節 動物救護 1 動物保護の体制 被災動物の保護は、都、都獣医師会、動物関係団体等が設置運営する「動物救援本部」が中心となっていく。 都福祉保健局 （動物愛護相談センター）は動物救援本部に対する施設の提供や「動物保護班」、「動物医療班」による指導・連絡調整、獣医療などの応援を行う。 都福祉保健局 は、動物愛護相談センター内に「動物保護班」や「動物医療班」を設置し、飼い主不明の被災動物を保護し、動物保護施	第4節 動物救護 1 動物保護の体制 被災動物の保護は、都、都獣医師会、動物関係団体等が設置運営する「動物救援本部」が中心となっていく。 都保健医療局 （動物愛護相談センター）は動物救援本部に対する施設の提供や「動物保護班」、「動物医療班」による指導・連絡調整、獣医療などの応援を行う。 都保健医療局 は、動物愛護相談センター内に「動物保護班」や「動物医療班」を設置し、飼い主不明の被災動物を保護し、動物保護施												

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容
部・章	頁		
	173	<p>設に搬送するとともに、区等からの要請に応じて避難所等における動物医療に携わる。</p> <p>区は、被災動物の保護に関して、都、関係団体等へ協力する。</p> <p>2 避難所における対応</p> <p>(2) 適正飼養の指導</p> <p>都（福祉保健局）は、区と協力して、飼い主とともに避難した動物について、以下の取り組みを行い、適正飼養を指導する。</p> <p>動物救護体制</p>	<p>設に搬送するとともに、区等からの要請に応じて避難所等における動物医療に携わる。</p> <p>区は、篠崎公園のドッグランに動物救護所を設置し、迷子等の被災動物の保護について応急対応を実施して、都、関係団体等へ協力する。</p> <p>2 避難所における対応</p> <p>(2) 適正飼養の指導</p> <p>都（保健医療局）は、区と協力して、飼い主とともに避難した動物について、以下の取り組みを行い、適正飼養を指導する。</p> <p>動物救護体制</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容																										
第13章	174	<p>第13章 交通・ライフライン施設の復旧</p> <p>対策の体系と実施機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">体 系</th> <th style="width: 25%;">区担当部署</th> <th style="width: 50%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>…（略）…</td> <td>…（略）…</td> <td>…（略）…</td> </tr> <tr> <td>第6節 電気・ガス・通信等施設</td> <td></td> <td style="color: red;">東京電力（株） 東京ガス（株） NTT東日本</td> </tr> </tbody> </table> <p>対策の前提と課題</p> <p>地震により交通施設、ライフライン施設の機能低下が想定されている。本計画における被害想定では、最大で断水率 72.5%、下水道被害率 27.4%、停電率 25.2%、通信不通率 11.6%、ガス供給支障率 100%となっており区民生活に支障が発生する。</p> <p>対策の流れ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">フェーズ 0・1 発災～72時間</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">フェーズ 2 4日～1週間</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">フェーズ 3 2週間～1か月</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">フェーズ 4 2か月～3か月</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">○交通・ライフライン施設の確保</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 2px;"> ・点検 ・応急復旧 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">○庁舎機能確保</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 2px;"> ・応急危険度判定 ・機能確保 </div> </div>	体 系	区担当部署	関係機関	…（略）…	…（略）…	…（略）…	第6節 電気・ガス・通信等施設		東京電力（株） 東京ガス（株） NTT東日本	フェーズ 0・1 発災～72時間	フェーズ 2 4日～1週間	フェーズ 3 2週間～1か月	フェーズ 4 2か月～3か月	<p>第13章 交通・ライフライン施設の復旧</p> <p>対策の体系と実施機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">体 系</th> <th style="width: 25%;">区担当部署</th> <th style="width: 50%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>…（略）…</td> <td>…（略）…</td> <td>…（略）…</td> </tr> <tr> <td>第6節 電気・ガス・通信等施設</td> <td></td> <td style="color: red;">東京電力パワーグリッド（株） 東京ガスネットワーク（株） NTT東日本（株）</td> </tr> </tbody> </table> <p>対策の前提と課題</p> <p>地震により交通施設、ライフライン施設の機能低下が想定されている。本計画における被害想定では、最大で断水率 55.9%、下水道被害率 6.7%、停電率 21.7%、通信不通率 11.6%、ガス供給支障率 53.6%となっており区民生活に支障が発生する。</p> <p>対策の流れ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">フェーズ 0・1 発災～72時間</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">フェーズ 2 4日～1週間</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">フェーズ 3 2週間～1か月</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">フェーズ 4 2か月～3か月</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">○交通・ライフライン施設の確保</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 2px;"> ・点検 ・応急復旧 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">○庁舎機能確保</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 2px;"> ・施設安全点検 ・機能確保 </div> </div>	体 系	区担当部署	関係機関	…（略）…	…（略）…	…（略）…	第6節 電気・ガス・通信等施設		東京電力パワーグリッド（株） 東京ガスネットワーク（株） NTT東日本（株）	フェーズ 0・1 発災～72時間	フェーズ 2 4日～1週間	フェーズ 3 2週間～1か月	フェーズ 4 2か月～3か月
体 系	区担当部署	関係機関																											
…（略）…	…（略）…	…（略）…																											
第6節 電気・ガス・通信等施設		東京電力（株） 東京ガス（株） NTT東日本																											
フェーズ 0・1 発災～72時間	フェーズ 2 4日～1週間	フェーズ 3 2週間～1か月	フェーズ 4 2か月～3か月																										
体 系	区担当部署	関係機関																											
…（略）…	…（略）…	…（略）…																											
第6節 電気・ガス・通信等施設		東京電力パワーグリッド（株） 東京ガスネットワーク（株） NTT東日本（株）																											
フェーズ 0・1 発災～72時間	フェーズ 2 4日～1週間	フェーズ 3 2週間～1か月	フェーズ 4 2か月～3か月																										

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
	175	<p>第3節 河川施設</p> <p>3 防災船着場の運用</p> <p>都は、全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用の指示をする。また、（追加） 損傷等に対する修繕、補修を行う。</p> <p>区は、運用主体として施設の引き継ぎを受け、物資等の輸送に活用する。</p>	<p>第3節 河川施設</p> <p>3 防災船着場の運用</p> <p>都は、全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用の指示をする。また、各防災船着場の管理者は 損傷等に対する修繕、補修を行う。</p> <p>区は、運用主体として施設の引き継ぎを受け、物資等の輸送に活用する。</p>
	176	<p>第6節 電気・ガス・通信等施設</p> <p>1 電気施設</p> <p>東京電力パワーグリッド（株）江東支社は、震災時においても送電を継続することを原則とするが、水害または火災の拡大時等における円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</p> <p>応急工事の実施にあたっては、（追加） 官公庁等の機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施する。</p> <p>2 ガス施設</p> <p>東京ガス（株）は、施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。</p>	<p>第6節 電気・ガス・通信等施設</p> <p>1 電気施設</p> <p>東京電力パワーグリッド（株）江東支社は、震災時においても送電を継続することを原則とするが、水害または火災の拡大時等における円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</p> <p>復旧工事の実施にあたっては、停電発生により人命・社会的影響が大きい施設である 官公庁等の機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施する。</p> <p>2 ガス施設</p> <p>東京ガスネットワーク（株）は、施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容																		
第14章	176	第7節 公共施設 区は、発災直後に庁舎、避難所等の 点検及び応急危険度判定等 を行い、安全を確認し、被災した箇所の応急措置を実施する。	第7節 公共施設 区は、発災直後に庁舎、避難所等の 安全点検 を行い、安全を確認し、被災した箇所の応急措置を実施する。																		
	177	第14章 放射性物質対策 対策の体系と実施機関 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">体 系</th> <th style="width: 33%;">区担当部署</th> <th style="width: 33%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4節 保健医療活動等</td> <td>環境部、健康部</td> <td style="text-align: center;">都福祉保健局</td> </tr> </tbody> </table>	体 系	区担当部署	関係機関	第4節 保健医療活動等	環境部、健康部	都福祉保健局	第14章 放射性物質対策 対策の体系と実施機関 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">体 系</th> <th style="width: 33%;">区担当部署</th> <th style="width: 33%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4節 保健医療活動等</td> <td>環境部、健康部</td> <td style="text-align: center;">都保健医療局</td> </tr> </tbody> </table>	体 系	区担当部署	関係機関	第4節 保健医療活動等	環境部、健康部	都保健医療局						
体 系	区担当部署	関係機関																			
第4節 保健医療活動等	環境部、健康部	都福祉保健局																			
体 系	区担当部署	関係機関																			
第4節 保健医療活動等	環境部、健康部	都保健医療局																			
第15章	180	第15章 区民生活の安定 対策の体系と実施機関 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">体 系</th> <th style="width: 20%;">区担当部署</th> <th style="width: 65%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 区民生活への支援</td> <td>経営企画部、総務部、都市開発部、生活振興部、福祉部、健康部</td> <td>都主税局、都福祉保健局、（福）東京都社会福祉協議会、（福）江戸川区社会福祉協議会、日本赤十字社東京支部、木場公共職業安定所、日本郵便（株）（株）ゆうちょ銀行、（株）かんぼ生命保険、日本放送協会、NTT東日本、NTTコミュニケーションズ（株）（株）NTTドコモ</td> </tr> <tr> <td>第2節 中小企業等への支援</td> <td>産業経済部</td> <td>都産業労働局</td> </tr> </tbody> </table>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 区民生活への支援	経営企画部、総務部、都市開発部、生活振興部、福祉部、健康部	都主税局、 都福祉保健局 、（福）東京都社会福祉協議会、（福）江戸川区社会福祉協議会、日本赤十字社東京支部、木場公共職業安定所、日本郵便（株）（株）ゆうちょ銀行、（株）かんぼ生命保険、日本放送協会、NTT東日本、NTTコミュニケーションズ（株）（株）NTTドコモ	第2節 中小企業等への支援	産業経済部	都産業労働局	第15章 区民生活の安定 対策の体系と実施機関 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">体 系</th> <th style="width: 20%;">区担当部署</th> <th style="width: 65%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 区民生活への支援</td> <td>経営企画部、総務部、都市開発部、生活振興部、福祉部、健康部</td> <td>都主税局、都福祉局、（福）東京都社会福祉協議会、（福）江戸川区社会福祉協議会、日本赤十字社東京支部、木場公共職業安定所、日本郵便（株）（株）ゆうちょ銀行、（株）かんぼ生命保険、日本放送協会、NTT東日本、NTTコミュニケーションズ（株）（株）NTTドコモ</td> </tr> <tr> <td>第2節 中小企業等への支援</td> <td>産業経済部</td> <td>都産業労働局</td> </tr> </tbody> </table>	体 系	区担当部署	関係機関	第1節 区民生活への支援	経営企画部、総務部、都市開発部、生活振興部、福祉部、健康部	都主税局、 都福祉局 、（福）東京都社会福祉協議会、（福）江戸川区社会福祉協議会、日本赤十字社東京支部、木場公共職業安定所、日本郵便（株）（株）ゆうちょ銀行、（株）かんぼ生命保険、日本放送協会、NTT東日本、NTTコミュニケーションズ（株）（株）NTTドコモ	第2節 中小企業等への支援	産業経済部	都産業労働局
体 系	区担当部署	関係機関																			
第1節 区民生活への支援	経営企画部、総務部、都市開発部、生活振興部、福祉部、健康部	都主税局、 都福祉保健局 、（福）東京都社会福祉協議会、（福）江戸川区社会福祉協議会、日本赤十字社東京支部、木場公共職業安定所、日本郵便（株）（株）ゆうちょ銀行、（株）かんぼ生命保険、日本放送協会、NTT東日本、NTTコミュニケーションズ（株）（株）NTTドコモ																			
第2節 中小企業等への支援	産業経済部	都産業労働局																			
体 系	区担当部署	関係機関																			
第1節 区民生活への支援	経営企画部、総務部、都市開発部、生活振興部、福祉部、健康部	都主税局、 都福祉局 、（福）東京都社会福祉協議会、（福）江戸川区社会福祉協議会、日本赤十字社東京支部、木場公共職業安定所、日本郵便（株）（株）ゆうちょ銀行、（株）かんぼ生命保険、日本放送協会、NTT東日本、NTTコミュニケーションズ（株）（株）NTTドコモ																			
第2節 中小企業等への支援	産業経済部	都産業労働局																			

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
	181	第1節 区民生活への支援 2 義援金の募集・受付・配分 <u>今後の課題</u> <u>義援金を早期に配分するために以下の事項について、あらかじめ検討しておく。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・義援金募集の考え方 ・配分対象となる被災者の確認・申請方法 ・義援金を募集または管理するための口座等の取り扱い 	第1節 区民生活への支援 2 義援金の募集・受付・配分 (削除)
	183	5 租税等の徴収猶予及び減免等 (2) 国民健康保険料等の措置 災害により、生活が著しく困難となった者に対し、 <u>被災の状況に</u> <u>応じて</u> 、国民年金保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料 及び介護保険料について、(追加) 減免、徴収猶予の措置を取る。	5 租税等の徴収猶予及び減免等 (2) 国民健康保険料等の措置 災害により、生活が著しく困難となった者に対し、(削除) 国民 年金保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険 料について、 <u>法律、条例等に基づき、被災の状況に</u> 応じて、減免、 徴収猶予の措置を取る。
	184	6 その他の生活支援 (6) <u>NTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ</u>	6 その他の生活支援 (6) <u>NTT東日本(株)、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)</u> <u>NTTドコモ</u>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
第4部 その2 【風水害編】 第2章	197	第4部 初動応急計画 その2【風水害編】 第2章 水害対応の取り組み 6 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施・報告 …（略）… これらにより、区では、迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設として地域防災計画に定めている施設の見直しを行った。区では今後、改めて指定した施設について洪水予報等の伝達方法を定める。また、指定された施設においては避難確保計画の作成及び避難訓練の実施・報告が必要であることから、区は 説明会の開催 や計画のひな形の提供、必要に応じて （追加） 要配慮者利用施設の管理者等に対して助言・勧告することにより支援を行う。	第4部 初動応急計画 その2【風水害編】 第2章 水害対応の取り組み 6 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施・報告 …（略）… これらにより、区では、迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設として地域防災計画に定めている施設の見直しを行った。区では今後、改めて指定した施設について洪水予報等の伝達方法を定める。また、指定された施設においては避難確保計画の作成及び避難訓練の実施・報告が必要であることから、区は （削除） 計画のひな形の提供、必要に応じて 説明会の開催 や要配慮者利用施設の管理者等に対して助言・勧告することにより支援を行う。
	198	（新設）	8 浸水・排水シミュレーション <u>区は、より詳細な時系列でまとめられた避難計画を作成するために、東京都で作成された高潮浸水想定区域図及び東京都における排水作業準備計画を活用し、浸水が想定される江戸川区管内の各拠点施設について、1時間単位における高潮浸水・排水シミュレーションを令和4年度に行った。これにより、1時間ごとの浸水・排水状況を把握するとともに、今後の避難対策において検討が必要な項目を整理していく。</u>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容																								
部・章	頁																										
第1章	199	第1章 情報の収集・伝達 2 洪水予報 (2)洪水予報の発表基準	第1章 情報の収集・伝達 2 洪水予報 (2)洪水予報の発表基準																								
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 85%;">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">氾濫注意 情報</td> <td>基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき <u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氾濫警戒 情報</td> <td>基準地点のいずれかの水位が、概ね2～3時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氾濫危険 情報</td> <td>基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氾濫発生 情報</td> <td>洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氾濫注意 情報解除</td> <td>基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	氾濫注意 情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき <u>(追加)</u>	氾濫警戒 情報	基準地点のいずれかの水位が、概ね2～3時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	氾濫危険 情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき	氾濫発生 情報	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき	氾濫注意 情報解除	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 85%;">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">氾濫注意 情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氾濫警戒 情報</td> <td>基準地点のいずれかの水位が、概ね2～3時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氾濫危険 情報</td> <td>基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氾濫発生 情報</td> <td>洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氾濫注意 情報解除</td> <td>基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	氾濫注意 情報	<ul style="list-style-type: none"> ・基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき 	氾濫警戒 情報	基準地点のいずれかの水位が、概ね2～3時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	氾濫危険 情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき	氾濫発生 情報	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき	氾濫注意 情報解除	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき
種類	発表基準																										
氾濫注意 情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき <u>(追加)</u>																										
氾濫警戒 情報	基準地点のいずれかの水位が、概ね2～3時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき																										
氾濫危険 情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき																										
氾濫発生 情報	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき																										
氾濫注意 情報解除	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき																										
種類	発表基準																										
氾濫注意 情報	<ul style="list-style-type: none"> ・基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき 																										
氾濫警戒 情報	基準地点のいずれかの水位が、概ね2～3時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき																										
氾濫危険 情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき																										
氾濫発生 情報	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき																										
氾濫注意 情報解除	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき																										

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧							新										
		内 容							内 容										
	202	(3)水位と基準地点							(3)水位と基準地点										
		河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	避難判断水位(特別警戒水位)(m)	氾濫危険水位(m)	氾濫開始相当水位(m)	零点高(m)	河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	避難判断水位(特別警戒水位)(m)	氾濫危険水位(m)	削除	零点高(m)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		荒川	岩淵水門(上)	東京都北区志茂5丁目	3.00	4.10	6.50	7.70	9.90	T.P.-1.1	荒川	岩淵水門(上)	東京都北区志茂5丁目	3.00	4.10	6.50	7.70	削除	T.P.-1.1
		江戸川	西関宿	埼玉県幸手市西関宿	4.50	6.10	7.90	8.70	-	T.P.+7.7	江戸川	西関宿	埼玉県幸手市西関宿	4.50	6.10	8.10	8.90	-	T.P.+7.7
			野田	千葉県野田市 中野台	4.60	6.30	8.40	9.00	-	T.P.+2.7		野田	千葉県野田市 中野台	4.60	6.30	8.50	9.10	-	T.P.+2.7
		利根川	八斗島	群馬県伊勢崎市八斗島町	0.80	1.90	3.90	4.80	-	T.P.+44.4	利根川	八斗島	群馬県伊勢崎市八斗島町	0.80	1.90	3.10	4.10	-	T.P.+44.4
			栗橋	埼玉県久喜市栗橋	2.70	5.00	6.90	8.80	-	T.P.+10.2		栗橋	埼玉県久喜市栗橋	2.70	5.00	7.60	9.20	-	T.P.+10.2



江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
第1章	207	<p>第1章 情報の収集と伝達</p> <p>第4節 河川管理者の水防活動への協力</p> <p>(1)区（水防管理団体）に対して、河川に関する情報（水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供。</p> <p>(2)区（水防管理団体）及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供。</p> <p>(3)区（水防管理団体）及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣。</p> <p>(4)上記(1)～(3)の活動記録等の提供及び区の広報への協力。</p>	<p>第1章 情報の収集と伝達</p> <p>第4節 河川管理者の水防活動への協力</p> <p>(1)区（水防管理団体）に対して、河川に関する情報（水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供。</p> <p>(2)区（水防管理団体）及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供。</p> <p><u>(3)区（水防管理団体）の排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、排水作業を継続し、内水の氾濫による被害拡大の防止に努める。</u></p> <p>(4)区（水防管理団体）及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣。</p> <p>(5)上記(1)～(4)の活動記録等の提供及び区の広報への協力。</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧	新
部・章	頁	内容	内容
第1章	211	第1章 江戸川区周辺の浸水想定区域 (図の更新) 	第1章 江戸川区周辺の浸水想定区域 
	216	第7節 区民の日頃の備え 広域避難先（親戚・知人宅や(追加)宿泊施設等）を確保する。	第7節 区民の日頃の備え 広域避難先（親戚・知人宅や「江戸川区大規模水害時自主的広域避難補助金制度」を活用し、宿泊施設等）を確保する。

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内容	新 内容
第3章	217	<p>第3章 大規模水害時の初動計画</p> <p>【江東5区】</p> <ul style="list-style-type: none"> -120h 気象予報等から広域避難の検討を開始 → 5区、気象庁、荒川下流河川事務所の関係者で協議、情報収集・整理 -96h 必要に応じて逐次協議を実施 -72h 5区長が、その時点の情報・状況から「広域避難必要」の判断 →（判断した場合）「江東5区広域避難計画」発動 →（-72h）計画の基準を満たしたとき「共同検討開始」 ……以降、適宜協議を実施 -48h（-72h～-24h）計画の基準を満たしたとき → 「自主的広域避難情報（広域避難の呼びかけ）」発表 -24h（-24h～-9h）計画の基準を満たしたとき → 「広域避難指示」発表 -9h（-9h～0h）計画の基準を満たしたとき → 「域内垂直避難（緊急）」発表 <p>【江戸川区】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報連絡態勢【全庁】 <ul style="list-style-type: none"> 気象等の情報収集・整理 → 必要に応じて区民に広報 情報連絡体制の構築 災害対策本部設置（第三次配備態勢） <ul style="list-style-type: none"> 「共同検討開始」の広報 福祉施設への情報提供・開設要請 都への広域避難先確保の要請 相互応援協定の自治体への避難者受入れの依頼 第三次配備態勢 <ul style="list-style-type: none"> → 広域避難先への職員の派遣 → 移動手段の確保【都市開発部】 協定民間宿泊施設への連絡 広域避難先や輸送に係る広報 広域避難に係る問い合わせ窓口設置・対応 公共交通情報の収集・管理 → 必要に応じて広報 避難誘導、交通整理→消防・警察等との連携依頼 通常業務の中止又は縮小 <ul style="list-style-type: none"> -区内施設の閉鎖 -学校、幼稚園、保育園の休校・救済 -区民窓口の縮小 -ゴミの収集中止 自主的広域避難情報の区民への広報 区内待避施設の準備 災害対策本部バックアップ体制・設備構築 → 車両の移動 広域避難指示の区民への広報 域内垂直避難（緊急）の区民への広報 区内待避施設の開設 <p>0h 氾濫発生</p>	<p>第3章 大規模水害時の初動計画</p> <p>【江東5区】</p> <ul style="list-style-type: none"> -120h 気象予報等から広域避難の検討を開始 → 5区、気象庁、荒川下流河川事務所の関係者で協議、情報収集・整理 -96h 必要に応じて逐次協議を実施 -72h 5区長が、その時点の情報・状況から「広域避難必要」の判断 →（判断した場合）「江東5区広域避難計画」発動 →（-72h）計画の基準を満たしたとき「共同検討開始」 ……以降、適宜協議を実施 -48h（-72h～-24h）計画の基準を満たしたとき → 「自主的広域避難情報（広域避難の呼びかけ）」発表 -24h（-24h～-9h）計画の基準を満たしたとき → 「広域避難指示」発表 -9h（-9h～0h）計画の基準を満たしたとき → 「域内垂直避難（緊急）」発表 <p>【江戸川区】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報連絡態勢【全庁】 <ul style="list-style-type: none"> 気象等の情報収集・整理 → 必要に応じて区民に広報 情報連絡体制の構築 災害対策本部設置（第三次配備態勢） <ul style="list-style-type: none"> 「共同検討開始」の広報 福祉施設への情報提供・開設要請 都への広域避難先確保の要請 相互応援協定の自治体への避難者受入れの依頼 第三次配備態勢 <ul style="list-style-type: none"> → 広域避難先への職員の派遣 → 移動手段の確保【都市開発部】 協定民間宿泊施設への連絡 広域避難先や輸送に係る 広報 広域避難に係る問い合わせ窓口設置・対応 公共交通情報の収集・管理 → 必要に応じて広報 自主的広域避難情報の区民への 広報 避難誘導・交通整理→消防・警察等との連携依頼 通常業務の中止又は縮小 <ul style="list-style-type: none"> -区内施設の閉鎖 -学校、幼稚園、保育園の休校・救済 -区民窓口の縮小 -ゴミの収集中止 区内待避施設の準備 災害対策本部バックアップ体制・設備構築 → 車両の移動 広域避難指示の区民への 広報 域内垂直避難（緊急）の区民への 広報 区内待避施設の開設 <p>0h 氾濫発生</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧	新
部・章	頁	内 容	内 容
第4章	219	<p>第4節 広域避難先の確保</p> <p>4 広域避難先に関する広報</p> <p>確保した広域避難先（追加）について、区民に広報周知する。</p> <p>なお、情報伝達手段については、「情報収集・伝達」第1章 第5節「区民等への情報伝達」に準ずる。</p>	<p>第4節 広域避難先の確保</p> <p>4 広域避難先に関する広報</p> <p>確保した広域避難先や「江戸川区大規模水害時自主的広域避難補助金制度」について、区民に広報周知する。</p> <p>なお、情報伝達手段については、「情報収集・伝達」第1章 第5節「区民等への情報伝達」に準ずる。</p>
	222	<p>第4章 応急対応</p> <p>1 救助</p> <p>区は、警察、消防、自衛隊等に協力を要請し、地域防災拠点や待避施設（小中学校）、近くの頑丈な建物の高いところに避難した避難者の所在を把握し、救助を行う。</p> <p>救助は負傷者や要配慮者等を優先して行うとともに、都を通じてヘリコプター、船舶等による救出活動を要請する。</p> <p>区は、待避施設（小中学校）に配備したボート等の移動手段を確保し、避難者を救助する。</p> <p>2 救助、医療、物資等の拠点</p> <p>…（略）…</p> <p>その他の地域防災拠点や待避施設（小中学校）、緊急医療救護活動拠点等も拠点として活用する。</p>	<p>第4章 応急対応</p> <p>1 救助</p> <p>区は、警察、消防、自衛隊等に協力を要請し、地域防災拠点や待避施設、近くの頑丈な建物の高いところに避難した避難者の所在を把握し、救助を行う。</p> <p>救助は負傷者や要配慮者等を優先して行うとともに、都を通じてヘリコプター、船舶等による救出活動を要請する。</p> <p>区は、待避施設に配備したボート等の移動手段を確保し、避難者を救助する。</p> <p>2 救助、医療、物資等の拠点</p> <p>…（略）…</p> <p>その他の地域防災拠点や待避施設、緊急医療救護活動拠点等も拠点として活用する。</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
第1章	227	<p>第1章 初動計画</p> <p>第1節 避難行動の原則</p> <p>原則 高台避難</p> <p>気象情報等から外水氾濫が予想される時は、できるだけ早期に区外の高い土地（千葉県国府台の下総台地及び武蔵野台地など）へ自主的に避難を行うことを原則とする。</p> <p>地域防災拠点や待避施設（小中学校）へ避難</p> <p>外水氾濫の危険が切迫し、区外への避難が困難となった場合は避難指示に従い、十分な飲料水・食料等の携行品を持参し、地域防災拠点や待避施設（小中学校）に避難する。ただし、待避施設で避難者を収容しきれない状況が懸念される。</p> <p>地域防災拠点：区内や区周辺の水害が発生しても浸水しない安全なところ</p> <p>葛西南部地区、大島小松川公園、国府台</p> <p>近くの頑丈な建物の高いところへ避難</p> <p>地域防災拠点や待避施設（小中学校）に避難する時間的余裕がない場合は、自らの命を守ることを最優先とし、近くの頑丈な建物の高いところへ避難する。ただし、救助されるまで孤立した状態が長期間に及ぶ懸念があるので、あらかじめ水害ハザードマップ等で、浸水深や浸水継続時間を確認しておく必要がある。</p>	<p>第1章 初動計画</p> <p>第1節 避難行動の原則</p> <p>原則 高台避難</p> <p>気象情報等から外水氾濫が予想される時は、できるだけ早期に区外の高い土地（千葉県国府台の下総台地及び武蔵野台地など）へ自主的に避難を行うことを原則とする。</p> <p>地域防災拠点や待避施設へ避難</p> <p>外水氾濫の危険が切迫し、区外への避難が困難となった場合は避難指示に従い、十分な飲料水・食料等の携行品を持参し、地域防災拠点や待避施設に避難する。ただし、待避施設で避難者を収容しきれない状況が懸念される。</p> <p>地域防災拠点：区内や区周辺の水害が発生しても浸水しない安全なところ</p> <p>葛西南部地区、大島小松川公園、国府台</p> <p>近くの頑丈な建物の高いところへ避難</p> <p>地域防災拠点や待避施設に避難する時間的余裕がない場合は、自らの命を守ることを最優先とし、近くの頑丈な建物の高いところへ避難する。ただし、救助されるまで孤立した状態が長期間に及ぶ懸念があるので、あらかじめ水害ハザードマップ等で、浸水深や浸水継続時間を確認しておく必要がある。</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容																
部・章	頁																		
	228	<p>第2節 避難情報</p> <p>洪水時の避難指示等の発令基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%; text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">緊急 安全 確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報が発表されたとき ・ 堤防及び河川管理施設等に大規模な異常が生じ、氾濫のおそれが高まったとき </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難 指示</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達した（氾濫危険情報が発表される） とき【氾濫危険水位：荒川（岩淵水門(上)）7.70m、江戸川（野田）9.00m】 ・ 堤防に異常な漏水、浸食等が発見されたとき </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高 齢 者 等 避 難</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準地点の水位が、避難判断水位に到達し、更に上昇するおそれがある とき、又は、氾濫危険水位を超える洪水となることが予測され（氾濫警戒 情報が発表され）区内に浸水のおそれがあるとき 【避難判断水位：荒川（岩淵水門(上)）6.50m、江戸川（野田）8.40m】 ・ 基準地点の水位が、計画高水位に到達したとき 【計画高水位：中川（吉川）4.75m、利根川（栗橋）9.90m】 ・ 堤防に漏水、浸食等が発見されたとき </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発令基準	緊急 安全 確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報が発表されたとき ・ 堤防及び河川管理施設等に大規模な異常が生じ、氾濫のおそれが高まったとき 	避難 指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達した（氾濫危険情報が発表される） とき【氾濫危険水位：荒川（岩淵水門(上)）7.70m、江戸川（野田）9.00m】 ・ 堤防に異常な漏水、浸食等が発見されたとき 	高 齢 者 等 避 難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準地点の水位が、避難判断水位に到達し、更に上昇するおそれがある とき、又は、氾濫危険水位を超える洪水となることが予測され（氾濫警戒 情報が発表され）区内に浸水のおそれがあるとき 【避難判断水位：荒川（岩淵水門(上)）6.50m、江戸川（野田）8.40m】 ・ 基準地点の水位が、計画高水位に到達したとき 【計画高水位：中川（吉川）4.75m、利根川（栗橋）9.90m】 ・ 堤防に漏水、浸食等が発見されたとき 	<p>第2節 避難情報</p> <p>洪水時の避難指示等の発令基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%; text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">緊急 安全 確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報が発表されたとき ・ 堤防及び河川管理施設等に大規模な異常が生じ、氾濫のおそれが高まったとき </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難 指示</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達した（氾濫危険情報が発表される） とき【氾濫危険水位：荒川（岩淵水門(上)）7.70m、江戸川（野田）9.10m】 ・ 堤防に異常な漏水、浸食等が発見されたとき </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高 齢 者 等 避 難</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準地点の水位が、避難判断水位に到達し、更に上昇するおそれがある とき、又は、氾濫危険水位を超える洪水となることが予測され（氾濫警戒 情報が発表され）区内に浸水のおそれがあるとき 【避難判断水位：荒川（岩淵水門(上)）6.50m、江戸川（野田）8.50m】 ・ 基準地点の水位が、計画高水位に到達したとき 【計画高水位：中川（吉川）4.75m、利根川（栗橋）9.90m】 ・ 堤防に漏水、浸食等が発見されたとき </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発令基準	緊急 安全 確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報が発表されたとき ・ 堤防及び河川管理施設等に大規模な異常が生じ、氾濫のおそれが高まったとき 	避難 指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達した（氾濫危険情報が発表される） とき【氾濫危険水位：荒川（岩淵水門(上)）7.70m、江戸川（野田）9.10m】 ・ 堤防に異常な漏水、浸食等が発見されたとき 	高 齢 者 等 避 難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準地点の水位が、避難判断水位に到達し、更に上昇するおそれがある とき、又は、氾濫危険水位を超える洪水となることが予測され（氾濫警戒 情報が発表され）区内に浸水のおそれがあるとき 【避難判断水位：荒川（岩淵水門(上)）6.50m、江戸川（野田）8.50m】 ・ 基準地点の水位が、計画高水位に到達したとき 【計画高水位：中川（吉川）4.75m、利根川（栗橋）9.90m】 ・ 堤防に漏水、浸食等が発見されたとき
種 類	発令基準																		
緊急 安全 確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報が発表されたとき ・ 堤防及び河川管理施設等に大規模な異常が生じ、氾濫のおそれが高まったとき 																		
避難 指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達した（氾濫危険情報が発表される） とき【氾濫危険水位：荒川（岩淵水門(上)）7.70m、江戸川（野田）9.00m】 ・ 堤防に異常な漏水、浸食等が発見されたとき 																		
高 齢 者 等 避 難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準地点の水位が、避難判断水位に到達し、更に上昇するおそれがある とき、又は、氾濫危険水位を超える洪水となることが予測され（氾濫警戒 情報が発表され）区内に浸水のおそれがあるとき 【避難判断水位：荒川（岩淵水門(上)）6.50m、江戸川（野田）8.40m】 ・ 基準地点の水位が、計画高水位に到達したとき 【計画高水位：中川（吉川）4.75m、利根川（栗橋）9.90m】 ・ 堤防に漏水、浸食等が発見されたとき 																		
種 類	発令基準																		
緊急 安全 確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報が発表されたとき ・ 堤防及び河川管理施設等に大規模な異常が生じ、氾濫のおそれが高まったとき 																		
避難 指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達した（氾濫危険情報が発表される） とき【氾濫危険水位：荒川（岩淵水門(上)）7.70m、江戸川（野田）9.10m】 ・ 堤防に異常な漏水、浸食等が発見されたとき 																		
高 齢 者 等 避 難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準地点の水位が、避難判断水位に到達し、更に上昇するおそれがある とき、又は、氾濫危険水位を超える洪水となることが予測され（氾濫警戒 情報が発表され）区内に浸水のおそれがあるとき 【避難判断水位：荒川（岩淵水門(上)）6.50m、江戸川（野田）8.50m】 ・ 基準地点の水位が、計画高水位に到達したとき 【計画高水位：中川（吉川）4.75m、利根川（栗橋）9.90m】 ・ 堤防に漏水、浸食等が発見されたとき 																		

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
第2章	231	<p>第2章 応急計画</p> <p>第1節 孤立者への支援</p> <p>1 救助</p> <p>区は、警察、消防、自衛隊等に協力を要請し、地域防災拠点や待避施設（小中学校）、近くの頑丈な建物の高いところに避難した避難者の所在を把握し、救助を行う。</p> <p>救助は負傷者や要配慮者等を優先して行うとともに、都を通じてヘリコプター、船舶等による救出活動を要請する。</p> <p>2 食料・物資等の支援</p> <p>救助を待つ孤立者の支援は、庁用車、ヘリコプター及び船舶を活用するが、原則として人命救助を最優先とする。</p> <p>食料・物資等の救援物資の支援は、待避施設である小・中学校を中心に行う。</p>	<p>第2章 応急計画</p> <p>第1節 孤立者への支援</p> <p>1 救助</p> <p>区は、警察、消防、自衛隊等に協力を要請し、地域防災拠点や待避施設、近くの頑丈な建物の高いところに避難した避難者の所在を把握し、救助を行う。</p> <p>救助は負傷者や要配慮者等を優先して行うとともに、都を通じてヘリコプター、船舶等による救出活動を要請する。</p> <p>2 食料・物資等の支援</p> <p>救助を待つ孤立者の支援は、庁用車、ヘリコプター及び船舶を活用するが、原則として人命救助を最優先とする。</p> <p>食料・物資等の救援物資の支援は、待避施設である小・中学校等を中心に行う。</p>
第1章	235	<p>第1章 初動計画</p> <p>第1節 避難の原則</p> <p>大雨等により内水氾濫の危険性が高まったときは、区からの避難情報に基づき、最新の浸水想定区域図で事前に確認しておいた想定される浸水深より高いところへ避難する。自宅において浸水深よりも高いところへ避難できない場合は、待避施設（小中学校）の浸水しない階へ避難する。</p>	<p>第1章 初動計画</p> <p>第1節 避難の原則</p> <p>大雨等により内水氾濫の危険性が高まったときは、区からの避難情報に基づき、最新の浸水想定区域図で事前に確認しておいた想定される浸水深より高いところへ避難する。自宅において浸水深よりも高いところへ避難できない場合は、待避施設の浸水しない階へ避難する。</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
第2章	235	<p>第2節 避難情報</p> <p>5 避難誘導</p> <p>内水氾濫により避難する場合は、原則として、町・自治会、自主防災組織が避難誘導を行うものとする。避難情報を発表した場合は、区、警察、消防が、町・自治会、自主防災組織と連携して避難誘導を行う。</p>	<p>第2節 避難情報</p> <p>5 避難誘導</p> <p>内水氾濫により避難する場合は、原則として、町会・自治会、自主防災組織が避難誘導を行うものとする。避難情報を発表した場合は、区、警察、消防が、町会・自治会、自主防災組織と連携して避難誘導を行う。</p>
	237	<p>第2章 応急計画</p> <p>第3節 避難所の開設・運営</p> <p>区は、浸水等により自宅に居住することが困難な区民に対し、避難所を開設する。開設する避難所は、浸水区域外の小中学校や公共施設とする。</p> <p>第5節 要配慮者対策</p> <p>1 要配慮者等の支援</p> <p>(3)園児等への支援</p> <p>区立保育園及び区立幼稚園は、気象情報等から水害の危険が予測される場合、できるだけ早期に園児を保護者に引き渡す。</p>	<p>第2章 応急計画</p> <p>第3節 避難所の開設・運営</p> <p>区は、浸水等により自宅に居住することが困難な区民に対し、避難所等を開設する。(削除)</p> <p>第5節 要配慮者対策</p> <p>1 要配慮者等の支援</p> <p>(3)園児等への支援</p> <p>区立保育園及び区立幼稚園は、区による警戒宣言が発せられた場合、できるだけ早期に園児を保護者に引き渡す。</p>
	238	<p>第9節 建物対策</p> <p>2 被災住宅の応急修理</p> <p>災害救助法が適用された場合、区は、自らの資力では応急修理ができない被災者に対し、住宅の応急修理を実施する。</p>	<p>第9節 建物対策</p> <p>2 被災住宅の応急修理</p> <p>災害救助法適用後の住宅の応急修理は、都が実施し、区はこれに協力する。</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
付編 第1章	259	<p>付編 警戒宣言に伴う措置</p> <p>第1章 計画の策定</p> <p>第1節 策定の目的</p> <p>…（略）…</p> <p>このため江戸川区防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、江戸川区地域防災計画（以下、「区防災計画」という。）の付編として、「警戒宣言に伴う措置」を策定した。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>付編 警戒宣言に伴う措置</p> <p>第1章 計画の策定</p> <p>第1節 策定の目的</p> <p>…（略）…</p> <p>このため江戸川区防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、江戸川区地域防災計画（以下、「区防災計画」という。）の付編として、「警戒宣言に伴う措置」を策定した。</p> <p><u>平成29年9月に中央防災会議防災対策実行会議において発表された報告によると、「現時点においては、地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はなく、大震法に基づく警戒宣言後に実施される現行の地震防災応急対策が前提としている確度の高い予測はできないのが実情である。」とされた。</u></p> <p><u>これにより国では、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表を今後は行わないこととし、平成29年11月1日から南海トラフ全域を対象として、異常な現象が発生した場合や地震発生可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁から発表される運用に転換されている。</u></p> <p><u>そのため本区としては、今後の国や都の動向に注視し、必要に応じて地域防災計画に反映していくこととする。</u></p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
	260	<p>第4節 計画の充実</p> <p><u>最近の科学的な知見により、プレスリップ（前兆的なすべり現象）による変化に沿った現象が観測されている場合には、警戒宣言よりもある程度前に今後の推移に説明可能な段階が設定できることとなり、以下のとおり東海地震に関する情報発表を行うこととなった。</u></p> <p>1 東海地震予知情報</p> <p><u>東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表されるもので、これを受けて警戒宣言の対応が取られる。また、本情報の解除を伝える場合にも発表される。</u></p> <p>2 東海地震注意情報</p> <p><u>東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるもので、これを受けて準備行動開始の意思決定等の対応が取られる。また、本情報の解除を伝える場合にも発表される。</u></p> <p>3 東海地震に関連する調査情報（臨時）</p> <p><u>東海地域の観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査状況を発表する。</u></p> <p>4 東海地震に関連する調査情報（通常）</p> <p><u>毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表する。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧	新
部・章	頁	内 容	内 容
第2章	263	第2章 事前の備え 第2節 広報及び教育 2 教育指導 (2) 教育指導方法 児童・生徒に対しては、「防災ノート～災害と安全～」及び高等学校「保健」補助教材「災害の発生と安全・健康～3.11を忘れない～」、「 東京防災 」、「防災ノート」を活用し、地震に関する防災教育を推進する。	第2章 事前の備え 第2節 広報及び教育 2 教育指導 (2) 教育指導方法 児童・生徒に対しては、「防災ノート～災害と安全～」及び高等学校「保健」補助教材「災害の発生と安全・健康～3.11を忘れない～」、 防災ブック「東京くらし防災」 、「 東京防災 」、「防災ノート」を活用し、地震に関する防災教育を推進する。
	264	3 事業所に対する指導（消防署） <u>警戒宣言が発せられた場合における事業所の対応に関して、消防計画等の作成指導を行うものとする。</u> (1) 対象事業所 <u>消防法及び東京都火災予防条例により消防計画等を作成することとされている事業所。</u> <u>東京都震災対策条例により防災計画を作成することとされている事業所。</u> <u>消防署は、上記の対象事業所に対して指導を行うものとするが、併せて関係機関もそれぞれの所掌事務に応じた対象事業所に行政指導を行うものとする。</u> (2) 指導内容 消防計画に定める事項 <u>ア 警戒宣言時における事業所の営業の継続または自粛等に関すること。</u> <u>イ 警戒宣言及び地震予知情報の伝達及び情報収集に関すること。</u>	3 事業所に対する指導（消防署） <u>（削除）</u> (1) 対象事業所 <u>消防法及び火災予防条例により消防計画を作成することとされている事業所。</u> (2) 指導内容 消防計画に定める事項 <u>ア 自衛消防の組織に関すること。</u> <u>イ 地震の情報及び警戒宣言の伝達に関すること。</u> <u>ウ 避難誘導に関すること。</u>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容								
部・章	頁										
第3章	269	<p><u>ウ 火気の取扱の中止等出火防止措置に関すること。</u></p> <p><u>エ 顧客・従業員等施設利用者の安全確保に関すること。</u></p> <p><u>オ 従業員の時差退社に関すること。</u></p> <p><u>カ 自衛消防組織の編成及び活動要領に関すること。</u></p> <p><u>キ 化学薬品等危険物類の転倒・落下・移動防止措置及び貯蔵取扱施設の安全措置に関すること。</u></p> <p><u>ク 防火対象物の施設・消防用設備等の点検に関すること。</u></p> <p><u>ケ 警戒宣言に関する教育訓練に関すること。</u></p> <p><u>コ その他、警戒宣言に関する必要な措置に関すること。</u></p> <p>第3章 東海地震に関連する調査情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置</p> <p>第2節 東海地震注意情報の対応</p> <p>4 活動態勢</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td>注意情報の発表を受けた場合は、平常時の消防業務（災害活動を除く。）を停止または縮小し、次の措置を取る。</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">消防署</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 震災警戒態勢の発令 2 全消防職員及び消防団員の非常招集 3 震災消防活動部隊の編成 4 車両、物資等の調達準備 5 関係機関からの情報収集態勢の確立 6 震災消防活動計画、対策資料の準備 </td> </tr> </table>		注意情報の発表を受けた場合は、平常時の消防業務（災害活動を除く。）を停止または縮小し、次の措置を取る。	消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 震災警戒態勢の発令 2 全消防職員及び消防団員の非常招集 3 震災消防活動部隊の編成 4 車両、物資等の調達準備 5 関係機関からの情報収集態勢の確立 6 震災消防活動計画、対策資料の準備 	<p><u>エ 施設及び設備の点検及び整備その他地震による被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策に関すること。</u></p> <p><u>オ 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関すること。</u></p> <p><u>カ 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること。</u></p> <p>第3章 東海地震に関連する調査情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置</p> <p>第2節 東海地震注意情報の対応</p> <p>4 活動態勢</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td>注意情報の発表を受けた場合は、平常時の消防業務（災害活動を除く。）を停止または縮小し、次の措置を取る。</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">消防署</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 震災態勢の発令 2 全消防職員及び消防団員の非常招集 3 震災消防活動部隊の編成 4 車両、物資等の調達準備 5 関係機関からの情報収集態勢の確立 6 震災消防活動計画、対策資料の準備 </td> </tr> </table>		注意情報の発表を受けた場合は、平常時の消防業務（災害活動を除く。）を停止または縮小し、次の措置を取る。	消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 震災態勢の発令 2 全消防職員及び消防団員の非常招集 3 震災消防活動部隊の編成 4 車両、物資等の調達準備 5 関係機関からの情報収集態勢の確立 6 震災消防活動計画、対策資料の準備
	注意情報の発表を受けた場合は、平常時の消防業務（災害活動を除く。）を停止または縮小し、次の措置を取る。										
消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 震災警戒態勢の発令 2 全消防職員及び消防団員の非常招集 3 震災消防活動部隊の編成 4 車両、物資等の調達準備 5 関係機関からの情報収集態勢の確立 6 震災消防活動計画、対策資料の準備 										
	注意情報の発表を受けた場合は、平常時の消防業務（災害活動を除く。）を停止または縮小し、次の措置を取る。										
消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 震災態勢の発令 2 全消防職員及び消防団員の非常招集 3 震災消防活動部隊の編成 4 車両、物資等の調達準備 5 関係機関からの情報収集態勢の確立 6 震災消防活動計画、対策資料の準備 										

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容				
第4章	271	第4章 警戒宣言時の対応措置 第1節 活動態勢 1 区の活動態勢 (3) 本部の組織 江戸川区災害対策本部組織図 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">本部長室 員</td> <td>危機管理部長 経営企画部長 S D G s 推進部長 新庁舎・施設整備部長 総務部長 都市開発部長 環 境部長 文化共育部長 生活振興部長 産業経済部 長 福祉部長 子ども家庭部長 健康部長 土木部 長 区議会事務局長 秘書課長 教育推進課長 そ の他本部長の指名する者</td> </tr> </table>	本部長室 員	危機管理部長 経営企画部長 S D G s 推進部長 新庁舎・施設整備部長 総務部長 都市開発部長 環 境部長 文化共育部長 生活振興部長 産業経済部 長 福祉部長 子ども家庭部長 健康部長 土木部 長 区議会事務局長 秘書課長 教育推進課長 そ の他本部長の指名する者	第4章 警戒宣言時の対応措置 第1節 活動態勢 1 区の活動態勢 (3) 本部の組織 江戸川区災害対策本部組織図 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">本部長室 員</td> <td>危機管理部長 経営企画部長 S D G s 推進部長 新庁舎・施設整備部長 総務部長 都市開発部長 環 境部長 文化共育部長 生活振興部長 産業経済部 長 福祉部長 子ども家庭部長 健康部長 土木部 長 区議会事務局長 (削除) 教育推進課長 そ の他本部長の指名する者</td> </tr> </table>	本部長室 員	危機管理部長 経営企画部長 S D G s 推進部長 新庁舎・施設整備部長 総務部長 都市開発部長 環 境部長 文化共育部長 生活振興部長 産業経済部 長 福祉部長 子ども家庭部長 健康部長 土木部 長 区議会事務局長 (削除) 教育推進課長 そ の他本部長の指名する者
本部長室 員	危機管理部長 経営企画部長 S D G s 推進部長 新庁舎・施設整備部長 総務部長 都市開発部長 環 境部長 文化共育部長 生活振興部長 産業経済部 長 福祉部長 子ども家庭部長 健康部長 土木部 長 区議会事務局長 秘書課長 教育推進課長 そ の他本部長の指名する者						
本部長室 員	危機管理部長 経営企画部長 S D G s 推進部長 新庁舎・施設整備部長 総務部長 都市開発部長 環 境部長 文化共育部長 生活振興部長 産業経済部 長 福祉部長 子ども家庭部長 健康部長 土木部 長 区議会事務局長 (削除) 教育推進課長 そ の他本部長の指名する者						

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容																																										
部・章	頁																																												
	273	第2節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達 1 警戒宣言時の情報伝達 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">指定公共機関・指定地方公共機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">日本郵便</td> <td style="width: 50%;">東日本高速道路</td> </tr> <tr> <td>NTT東日本</td> <td>首都高速道路</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社</td> <td>トラック協会</td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道</td> <td>京成電鉄</td> </tr> <tr> <td>日本通運</td> <td>東京地下鉄</td> </tr> <tr> <td>東京電力</td> <td>江戸川区医師会</td> </tr> <tr> <td>東京ガス</td> <td>江戸川区歯科医師会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>江戸川区薬剤師会</td> </tr> </tbody> </table>	指定公共機関・指定地方公共機関		日本郵便	東日本高速道路	NTT東日本	首都高速道路	日本赤十字社	トラック協会	東日本旅客鉄道	京成電鉄	日本通運	東京地下鉄	東京電力	江戸川区医師会	東京ガス	江戸川区歯科医師会		江戸川区薬剤師会	第2節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達 1 警戒宣言時の情報伝達 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">指定公共機関・指定地方公共機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">日本郵便</td> <td style="width: 50%;">東日本高速道路</td> </tr> <tr> <td>NTT東日本</td> <td>首都高速道路</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社</td> <td>トラック協会</td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道</td> <td>京成電鉄</td> </tr> <tr> <td>(削 除)</td> <td>東京地下鉄</td> </tr> <tr> <td>東京電力HD(株)</td> <td>江戸川区医師会</td> </tr> <tr> <td>東京電力RP(株)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京電力PG(株)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京電力EP(株)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京ガス</td> <td>江戸川区歯科医師会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>江戸川区薬剤師会</td> </tr> </tbody> </table>	指定公共機関・指定地方公共機関		日本郵便	東日本高速道路	NTT東日本	首都高速道路	日本赤十字社	トラック協会	東日本旅客鉄道	京成電鉄	(削 除)	東京地下鉄	東京電力HD(株)	江戸川区医師会	東京電力RP(株)		東京電力PG(株)		東京電力EP(株)		東京ガス	江戸川区歯科医師会		江戸川区薬剤師会
指定公共機関・指定地方公共機関																																													
日本郵便	東日本高速道路																																												
NTT東日本	首都高速道路																																												
日本赤十字社	トラック協会																																												
東日本旅客鉄道	京成電鉄																																												
日本通運	東京地下鉄																																												
東京電力	江戸川区医師会																																												
東京ガス	江戸川区歯科医師会																																												
	江戸川区薬剤師会																																												
指定公共機関・指定地方公共機関																																													
日本郵便	東日本高速道路																																												
NTT東日本	首都高速道路																																												
日本赤十字社	トラック協会																																												
東日本旅客鉄道	京成電鉄																																												
(削 除)	東京地下鉄																																												
東京電力HD(株)	江戸川区医師会																																												
東京電力RP(株)																																													
東京電力PG(株)																																													
東京電力EP(株)																																													
東京ガス	江戸川区歯科医師会																																												
	江戸川区薬剤師会																																												
	275	2 警戒宣言時の情報伝達 (2) 防災関係機関の広報 東京ガス(株) 東京電力ホールディング(株) NTT東日本	2 警戒宣言時の情報伝達 (2) 防災関係機関の広報 東京ガスネットワーク(株) 東京電力パワーグリッド(株) NTT東日本(株)																																										

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧 内 容	新 内 容																																																												
部・章	頁																																																														
	277	第3節 消防・水防・危険物対策 2 水防対策 (1) 江戸川区 水門・坎（いり）等の施設の点検 水門・坎（いり）等施設一覧	第3節 消防・水防・危険物対策 2 水防対策 (1) 江戸川区 水門・坎（いり）等の施設の点検 水門・坎（いり）等施設一覧																																																												
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施 設 名</th> <th style="width: 50%;">所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>…（略）…</td> <td>…（略）…</td> </tr> <tr> <td>本郷樋管</td> <td>篠崎町 1-44 先</td> </tr> <tr> <td>前野樋門</td> <td>東篠崎 2-1 先</td> </tr> <tr> <td>宿川樋門</td> <td>江戸川 3-10 先</td> </tr> <tr> <td>稻荷樋門</td> <td>江戸川 5-28 先</td> </tr> <tr> <td>千種樋門</td> <td>東葛西 3-15 先</td> </tr> <tr> <td>左近樋門</td> <td>東葛西 9-23 先</td> </tr> <tr> <td>興宮吐出ゲート</td> <td>南小岩 5-3 先</td> </tr> <tr> <td>大杉吐出ゲート</td> <td>大杉 3-25 先</td> </tr> <tr> <td>無名坎</td> <td>一之江 1-17 先</td> </tr> <tr> <td>椿吐出ゲート</td> <td>春江町 2-3 先</td> </tr> <tr> <td>春江樋門</td> <td>一之江 2-22 先</td> </tr> <tr> <td>第二西小松吐出ゲート</td> <td>東小松川 3-3 先</td> </tr> <tr> <td>新左近川水門</td> <td>臨海町 1-5 先</td> </tr> </tbody> </table>	施 設 名	所 在 地	…（略）…	…（略）…	本郷樋管	篠崎町 1-44 先	前野樋門	東篠崎 2-1 先	宿川樋門	江戸川 3-10 先	稻荷樋門	江戸川 5-28 先	千種樋門	東葛西 3-15 先	左近樋門	東葛西 9-23 先	興宮 吐出ゲート	南小岩 5-3 先	大杉 吐出ゲート	大杉 3-25 先	無名坎	一之江 1-17 先	椿 吐出ゲート	春江町 2-3 先	春江樋門	一之江 2-22 先	第二西小松吐出ゲート	東小松川 3-3 先	新左近川水門	臨海町 1-5 先	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施 設 名</th> <th style="width: 50%;">所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>…（略）…</td> <td>…（略）…</td> </tr> <tr> <td>本郷樋管</td> <td>篠崎町 2-64 先</td> </tr> <tr> <td>前野樋門</td> <td>東篠崎 1-7 先</td> </tr> <tr> <td>宿川樋門</td> <td>江戸川 3-46 先</td> </tr> <tr> <td>稻荷樋門</td> <td>江戸川 5-28 先</td> </tr> <tr> <td>千種樋門</td> <td>東葛西 3-15 先</td> </tr> <tr> <td>左近樋門</td> <td>東葛西 9-23 先</td> </tr> <tr> <td>興宮樋門</td> <td>南小岩 5-3 先</td> </tr> <tr> <td>大杉樋門</td> <td>大杉 3-25 先</td> </tr> <tr> <td>無名坎</td> <td>一之江 1-17 先</td> </tr> <tr> <td>椿樋門</td> <td>春江町 2-3 先</td> </tr> <tr> <td>春江樋門</td> <td>一之江 2-22 先</td> </tr> <tr> <td>西小松樋門</td> <td>東小松川 3-3 先</td> </tr> <tr> <td>新左近川水門</td> <td>臨海町 1-4 先</td> </tr> </tbody> </table>	施 設 名	所 在 地	…（略）…	…（略）…	本郷樋管	篠崎町 2-64 先	前野樋門	東篠崎 1-7 先	宿川樋門	江戸川 3-46 先	稻荷樋門	江戸川 5-28 先	千種樋門	東葛西 3-15 先	左近樋門	東葛西 9-23 先	興宮 樋門	南小岩 5-3 先	大杉 樋門	大杉 3-25 先	無名坎	一之江 1-17 先	椿 樋門	春江町 2-3 先	春江樋門	一之江 2-22 先	西小松樋門	東小松川 3-3 先	新左近川水門	臨海町 1-4 先
施 設 名	所 在 地																																																														
…（略）…	…（略）…																																																														
本郷樋管	篠崎町 1-44 先																																																														
前野樋門	東篠崎 2-1 先																																																														
宿川樋門	江戸川 3-10 先																																																														
稻荷樋門	江戸川 5-28 先																																																														
千種樋門	東葛西 3-15 先																																																														
左近樋門	東葛西 9-23 先																																																														
興宮 吐出ゲート	南小岩 5-3 先																																																														
大杉 吐出ゲート	大杉 3-25 先																																																														
無名坎	一之江 1-17 先																																																														
椿 吐出ゲート	春江町 2-3 先																																																														
春江樋門	一之江 2-22 先																																																														
第二西小松吐出ゲート	東小松川 3-3 先																																																														
新左近川水門	臨海町 1-5 先																																																														
施 設 名	所 在 地																																																														
…（略）…	…（略）…																																																														
本郷樋管	篠崎町 2-64 先																																																														
前野樋門	東篠崎 1-7 先																																																														
宿川樋門	江戸川 3-46 先																																																														
稻荷樋門	江戸川 5-28 先																																																														
千種樋門	東葛西 3-15 先																																																														
左近樋門	東葛西 9-23 先																																																														
興宮 樋門	南小岩 5-3 先																																																														
大杉 樋門	大杉 3-25 先																																																														
無名坎	一之江 1-17 先																																																														
椿 樋門	春江町 2-3 先																																																														
春江樋門	一之江 2-22 先																																																														
西小松樋門	東小松川 3-3 先																																																														
新左近川水門	臨海町 1-4 先																																																														

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

部・章	頁	旧 内 容	新 内 容
	285	<p>第6節 学校・病院・福祉施設対策</p> <p>1 学校（区立幼稚園・小学校・中学校）</p> <p>(1) 在校時</p> <p>警戒宣言が発せられるとともに、原則として授業を打切り、警戒宣言の解除までは臨時休校の措置を取る。</p>	<p>第6節 学校・病院・福祉施設対策</p> <p>1 学校（区立幼稚園・小学校・中学校）</p> <p>(1) 在校時</p> <p>警戒宣言が発せられるとともに、原則として授業を打切り、警戒宣言の解除までは原則臨時休校の措置を取る。</p>
	288	<p>4 社会福祉施設</p> <p>(1) 保育園・(追加)・すくすくスクール・福祉作業所・虹の家・希望の家・みんなの家・えがおの家・さくらの家・障害者支援ハウス・障害者就労支援センター</p>	<p>4 社会福祉施設</p> <p>(1) 保育園・育成室・すくすくスクール・福祉作業所・虹の家・希望の家・みんなの家・えがおの家・さくらの家・障害者支援ハウス・障害者就労支援センター</p>
	291	<p>第9節 電気・ガス・上下水道対策</p> <p>1 電気</p> <p>地震災害予防及び災害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言及び情報ルート等の確立、要員・資器材の確保、電力の緊急融通体制の確保等地震防災応急対策を講ずる。</p> <p>(2) 地震災害警戒態勢の確立</p> <p>警戒宣言が発せられた場合には、非常災害対策態勢の第3次非常態勢を確立する。</p>	<p>第9節 電気・ガス・上下水道対策</p> <p>1 電気</p> <p>地震災害予防及び災害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言及び情報ルート等の確立、要員・資機材の確保、電力の緊急融通体制の確保等地震防災応急対策を講ずる。</p> <p>(2) 地震災害警戒態勢の確立</p> <p>警戒宣言が発せられた場合には、非常災害対策態勢の第3非常態勢を確立する。</p>

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）新旧対照表【本冊】

部・章及び頁は令和3年度版の数字です。

		旧	新
部・章	頁	内 容	内 容
	291	<p>(5) 要員・資機材</p> <p>資機材の確保</p> <p>警戒態勢が発令された場合、工具・車両・舟艇・発電機車・変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに手持資器材の数量確認及び緊急確保に努める。</p>	<p>(5) 要員・資機材</p> <p>資機材の確保</p> <p>警戒態勢が発令された場合、工具・車両・舟艇・発電機車・変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに手持資器材の数量確認及び緊急確保に努める。</p>